

更に辭職の要を開陳

此れにて十二日夜(文久三年三月)の辭職引留運動は了つた。而して翌十三日に至りては、春嶽は更らに中根鞞負を以て、辭職の止む可からざる所以を開陳せしめた。

十三日中根鞞負を二條城に指出さる。昨夜一橋殿、小笠原殿以下來邸、辭職を思ひ止まらるゝ様にと勸誘せられ、又生麥事件の周旋を希望せらるゝとの事もありけれど、公(松平春嶽)辭職は到底思ひ止まる可くもあらず。生麥事件とても既に辭表を差出せる今日、いかに懇意なればとて、此一事に限り、周旋するは島津家に對し不面目にもあり、殊に此事は、懇意の故を以て、周旋するよりも、公然政府より御談じあるかた、却て政府の威權も立べければ、承諾すべきにあらずとありて、其意を一橋殿、小笠原殿に申述べさせられしなり。

水野板倉勳説

此の如く春嶽の辭意は、斷乎として動かす可からざるものあつた。然るに水野和泉守、板倉周防守の兩閣老は、更らに中根に向つて、

兩閣老、さらば御出勤の事は暫く聞き、生麥事件は、是非とも御周旋ありたし、

懇意の故を以て周旋するよりも、公然政府より御談じあるかた、却て政府の威權も立べしとの御趣意は、一理ある様なれど、懇意の故を以て、周旋する方なれば假令仕損しても、再び取直し方あるべきを、正面よりの談じにては、容易に圓熟すべき事も、圓熟に至りがたかるべく、加之萬一仕損ずる事ありても、再び取直しがたかるべし。故に此事に限りては、何分にも周旋を煩はしたき内議なれば、今一應春嶽殿へ、此意を申上げ、御承諾ある様に取計らはれたし。

春嶽の島津周旋斷

此れが水野、板倉兩閣老の意見と云はんよりは、寧ろ春嶽に對する最後の請要であつた。然も春嶽は十四日に至りて、更らに前議を繰り返して動かなかつた。元來此事(生麥事件)たる、政府は英國の望めるごとく、償金を交附し、島津には相當の譴責を命ぜらるゝが公正の御處分なるべし。然るに事爰に出られず、懇意の者をして周旋せしめられては、政柄は如何なり行くべきか、故に折角の御内談なれど、春嶽はいづく迄も、此周旋は御斷はり申上たき意見なりと

申ししかば、兩閣老了解せられ、いかにも至當の御意見なれば、此上は公然三郎へ尋問せらるゝ方に計らふべしと答へられ、さて此時も頻に公(泰嶽)の出勤を勧誘せられけれど、三人(春嶽の重臣本多飛騨、狛山城、三岡三郎)は已に決心せし事故、動かざるべしと答へて退出せり。

此の如く幕府の要人等は、生麥事件を内輪から、春嶽の手を假りて、島津久光と談笑の間に解決せんとしたが、春嶽は斷乎として之に應ぜず、遂ひに其事も沙汰止みとなりて、今は島津久光の上京を待つことゝなつた。

第十三章 島津久光の來去

〔六八〕 島津久光再度の上京

久光入京

扱も島津久光は、文久三年三月四日、鹿兒島前の濱より乗船し、伊豫沖に於て、支藩佐土原藩主島津淡路守忠寛に邂逅し、上國の形勢を詳にし、十一日兵庫より上陸、大阪に赴き、十三日伏見に一泊、十四日入京、直に近衛邸に參候した。中川宮、鷹司關白、一橋中納言、山内容堂等皆な來會、終日談論、深更に至りて決せず、知恩院に館した。此れは錦小路の藩邸は狹隘なるが爲めであつた。

久光上京の目的

彼は所謂る欲拂扶桑國裡塵の大抱負もて、文久二年四月は大兵を率ゐて上京し、やがて、勅使大原重徳を護して東下し、其の使命を果して復命し、閏八月下旬に歸國の途に就き、爾來屢ば召命を拜するも、生麥事件の爲めに、薩藩防禦準備の必要及び其他の理由よりして、上京を差し控へてゐたが、今は召命と與に、京

建言要綱

都の形勢甚だ憂ふ可きものあるを見て、其の意見具申の爲めに上京した。彼は在國にも拘らず、曩には其家臣大久保利通を上京せしめ、且つ東下せしめ、それ／＼運動する所あつたが〔參照一三一―二五〕、遂ひに其志を達するを得ずして、歸國した。されば今回は彼自から其の意見を忌憚なく開陳することとした。左記は則ち當日差し出したる建言の要項だ。

一 今日者無伏藏十分言上仕候間、忌諱嫌疑等御宥捨奉願候事。

此れは無遠慮に意見を開陳することだ。以下を見れば全くその通りである。

輕卒攘夷の不可

一 攘夷御決議輕卒之儀不可然事。

此れが根本論だ。彼は乃兄齊彬の遺志を奉じて、攘夷の輕忽に行ふ可からざるを熟知してゐた。例の生麥事件の如きは、彼の從者と外人とが、出合間際の出来事にて、決して彼が外人と開戦の爲めに斯る仕事を目論見たることでは無かつた。但だ運命の奇遇は、攘夷を好まざる彼をして、外人より攘夷實行を押賣せ

慶喜春嶽冷遇の非

らるゝ場合に至らしめ、英艦が薩摩海に押し寄せ來るに際しては、遂ひに開戦の餘儀なき場合に至つたのであつた。

一 後見(一橋慶喜)總裁(松平春嶽)を奴僕之如く御對遇、浮浪藩士之暴說御信用尤不可然、且於御膝下、法外之儀有之候を、其儘に被召置候儀、朝憲、幕令も不行姿、只に亂世之基、嘆息に不堪候事。

此れは京都に於ける暗殺、晒物など、浮浪等が、自から私刑を舉行したる事に就ての事、足利將軍木像の梟首なども、固より此中にある可きだ。

暴說家處分の事

可有之事。

前者は三條實美等のこと、後者は久坂義助、轟武兵衛、其他長州、土佐等の志士に就てのこと。

前關白等委任の事

一 宮前關白、中山、正親町三條等、以前之如く、御委任等之事。

宮とは中川宮のこと。前關白以下は近衛忠熙、中山忠能、正親町三條實愛など、當

時は何れも急激派に排斥せられてゐた。されば島津久光は、彼等を従前通りに、朝廷の大事に參與せしめ、急激派の朝廷を一變して、穩健派の朝廷たらしめんと期したるものだ。

大原宥免の事

一 大原御宥免之事。

大原は勅諭改竄の責を負うて、罪を得て、廢殘蟄居の身となつた(參照 五一)。されば島津久光は、大原の心事を諒として、其の御宥免を希うたものだ。

大政征夷委任の事

一 天下之大政、征夷え御委任之事。

一 長州父子所見、後見より質問之事。

此れは一橋慶喜をして、毛利慶親、同定廣等の意見を質問、否な其の眞意を詰問せしめんとの見だ。此に於て薩藩は漸く正面衝突の鋒鏑を露はし來つた。

御親兵の無用

一 御親兵一條之事。

此れも勿論、幕府へ大政御一任とあれば、御親兵の必要は認めなかつたものと察せらる。

一 無用之諸大名、藩士等都而歸國之事。

一 主命之外、藩士え御面會御無用之事、浮浪者尤不可然事。

此れは中川宮、近衛前關白は勿論、堂上方に向つての忠告だ。藩士尙且つ然り、況んや浮浪をやだ。

亡命者信用の非

一 主家亡命之者、御信用不可然等之事。

此れは前條より更に一步を進めての忠告だ。

一 英夷一條、諸夷一條。

一 神宮御守衛として、親王方被差遣候儀、尤不可然事、是者其近國之大名え被命至當之事。

一 浮浪藩士之心底、能々御勘辨有之度事。

何れも當時京都に於ける雰圍氣中から見れば、全く懸け離れたる意見のみにてあつた。

島津久光入京

三月十四日島津三郎殿入京せらる。さて島津殿旅寓(智恩院を旅寓とせられき)には立寄られず入京のまゝ近衛殿へ參候せられしが、關白殿下中川宮御集會ありて、更に一橋殿及び松平容堂殿を呼寄せられ、御一同三郎殿へ對面ありしに、三郎殿過日來攘夷拒絶を急がせらるゝ由なれど、是は方今決して行はるべきにあらず、又堂上方に國事掛を命ぜられてあれど、是は害ありて益なれば、速に廢せらるゝ様、生麥事件は軍艦を薩海へ指向けらるべし、應接の上時宜により償金をも指出べしと申立られしかば、中川宮堂上の國事掛りを廢するには至りがたしと仰せられしのみにて、兩殿下は何の御答もなかりしとぞ。此時三郎殿又一橋殿に對して攘夷拒絶の行はるべきにあらずるは、飽迄も御承知なるべきに、何とて容易く御請に及ばれしやと、難詰せられしが、一橋殿にも何の御答はなかりしとぞ。(續再夢紀事)

【六九】小松帶刀の大久保利通に與へたる書翰

京都に於ける久光の行動

島津久光の建白は、固より當時の朝廷には採納せらる可くもなかつた、而して如何に久光が京都に於て行動したる乎、將た久光側に於て、如何に京都の情勢を看取したる乎、それは久光の重なる隨行者小松帶刀が、三月十六日附、在鹿兒島の大久保一藏(利通)に當てたる書翰を見れば、自から分明だ。

關白不斷因循

一 十四日(文久三年三月)六つ半時(午前七時)伏見御立にて、直様近衛様へ被爲入、關白殿下(鷹司輔熙)中川宮様御出會に相成、三卿御揃之所にて、御趣意委曲被仰上候處(參照 六八)何れも様、一々御威服被成候得共、現在御趣意之通被行候儀被遊兼候段、例之御不斷、左候て右三卿(中川宮、近衛、鷹司)御逢に一橋公、土州(容堂)も御出會にて、五公御揃之處にて、尙又御趣意被仰上候處、一土兩公(慶喜、容堂)も、實に天下之正義と、極御威服にて、朝廷より命さへ下り候得ば、如何様とも所置は可仕段、一橋公よりも申上に相成候て、御前にはひどく被仰上候得共、關白様(鷹司輔熙)前關白様(近衛忠熙)御不斷御因循にて、逆も御建白被行候御決議不相付候に付。

此れにて久光の建議が、その儘採納に至らなかつたことが判知る、斯く前關白、現關白の不斷は、畢竟するに主上の思召を付度し參らせかねたる結果歟、將た在朝の急激派に致されたる結果歟。

久光に三條姉小路説得依頼

此儀御決定無之候は、明日は出立可仕、杯被仰上、其御座御退席に相成候處、又々三卿より被遊御逢と之御事にて、是非轉法輪三條公(實美)姉小路(公知)へ、御前(久光)より被成御辯解候様、兩殿下より被仰上候付、當座一通之所にて御退席に相成候。

久光によりて三條、姉小路の急激派を説得せしめんとした。如何に彼等の巨頭達が、此の年壯氣鋭の急激派に惱まされたることよ。

一橋山内亦無議論

尤中川宮様には兼て之御氣分通、隨分御用之思召も被爲、在候得共、何分殿下(靈司)御不斷にて、宮様にも無御據御次第に御座候。一橋公、土州公(慶喜、尊容)も、御建言を御感心被成候計之事にて、何之御議論も無之候。右之御時宜合にて、夜入九つ時分(十四日午夜)知恩院へ被遊御著、御機嫌克被遊御滯京候。

此れが著京初日の出來事だ。

簾に腕押し

左候て昨日(十五日)迄も、前殿下(近衛)之御方へ細々被仰上候得共、逆も被行申儀に無之候。新殿下(靈司)之方へは、五人差出、必死に差迫り申上候得共、簾に腕押しにて、無力、皆々罷歸申候。どふしても被行候儀に無之、御盡力之御次第、右之通御座候。我々共にも粉骨碎身、周旋仕候得共、もふは押していたし候ては、都て行先之事に付、相障可申、此上は遠望深慮之工夫不相付候ては、不相濟譯、且又攘夷拒絶之時季にも至り、御國元御手當之儀、旁不被爲入候は、では不相濟折柄、御建言之事も直様被行申事にも無之、併打破御手被付候得ば、不出來譯も無之儀と相考候得共、夫に相成候得ば、兎角一二年は不相掛候は、では、挽回之期も六かしく、就ては時態切迫故、片時も早く被遊御下向方可然思召にて、明後十八日御立にて、御宿割等之通、被遊御通行旨被仰出、早々御仕廻方に御座候。

京都では思ふ様に參らず、藩地では外難に迫る、寧ろ速かに歸藩に若かずとは、

京地依然
暴論のみ

當時久光君臣の與に俱に相ひ謀つたところであらう。
一 當地(京都)形勢は、格別相替候事も無之、矢張諸藩士之暴論家甚朝憲を蔑し、朝廷之朝廷に非ざる次第にて、誠に嘆息に堪ざる事に御座候。何分此儀は御所置之次第も可有之と相考申候。於幕府評議朝に定、夕に變る勢にて、世態衰微術計盡果申候。巨細之儀は、不日御歸國之上可申上候。
此れが京都の形勢だ。斯る次第なれば、久光が忽ち來り、忽ち去りたるも決して偶然にあらずだ。

【七〇】 島津久光京都を去る

退京上申
書

前記小松帶刀が、大久保利通に與へたる書翰の通り(參照六九)にて、とても京都の形勢は、島津久光が鹿兒島から乗り込み來つて周旋したとて、齒が立つ可き

様もなかつたから、彼れ久光も自から觀念して、勿々京都を引揚ぐることにした。彼が三月十七日附の上申書は左の通りだ。

今般私儀奉蒙御内命、上京仕、輦下之形勢詳に觀察仕候處、皇國之御危急、旦夕に迫候趣、顯然相見得候に付、愚魯之身を不顧、公武之御重職方え、存慮十分獻言仕候得共、逆も御採用被爲、在候御模様、無御座、慷慨歎息之外、無御座候。就ては無用之小臣長々滯京仕候ては、却て公武之御爲不相成、讒言紛々と沸騰仕、終には於御目前騷亂を生じ候は、案中と奉存候。

國元防備
の要

此れは言聽かれず、謀用ひられず、滯京は却て妨げとなるを云ふ。
殊に攘夷御決議之上は、國元之儀、三面之海岸、寸地も醜虜に掠奪不被致様、防戦之用意嚴重不申付候ては、御國威を奉貶候場に相當り、別而恐入奉存候間、不得止明日發足仕候。急速之儀御疑も可有御座候得共、右申上候外所存無御座候。是等之趣、御聞取被成下度、伏て奉願上候。誠惶誠恐謹言。
と云ひ、更らに同月同日附にて、京都所司代へ、

所司代への上申

此節攘夷之嚴令承知仕候に付、夷舶一艘にても國元え致、碇泊候は、不及應接早速加誅戮候所存に御座候、且時宜に依候ては、蠻夷爲征討軍艦差遣候儀も可有之候間、御聞置被下度奉存候以上。

止むを得ざる申出

此れは恐らくは生麥事件、英艦の來寇を豫期したる上にて、斯る届書を出したものと察せらるゝ。本來島津久光は、攘夷御決議輕卒之儀、不可然事と建白したる程なれば、斯る文句を届け出づるは、決して彼の本來の意志では無かつた。けれども朝廷にて島津等の意見を採納せず、攘夷の嚴令を布かれたる上は、斯く覺悟するの外なしとて、斯く申出たものであらう。それにしても、生麥事件の結果を豫想しての上であることは、固より云ふ迄もない。

近衛氏宛

尙ほ島津久光は、三月十八日附にて、近衛忠熙に、左の一言を呈してゐる。此れは京都出立以後、大阪からの書翰だ。

急々歸國の必要

昨十七日御届申上候通、今日出京著阪仕候處、英夷國許え來舶之模様申來候。就ては修理大夫(薩藩主茂久)在國之事には御座候得共、未若年之故、行届兼候

儀も有之、六百年來御預之王土、聊にても彼が蹂躪を受候ては、御國辱は勿論奉對祖宗之神靈、無_レ申譯儀、恐入奉存候に付、一日も早く歸國仕、守禦之策略十分を盡し、必死に防戦仕、夷賊一人も不殘加誅戮、數十代之奉報朝恩、度赤心に御座候間、無_レ據早々出船仕候。

此れによりて久光が急遽の歸國——十四日入京、十八日出京——も決して偶然でないことが判知る。

當時於御膝下守衛は、大樹公御滞留之上、諸國之大小名在京之事、御座候得ば、御手薄之儀も被爲、在間敷と乍恐奉存候、且又關東應接之次第に依り、夷賊承伏仕候は、天下國家之大幸無_レ此上御事と奉存候、其節は速に上京仕、奉謝莫大之天恩、度含に御座候。若發足御差留之朝命被爲、在候御事も難計奉存候間、右之趣意、宜御汲取被成下、御都合可然様、御執成被仰上被下度、伏て奉願候以上。

歸國發途

斯くて三月二十日、島津久光は大阪を發し、日向まで航行、細島より上陸して鹿

兒島に還つた。久光の京都を發するや、近衛忠熙は、久光の書翰を見て、使者を久光の館せる知恩院に遣はし召還したが、既に出立後であつたから、更らに京都に於ける薩邸の留守居本田彌右衛門及び高崎猪太郎をして、馳せて大阪に赴かしめたが、彼等は久光に大阪邸に謁し、進説する所あり、久光は前掲の一書を本田彌右衛門に托し、之を近衛忠熙に呈せしめ、纜を解いて去つた。而して兩人は既に及ばなかつた旨をもて、近衛前關白に復命した。

島津久光歸國

三月十七日(文久三年)公歸國の志を決し、朝廷及幕府へ同文の書を上り、又留守居本田彌右衛門をして一書を所司代牧野備前守(忠恭)に進む。公京師の情況漸く推移し、天下の形勢亦將に變遷せんとするを熟視し、慷慨悲歎に堪へず。故に斷然京師を去らんと欲す。初公の意見を近衛邸に呈するや、國事掛等公の言を以て姑息の策なり。として誹議す。藩士之を聞て憤懣し、若し一步を誤らば争鬪に及ばんとするの勢あり。是亦公の歸志をして益々切ならしむると云ふ。(中略)

三月二十日、公大阪を發し航行日向に至り細島より陸行す。公の京師を發するや、近衛前關白公の書を覽て大に驚き、使者を公館(知恩院本陣)に遣して召還す。及ばず。在京邸本田彌右衛門、高崎猪太郎をして馳せて大阪に赴かしむ。亦及ばず。(島津久光公實紀)

第十四章 將軍家茂の滯京

〔七一〕 將軍家茂滯京問題

將軍歸府
申請

將軍家茂の京都滯在期間は、當初から十日と定つてゐた。然るにそれが後見職一橋慶喜の意見や、彼是の事情から延期となつた〔參照六五〕。斯く延期となつた間もなく、此度は將軍家茂自から歸府の申請をした。然るに三月十七日關白鷹司輔熙は、一橋慶喜へ、左の御沙汰書を傳へた。

關白沙汰
書

英夷渡來關東之事情切迫に付、防禦之爲、大樹歸府之儀、尤之譯柄に候得共、京都並近海之守備、警衛之策略、大樹自指揮可有之候。且攘夷決戰之折柄、君臣一和に無之候ては、不相叶之處、大樹關東へ歸府、東西相離候ては、君臣之際、情意不相通、自然間隔之委に相成、天下之形勢不可救之場に可至申候。當節大樹歸城之儀は、於叡慮不被爲安候間、滯京在之、守衛之計略、厚被相運奉安宸襟候様

思食候。英夷應接之儀は、浪華港へ相廻し、拒絶談判可有之、開兵端候節は、大樹自出張萬事被指揮候は、皇國之元氣挽回之機會に可有之思召候。關東防禦之儀は、可然人體相撰、被申付候様、御沙汰候事。

とある、尙ほ前文には更らに其後に左の一節を註してゐる。

前文之趣、大樹御請仕候節は、攘夷竝首途直に八幡行幸、於神前賜節刀思召にて、三月十七日於小御所、關白殿一橋殿へ被仰渡とある。

京都朝神の意向

一橋慶喜、松平容保なども、加茂行幸の際に、主上が將軍家茂を眷愛遊ばされたる次第を實見し、中心竊かに公武一和の期も、近きにある可しと考へたであらうが、それと同時に從來殆んど僕々爾として、關東の意を迎へたる京紳等が、將軍の前を、駕乗の儘打せつつ、何の敬禮をもなさず、唯だ幕威を、晴れの場所にて毀損するを以て、快事となしたる如き行動には、全く氣付ぬではなかつたであらう。されば將軍を強ひて京都に滞在せしむるも、一は上掲の如く、將軍に倚信

滯京命令の次第

の爲めであつたかも知れぬが、他方に於ては將軍を抑留し、將軍を京都にて人質に取りて、飽迄幕府を蹂躪するの道具に使用せんと欲したる者も、皆無では無かつたかも知れない。固よりそれは決して主上の思召ではなかつたが。

一 三月十七日、一橋、水野、板倉等召設於小御所、從殿下被申渡。尙大樹へ申聞候旨奉答。

一 十八日、一橋以下參内、大樹へ申聞候處、滯在御請難申上旨、猶明日大樹參内之上、御沙汰。

一 十九日大樹參内、於御前御沙汰に相成り滯在之儀、御請に相成候、(在長朝臣記)

此れにて一度は鷹司關白が、十七日一橋後見職や、水野、板倉の兩閣老やを召して、滯京の命を傳へ、十八日には彼等參内、將軍御請申上げ難き旨を理り、十九日には將軍參内、御前に於て御請致した次第が判知る。

三月十九日、大樹參内以口書御達。

將軍參内御達頂戴

大樹歸府之事段々以勅諭被召止候事。

先日御沙汰被爲在候通將軍職萬事は迄之通御委任に候就ては諸大名以下守衛萬端指揮於被致は御安心之事。

事に寄候は御親征も被爲在度程之思召候事。

三月

此の如き御達書を頂戴したる上は將軍家茂は只だ叩頭するの他はなかつた。則ち、

畏御請申上候。

家茂

家茂參内の状況

今ま家茂參内の狀を記せん、

三月十九日 今日俄に大樹公、御用の儀に付參内候て、御小座敷へめし、御對面成、御引直衣也、其御跡にて、またくめし候て、御對面成、親王様も御對面成、一寸御菓子たまふ、御手づからつゞれ織御紙入、御組物に銀の御させる、御印

籠皆具に、銀の御筆掛たまふ。

此處に親王様とあるは、當時十二歳にならせ玉ふ祐宮殿下にて、即ち他日の明治天皇にて在す、而して二十日に至りて、一橋後見職より、武家傳奏へ、左の如く、

大樹公暫時滯京之儀、御請申上候上は、過日御沙汰御座候關東防禦之儀、彌可

然人體相撰、早々申付候、趣被聞召度段奉承知候、右は松平陸奥守(伊達慶邦)へ、明日申渡候心得に御座候。

右御答申上候事。

重ねて東歸申請

と答へた。然るに二十二日に至り、將軍家茂は、重ねて東歸を申請した。

三月廿二日、大樹俄參内、傳聞異國船浦々來著、攘夷取掛に付、歸府御暇毎々雖願申、不聞食、來月四日八幡行幸供奉、強被仰。而隨從武士殊外難遣、不レ得止事、届拾之振合、明日出立様子被聞召不レ濟とて、俄參内被仰出、亥半刻(午後十一時)許被參云々。不レ可レ説、不レ可レ説。(言成卿記)

此れがやゝ消息の一端を漏らしてゐる様だ。

三月廿一日、一橋、水野、板倉等殿下へ參上、大樹滯在之儀に相成候。歸府無之ては關東指揮難行届、是非御暇相願度旨申上。

廿二日被召、大樹唯今歸府にては、人氣にも拘候儀故、滯在有之事更御沙汰。

〔通無神記〕

主上親しく滯京御

此の如く將軍家茂は、御届捨てにて歸府もしかねまじき形勢に付、三月二十二日には朝廷より猝かに參内を命せられ、主上より親しく滯京の旨を御諭し遊ばされ、而して其の代りとして、水府慶篤に歸東を命せられた。

三月廿五日 水戸中納言(徳川慶篤)殿明日歸府被仰出、左之通御申渡之由、

關東爲守衛、下向被仰付候に付、防禦筋之義、大樹目代之心得を以、指揮可有

之候、先祖以來格別勤王之家柄、先代之遺志致繼述、闔藩一致盡力防戰、可奏

夷狄掃攘之成功様御沙汰候事。

此の如く當坐は水戸慶篤を將軍の代理として、歸東せしむることとなつた。此の如くして將軍家茂の一身は、心ならずも京都に抑留せられつゝある姿とな

つた。

〔七二〕 御親兵制實行の促進

朝廷親兵制實行取急

御親兵一條は、攘夷期限決定と關聯して、三條、姉小路東下使命の一であつて、朝廷ではそれが宿題であつた。但だ幕府ではその實行には左程熱心でなかつた。強ひて反對せざる迄も、餘りに好まなかつた。それは勿論其の筈だ。何となれば如何に公武一和と云ふも、朝廷に兵權を持たしむることは、決して幕府に取りて、安心す可き事ではなかつたからだ。されど京都側ではその實行を取り急いだ。三月九日附にて、國事掛參政等が、言上したる文書に曰く、

國事掛參政等言上

親兵之儀、早々言上有之候様、御沙汰相願度候。萬一御理申上候共、方今時勢、是非被置候ねば、不相成儀。御座候間、斷然諸藩へ可被仰付、尤近衛瀧口杯、舊典御

再興之趣を以、可被仰出候。

孤島之儀、此間諸藩へ御沙汰有之候得共、今以御返答無之候。尙又幕府へも見込御尋、防禦御沙汰相願度事。

北海、若丹其外海防處置、上洛中に不都合無之様處置決定可有之、御尋相願度候。

右三个條、大樹上洛中に御尋決答御承知相願度、就ては日合等も無之候間、今日にも一橋被召寄被申渡度事。

御返答之儀は、來十二日に必可申上被仰付可然存候。

朝廷諭達書

而して此れと殆んど同時に、朝廷よりは幕府に對し、左の諭達書が出て來つた。

御親兵之儀は、毎々被仰出候通、是非共被設置度思食候。名目之儀、御守衛にては、御差支不被爲在候間、拾萬石以上大名より、高割を以て、人數差出候様、急々可被申達事。

慶喜復奏書

斯くて此れに對し、一橋慶喜は、左の通りの復奏をした。

致拜見候、御親兵之儀、是非共御設之思食に候間、名目は御守衛と相成候ても御差支無之趣に被爲在候に付、拾萬石以上大名より、高割を以、人數差出可申旨、早々相達候様被仰出候段、奉畏候。

三月十五日

幕府宣誓書

此の如く幕府側では御受けをした、而して三月十九日に至りては、左の宣達書が出て來つた。

爲禁闕御守衛、諸藩拾萬石以上、高割を以、一萬石一人宛貢獻致候儀、於大樹公御受到相成候間、各忠勇强悍之士を精選有之、兵器食料是に準じ、被指出候様被仰出候。猶御規則制度之儀は、追々可被仰出候得共、右選士急々取極可申出候事。

所司代布達書

その翌日——三月二十日——に至り、京都所司代牧野備前守忠恭は、武家傳奏坊城俊克、野宮定功に當て、左の布達書を差出した。

禁裏御所爲御守衛、拾萬石以上之面々より、一萬石に付、家來一人宛之割を以、

身體強壯、行狀宜勇幹之者相撰、京地へ差出、御警衛相勤可申候、尤取締向は、主人主人にて厚く世話致し、一今年宛にて交代爲致可申候。

右之趣、御所より御沙汰之趣も有之候間、得其意、早々人撰差出候様可致候。右之趣十萬石以上之面々へ相達候に付、御兩卿へ可相達旨、年寄共申聞候間相達候事。

長藩の親兵稟請

惟ふに朝廷に於て、斯く御親兵の企圖實施を取り急がるゝに至りたる所以の一は、毛利家の刺戟與りて大に居るものと察せらる。即ち長藩からは、二月廿八日附にて、左の稟請書を提出してゐる。

御親兵之儀、先般御沙汰被爲在候處、今以御人數不相揃、當今外患切迫に付、差越候儀には御座候得共、大膳大夫石高に應じ、萬石一人之當りを以、選士三十七人貢獻仕度奉存候。右貢士御規則之儀は、於朝廷御吟味可被爲在候得共、於于下も存付候廉有之候は、追て申上にて可有御座、其内貢獻御許容被仰出候は、右貢士へ御手當之食料用金等は、大膳大夫より朝廷へ献上仕、從朝廷

御手當被下置候様可被爲在御事かと奉存候。旁之趣、御内慮奉伺候間、宜御差圖可被成下候。

朝廷慶親への達書

此れに就ては、朝廷より毛利慶親當にて、選士貢獻之儀、神妙之至、御満足被思食候。願之通可貢獻之由御沙汰候。就ては禁兵之御規則未被爲調候間、暫之處其藩にて、隊將を相立、先京師屋敷に詰居候様、御沙汰候事。

此の如くして長藩が親兵貢獻に付ては、實に其の皮切をした。然も幕府側の關心は、寧ろそれよりも、幕府側擁護壯士の團體たる、新撰組の組織であつたであらう。

【七三】 松平春嶽再度の辭表

春嶽辭表
撤回せず

島津久光は倏ちに來り倏ちに去つた〔參照 六八一七〇〕。而して今や松平春嶽も、其の政事總裁職を抛つて、亦た歸國することとなつた。此れは當人にも全く時局に見切りをつけて、餘儀なく退隱したものだ。抑も春嶽の辭表提出は、既記の通りにして〔參照 六四〕、其の引留運動も頗る念が入つた〔參照 六六一六七〕。然も彼は寧ろ進んで將軍に辭職を勸告しても、自からの辭表撤回を肯じなかつた。

春嶽板倉
會見

十五日〔文久三年三月〕暮時過板倉周防守殿來邸せらる。公〔春嶽〕辭職申立中なれど、國家のため黙止がたき事あればとて、來邸を請はれしなり。此時公過日拙者は將軍職を辭せらるべしと申立しが、其申立の行はれざりしは、諸有司例の姑息に泥み、僥倖を萬一に期するよりして、政柄を棄却するに吝なるの致す所なるべけれど、何程これを棄却せじとしても、彼斷行し得べからざる攘夷拒絶の如き、又終に與へずて止を得べからざる生麥事件の償金の如き、定見のある所を、朝廷へ申上ず、空しく時日を費されては、天下の危難立所に至り、到底永く政柄を維持する事は難かるべし。

此れは春嶽としては、尤の意見だ。されど攘夷拒絶の一件は、彼が主として江戸に於ては、三條、姉小路兩勅使の使命に對して、承服を發議したのではなかつた乎。今更ら昨是今非と云うても、大勢を此處まで導き來りて、急に攘夷拒絶不能論を唱へても、固より追付くことではあるまい。

春嶽將軍
辭職論

近日島津三郎上京せるよし、定めて此二事の難局を排除する事に盡力すべければ、頼もしきが如くなれど、若三郎の盡力を頼み、難局を排除し得なば、夫の爲め今後政柄は、何人に歸すべきや。矢張幕府は虚器を擁せらるゝ事となるべし。故に拙者は何處迄も、將軍職を辭し、我より政柄を朝廷へ返上せらるる覺悟を定め、さて進んで此難局に當り、三郎いよゝゝ盡力すべしとならば、應分の盡力に及ばせらるゝ事を希望するなり。畢竟皇國を安んずるためなれば、假令政柄を失はれても、宗祖に對し、聊愧づる所なきにあらずや。

春嶽裏切
らる

以上が春嶽が閣老板倉勝靜を召致し、意見を具申したる所だ。しかし島津久光は、自から進んで難局に衝るを欲せず、單に意見を提出し、其の行はれざるを見

て、颯々と引き揚げ歸國したから、これには春嶽も、或は豫期の全部でなき迄も、若干を裏切られたであらう。尙ほ春嶽は去る九日辭表捧呈の後、更らに再び左の願書を出した。

春嶽辭職
許可督促

私儀先達而御役御免之儀奉願候處、今以何等之御沙汰も無之、奉恐入候切迫之御時節、兼々申上候通り之次第に而、重任を辱罷在候儀、實に不堪、恐懼奉存候間、何分にも早々御免被成下候様、奉再願候、以上。

三月十五日

松平春嶽

此の一件に付ては翌十六日附にて、一橋慶喜の武家傳奏坊城俊克、野宮定功に與へたる書中に、

慶喜また
諦めか

春嶽儀は所勞にて、退辭之願差出、是又迫て申立候に付、種々申諭候得共、承引不致候間、則願書差上申候、宜御取計可被下候事。

山内中川
宮諦めか

と、されば一橋慶喜も、早速此事にはヒを投げたるものと察せらる。然るに未だ

ヒを投せざるは、彼の親友山内容堂と、彼と穩和の意見に於て、ほと一致したる中川宮とである。

十七日、松平(山内)容堂殿來邸せらる。本日御暇仰出され、近々歸國せらる、筈なりし故、御暇乞の爲なり。此時中川宮の御傳言なりとありて、申述べられしは、爾來天下の形勢いよ／＼穩かならず、此上にも尙いかゞなり行べきか、杞憂に堪へず。然るに兼々希望せられたる公武の一和漸く整はんとする今日、突然辭職せらるゝは、如何にも不都合なるべし。御家臣共の議論もあるべけれど、今一應考案の上、幾重にも故の如く出勤盡力あらん事を望むとの御旨なりし。

容堂意見

此れは中川宮の春嶽の進退に關する意見だ。

斯て容堂殿の意見なりとて申述べられしは、此節職を辭せらるゝ御意見は、時勢止むを得られざる事故、強て思ひ止まらるゝ様にとは申さゞれど、目下大樹公の孤軍敵地に陥られたる如き姿なるは、いかにも御氣の毒の次第な

り、故に大樹公が此敵地を脱して、御東歸あるまでの間に限り、在職せられ、然る上、斷然御勇退ありてはいかゞ。尤御意見の行はれざる今日なれば、政府の樞機は、一切關與せず、一時木偶人になられし心得にて、在職せられなば、敢て難き事はあらざるべし云々なりしが。

以上は容堂の意見、而して此の京都を以て敵地と見做したるは、當時京都は急激派の巢窟であつたから、容堂其人も、斯る觀察をしたものであらう。以て當時京都の雰圍氣が、如何に尊皇攘夷に向つて濃厚であつたか、思ひやらるゝ。

春嶽述懐

公(春嶽)宮の御内旨と云ひ、貴兄の御懇示といひ、黙止すべきにあらざれど、既に辭表を呈せし事故、今更出勤は致しがたしと答へられ、扱爲すべき策ありて、爲すべからざる時運ばかり苦しきはあらずと、互に嘆息して訣別せられき。(續再夢紀事)

此の如く春嶽は、飽迄強情であつた。彼は到底爲す可からざるを觀念したから、而して賜暇の上、歸國せんとする山内容堂も、恐らくは其の心中に於ては、同

様の意見であつたと察せらる。惟ふに彼等兩人が入京したる當時の意氣は、今まは頓に消失した。

【七四】 松平春嶽遂に去る

春嶽無責任か

抑も松平春嶽としては、今更ら將軍を京都に残し置き、外は生麥事件にて、英國の來り迫るあり、内は攘夷實行促進の朝旨にて、出來ない相談を、強ひて出來す可く、持ち掛られ、進退此に谷る場合に、己れ一人歸藩などは、餘りに無責任の様にも想はるゝが、然も春嶽彼れ自身としては、言用ひられず、謀聞かれざれば、尸位素餐も心苦しとの理由が無いでもあるまい。

春嶽歸藩決心

十八日(文久三年三月)本多飛驒、岡部豊後を二條城に遣はさる。公(春嶽)過日辭表を差出されし以來、日々解免の御沙汰を待たれけれど、容易に其沙汰ある

べき模様なかりし故、此上は解免を待たず、直ちに出發歸國せらるべしとの事にて、其決心を、一橋殿に申立させられしなり。

斷然歸國
通告

此の如く春嶽は、其の重臣を二條城に遣はし、辭職聽容を一橋慶喜に向つて催促せしめた。否な寧ろ聽容を俟たず、斷然歸國の旨を通告せしめた。

さて兩人登營して、杉浦正一郎を以て、一橋殿へ春嶽辭表を差出し、以來、已に一句に及びたる今日、尙いまだ御聽届の御沙汰なく、甚困却せり、故に此上は解職の御沙汰を待たず、明日の中出發歸國する決心なれば、此旨御聞置ありたしと申立しに、一橋殿よりも杉浦を以て、來る廿一日までには、何とか御沙汰あるべし、就ては是非とも同日までは歸國を見合はせらるべしと答へられし故、兩人歸邸して、其旨を公(春嶽)に復命しけるが、來る二十一日とあれば、最早僅少の日數故、一時出發を見合はせ、扱其期に至り、萬一御沙汰なくば、即日斷然歸國の途に就かるべきに決せられたり。

春嶽決心
理由の一

惟ふに春嶽の左右には、前に橋本左内あり、後に横井小楠あり、特に總裁職とし

ての彼は、小楠の輔佐に負ふ所多大であつたが、今や小楠既に去り、彼の帷幕中には、中根雪江其他能臣無きにあらざりしも、斯る危局に際し、彼を支持する丈けの大見識者、大手腕家を缺いたのは、彼をして斯く決心せしめたる一の重なる理由と云はねばならぬ事情であつたかも知れない。

廿日本多飛驒、岡部豊後を、板倉周防守殿の許に遣はさる……今日に至りても、矢張其命なかりし故、此上は明二十一日、いよいよ出發せらるゝに決し、其意を板倉殿に申立させられしなり。

矢は既に弦上を離れてゐる。

板倉引止
を聞かず

此時も板倉殿幾重にも何分の御沙汰あるまでは、出發を見合はせらるべしと申されし故、兩人歸邸して、其趣を公(春嶽)に申上、更に種々證議に及びしが、幕議は例の優柔不斷にて、辭職の御沙汰に至らざるなるべし、されば此上いつまで待合はせられなば、御沙汰あるべきか、測られざれば、少しく過激に涉るの嫌なきにあらねど、矢張近日、御決心ありし如く、御沙汰の有無に拘はら

ず、速に歸國せらるゝかたなるべしとて、其議を公(春嶽)に申上しかば、公(春嶽)も過激に渉るは好ましからずとありけれど、さては際限なく引留められては迷惑なりとの事にて、遂に明廿一日拂曉出發せらるゝことに決せられき。
〔續再夢紀事〕

春嶽歸國
發途

斯くて春嶽は愈よ三月廿一日歸國の途に就いた。

廿一日朝六つ時過、京師を發し、道を西近江にとり、歸國の途に就かせらる。今曉七時(午前四時)出發の豫定にて、時刻に先だち、本多飛驒、岡部豊後を板倉周防守殿の許に遣はし、其旨を届けさせられしが、兩人時移りても歸り來たらず、遂に六時過に及びければ、今はとて出門せられしなり。かくて唐崎休憩中へ、岡部豊後追ひ來りて、御出發の事を板倉周防守殿に謁して届けたるに、板倉殿しか一決せられし上は、最早爲すべき様あらざれば、承はり置、尙一橋公へよきに申上べしと答へられし旨を復命せり。今夜は堅田浦に止宿せられき。

逼塞仰付

斯くて春嶽は、廿五日福井に歸著したが、廿六日京都にては、閣老水野忠精より左の如く達した。

松平春嶽儀、御政事總裁職御免相願、未御許容も無之處、勝手に當地發足致、出立後、其段相届、且引戻之儀相達候處、残り居候家來相支、其儘歸國之段如何之事に候、叡慮を以總裁職被仰付、既に御免願達叡聞、御聞届無之内、前書之始末、對朝廷、別而不束に付、急度も可被仰付候處、是迄出精相勤候に付、出格之御宥免を以總裁職御免、逼塞被仰付候。

春嶽苦心

此れは春嶽としては、輕からざる譴責あるべしと覺悟したるところ、逼塞にて始末が付いたから、彼は寧ろ安心した。

尙ほ春嶽が、後日の追記には、
大樹公は御參内、其他諸事相濟候處にて、例の攘夷論盛んに相成、諸侯は攘夷を専ら唱へ、藩士も同斷、浪人は彌贊成し、夫からして朝廷に於ても、公卿始攘夷論、或は暗殺杯の説も被行、到底天下の惑亂にして、逆も總裁職の任負擔し

難く、依病五六日引籠、總裁職の辭表、慶喜卿宛にて差出候處、於幕府も御免と云ふ事六ヶ敷、素々後見職總裁職は、從御所以、勅使被仰出候事故、御所へ御伺に相成候模様也、夫故辭表を差出し置き、直に越前福井へ歸國せり。此時の苦心は實に難堪、いかなとなれば京都を發足にて、蹴上に至る頃は、跡より追手掛けられし心地せり。京都出立後直に此儀幕府へ届けたり。……内實の話にては、幕府にても春嶽殿の總裁職辭表差出歸國は、奇々妙々と、内々は感心至し候との事、乍併奉對朝廷候御義理あるを以て、謹慎被仰付たり、夫故城外さへ御出無之候は、内々庭は步行せられても宜敷、又攘夷事件に付、御所存も候は、無御遠慮、内々老中迄書付差出候ても不苦候との内意もあり、其内に御免になりたり、(逸事史補)

斯る次第にて、文久年度に於ける幕府改革、公武一體の芝居も、如何にも殺風景にて、未だ其の團圓に到らずして、既に其の興味は索然となつた。

幕府内實
喜悅

〔七五〕 將軍抑留運動の裏面

長州獨天
下

京都は殆んど長州の獨天下の有様だ。松平春嶽は去り、山内容堂は去り、島津久光も亦た忽ち來りて忽ち去り、朝廷に於ける鷹司關白、近衛前關白、中川宮さへも、皆な手を束ねて、三條、姉小路等の急激派の成す儘に引ずられ、而して三條、姉小路等は、亦た民間有志の尊攘者流と、同聲相應じてゐる。而して民間有志者の背景は、實に長藩であつた。

激派抑留
の魂胆

斯る雰圍氣の真中に、將軍家茂が居た、まらなかつたのは、固より當然だ。されば將軍が朝廷の坐ろに留め玉ふに拘らず、屢ば東歸を請うたのは、是亦た必然の事だ。されど急激派は、將軍を東に還らすは、獸を野に放つと一般である。見、是非共此際將軍を京都に留置し、彼に出來得る限りの重荷を擔はしめんと、の魂胆であつたことは、之を察するに難くない。而して斯く將軍引留め策を勵行したのは、實に主として長州の有志等であつた。

長藩の
裏面に
動手

斯様な風で將軍家に於ても、京都に長滞留しては、甚だ面白くないので、一日も早く歸りたいといふし、三月十九日に御暇を出願になりましたが、二十二日になると、其の願を御許しになるやうな模様が見えるので、長州の人々は躍起となつて、今將軍が歸つてどうするか、攘夷が始まると、京都近傍の警衛、又は紀淡海峡とか、大阪、兵庫の防備の指揮は、將軍自らしなければ、到底いけるものではない。今歸られて耐えるものかといふので、長州屋敷よりは家老清水清太郎を學習院に出だし、それから佐佐木男也を中川宮へ、寺島忠三郎を、三條公へ、松徳輔を姉小路卿へ遣り、さうしてどうか將軍が關東へ歸へるのを止めて下さいと願ひ立てた。

此の如く將軍抑留の裏面には、正しく長藩の手が動いてゐた。

此の時世子公(長門守定慶)は、兵庫の警衛場に御出張になつて居られましたから、此の方へは桂小五郎を遣ると云ふ様に、政府の方でも騒いで居られました。

長藩有志
の運動

此處に政府とあるは、長藩當局のことである。

京都に居た少壯有志者は非常に激昂して、高杉晋作が大將で、寺嶋忠三郎、福原乙之進、時山直八、杉山松助、野村和作、堀真五郎、有吉熊次郎、中村芳之助、品川彌二郎、伊藤春輔など、いふ連中は、是非將軍の東歸を、死力を以て留めると云ふので、鷹司關白殿へ推參することとなつて、若しも將軍が止らぬと言ふならば、公卿御門の外に待受けて、將軍を斬つて了ふといふ劇い勢であつた。

(忠正公勤王事績)

長藩上下
相通

當時長藩有志の眼中には、既に將軍もなければ、徳川幕府も無かつた。而して長藩當局も、此の有志と相ひ通ずるものがあつた。

高杉は坊主になつて居るものですから、今同志と鷹司邸へ押掛けて往くにも帶刀がない。そこで其の途中周布政之助を訪ね、此の時周布は麻田公輔と云ふて居りましたから、高杉等は麻田翁と稱して居りました。高杉が云ふに、麻田翁よ、吾々同志は今日鷹司邸へ往つて、將軍の東歸を押し止むる決心であ

るが、萬一にも將軍が強ひて歸ると云ふことなら、同志は公卿門の外に待受けて、斬り殺して了ふ積りである。それには刀が要るが、刀がないから一つ下され。麻田はヨシやらうと言ふて、奥へ這入つたが、懸て一本の大刀を持出し、之を遣らうと言ふて、抛り出した。高杉はそれを手に取つて見ると、金具に一三つの御紋(毛利家の)が附て居るので、是れは御紋が付て居るではないかと言ふと、麻田はさうかと言ふて、手子を呼んで、鐘を持て來いと吩咐け、御紋の所をゴシ／＼削り消して了ひ、是で宜からうと言つて、其刀を渡した。

斯る次第で、長藩の要人等も、其の内心は、有志の壯士と、殆んど其の氣脈を通じてゐた。而して一意尊攘に慕進した。

【七六】 四月二日將軍家茂の參内

家茂出發
思止

種々の事情からして、將軍家茂は、心ならずも滯京することとなつた。彼は三月二十三日京都發の積りにて、二十二日夜八時頃參内、午夜に罷り下つたが、至尊の御沙汰にて、思ひ止まることとなつた。

一 御參内被遊候處、再應御所より被仰出之趣も有之候に付、今二十三日當地御發駕御延引被仰出候、御先え出立之面々、一と先上京候様可被致候。

と觸れた。家茂の當惑知る可しだ。然も其の先發者の引返しなどを見れば、家茂も斷然歸東を決してゐたことが判知る。

參内

四月二日は、更らに將軍家茂は召に依つて參内した。

四月二日、今日大樹公めし、常御所にて、御ふく男かた小御所にて御對面、くら置の御馬をたまふ。小御所の御庭へ引さる、濟せられ候て、御學問所にて、く御御引直衣にて、御對面、關白様、中川宮様、大樹公めし候て、急度なく御酒宴をたまふ。御盃だい御上へ御三つ出る。關白様へ一つ、中川宮様へ一つ、大樹公へ一つ出る。御さかなもいろ／＼出る。大樹公へ籠物をたまふ。くれ／＼御酒宴

すべり候て、御茶御菓子もたもふ、やき物御盃天盃を、天しやくにてたまふ。

〔長橋局記〕

以上を一覽しても、如何に天恩が將軍家茂に對して、優渥であつたか、想像せらるゝ。

御馬を賜はる

尙ほ中山忠能の日記には、内面の消息を傳へてゐる。

四月二日寅、今日大樹又參内云々、未刻許參上云々、於御學問所御對面賜酒肴、又依内願賜御馬由也。先小御所にて御對面之節給由也、長州先代賜御馬に付、六門内引連候に付、大樹不牽馬條無面目に付、内願云々、去年阿州獻上十四匹之一匹拜受、於馬具は、遷幸之節太閤(慶司政通)引馬馬具飭立被下由也、代は自龜井獻上、鞍具出來之上、可賜由云々。

此れにて見れば、長藩主との權衡上、内願によりて御馬を賜はつたことが判知る。尙ほ當日參内に就ては、京都守護職松平容保の侍臣廣澤安任は左の如く記してゐる。

天皇優渥

四月二日將軍參内し玉ふ、但し朝廷より之を召さるゝなり、將軍宮に入り玉ふて暫く休憩し玉ふの後、小御所に入らせられ、天皇出御慰勞し玉ひ、天盃を賜り、珍肴を加へ、寮馬を下し賜ふ、蓋し此れ公饗なり、特に一橋卿も亦酒肴を賜り、我公(松平容保)及び從扈の諸侯亦與り玉ふ、將軍又移り玉ふて、學問所に於て、閑宴を設け、更に寮馬を下し賜ひ、從容として閑話し、大に親和の情を通じ玉ふ、蓋し此れ私宴なり、將軍にも滿悦し玉ふ、過激の堂上等之を見て悦ばず、時に將軍歸城し玉へる殆ど亥刻(午後十時)ならず、中川親王翁に我公(松平容保)に語り玉ふ、天皇今日の盛意極て厚く、嫉妬の患有も測るべからず、宜敷士衆を出して、歸途の暴發に備ふべしと、小室金吾命を奉じ、黒谷(會津藩主宿願)に歸て之を報ず、則ち俄に人を走らし、將軍の還御し玉へる所に置く、旗下の人知らずして之を怪しむ、遂に敢て侵すものなし、蓋し宮中私に事を謀るものありしなり。

過激派特

此の如く一方には、天皇が將軍を、真心から愛撫し、公武一和の實を示し玉ふに

拘らず、朝廷の過激派は、之を屑とせず、機會を俟つて、更らに幕府に一撃を加へんとする者少からず。就中侍從中山忠光の如きは、其の尤も極端なる一人であつた。彼は中山忠能の末子にして、少壯にして不羈、其の身分を忘れて、民間の志士と交際し、三月十九日に至りて失踪した。乃ち中山忠能の日記に、

三月十九日參番退出無之に付、所々尋候へ共不知、供も不歸來。

とあれば、宮中參番の儘、歸邸しなかつたのだ。尙ほ八條隆祐日記に、

中山出奔

中山忠光朝臣逐電行方不相知、由、右様之人物寄人抔とは、おかしき事也。

とある。蓋し中山は三月二十日出奔したのだ。

二十日中山侍從忠光京都を出奔す。久坂玄瑞、入江九一之れに途に遇ひ、共に大坂藩邸に到る。忠光曰く、幕府が尊王攘夷を奉じたるは、未だ信ずべからず。故に余は大坂に在りて、義故を糾合せんと欲す。若し志を得ずんば、九州に赴くも亦可なりと、玄瑞等其危きを慮り、忠光をして舟に乘らしめ、九一之れに隨ひ、二十六日富海港に抵り、二十七日萩に達し、前田孫右衛門の家に宿す。

〔防長回天史〕

此の如く忠光は遠く萩に去つたが、京都では風聲鶴唳、様々の飛語流言も出で來り、又た有志者の間には、種々の運動などもあり、その爲め將軍の身邊も、容易ならざる危険を感ずるに至つたものと察せらるゝ。

第十五章 石清水行幸次第

〔七七〕 石清水行幸に關する評定

石清水行
幸評定

急激派の計企は、歩一歩づゝ前進した。前きには加茂行幸あり、今や石清水行幸となつた。尙ほ此事に就ては、朝廷でも種々御評定あらせられた。今ま左大臣一條忠香の記録に據れば、

三月十六日……麿香間へ參著……休息所へ關白(鷹司輔熙)入來にて被申候は、段々急迫に相成、不容易次第出來に付、勅問之御沙汰也。自然攝海邊に夷船渡來之節は、石清水へ行幸ありて、御親征を被遊、御指圖共有之、大樹公は浪花之防禦被仰付候様、段々被申出候儀有之、殿下(關白鷹司輔熙)にも不感には候得共、先内々被申、个様に候はゞ、攘夷人心氣合奮起之邊、宜哉之旨に付、直に上より被仰出候方可然と申人も有之候へば、又は勅問之御沙汰可然哉と申人

有之故、先内々屹となく、勅問被爲在、三公（一條、二條、德大寺）御尋有之、明日夕方迄に勅答申上候様と之儀也。乍然差さはりに不成、むつくりと申出候方可然哉之沙汰有之。

此の如く鷹司關白より夷船攝海渡來の際は、主上石清水へ行幸親征云々の儀に付、勅問を三公まで内達した。而してそれに對して、

三卿勅答

十七日、昨日殿下より内々被命候勅答

自然攝海邊に夷船渡來之節、石清水へ行幸親征可被遊、且大樹浪花城に被遣可有防禦被仰付、御内々御時宜之旨謹奉承候得共、實以不容易重大之御事柄、卒爾に勅答申上様も無之、且又去日大樹初參朝之砌、御直に攘夷成功之被仰付も有之、拜承御請も申上居候事故、其上兼て自然之節之御備、且攘夷人心氣合にて、奮起之爲に被仰出候事と存候間、宜可被任、天氣存上候。此旨可然希存候事。

忠

香（左大臣 一條）

齊

敬（右大臣 二條）

公

純（内大臣 德大寺）

再啓吳々も不容易御事柄故、再三御勘考被爲在、度存上候事。

餘りに贊成ならず

此の如く此の勅答は、極めて曖昧にして、且つ無責任のもの、要は、宜可被任、天氣との一句に盡きてある。此れでは勅問の必要も無い様だ。然も若し言外に其の意味を求むれば、寧ろ彼等は天皇石清水へ行幸親征の儀を、餘りに贊成しない氣持だけは看取せらる。而して中川宮の勅答も、殆んど上記と大差なきもの様だ。

中川宮勅答

昨日は勅書給畏入候。今日も雨中鬱々敷……扱以阿野過日内々言上仕候所、速に被聞召御延引を伺畏入候。

此れは中川宮から石清水行幸御延引の儀を申上げ、それを御聽納あらせられたことを意味するものであらう。

併其内に被催度之御沙汰、何も伺候。しかし世間之動靜、昨今之所、何共難申上。

唯氣を察し申候外無御座從尊融何共此儀治定難申上此上は叡慮に被爲有候儀と存上候。

宮また餘
りに贊成
ならず

此れは日附は無いが、何れ三月十五日から月末までの間であらう、此上は叡慮に被爲有との一句、全く前者と同一だ、併し中川宮にも、石清水行幸は、餘りに贊成でなかつたことが窺はるゝ、左の一通は四月三日附だ。

今日給候勅書之御趣意、謹不他言仕候、其邊は吳々も御安心被爲有候様存上候、併誠に苦心之次第、風輦之近兵實々被爲在度、此儀は則昨日關白へ申入置候故、今一應御沙汰被爲有候へば、相心得取計可仕と存候、猶關白へは内々打合可申、右之段荒々御請迄謹申上候、恐惶謹言。

風輦奉奪
の風評

此れは當時行幸の際、風輦を奪ひ奉らんと何やら陰謀あるかの如き風説あり、その爲めに豫防策を講せられたるものと察せらる、尙ほ前記の註脚と見る可きは、四月二日附にて、一橋慶喜より、中川宮へ奉呈したる一書だ。

慶喜意見

(上等)行幸之節、御警衛多人數被仰付候旨、傳奏衆より被相達候に付、爲と勘辨

掛念場所
行幸の不
可

仕候處、如此御守衛兵被召連候は、御掛念之筋有之候故之事と奉存候間、昨日關白殿下へ參上、兩役衆へ承候處、御掛念之筋無之旨に御座候得共、中山侍從(參照七六)等之事、御懸念無之と申にも無之由、然る上は心中聊にても掛念有之候場所へ行幸被遊候は、甚不可然、攘夷御祈之儀とは乍申、叡慮之趣候所、皇國之御爲被思召候之外は無之、御大切之玉體を不被爲願候は、君上之御分御盡し被遊候御儀と、深奉恐入候に付、臣子之所分を以、危きを諫争不奉候は、實以死罪之咎不可免奉存候間、遮て行幸御見合之儀、慶喜一己之上言仕置候。此の如く兵を以て風輦を護衛する必要を感ずる程ならば、寧ろ行幸御見合せ然る可しとは、一橋慶喜の意見であつた、此の書が如何に中川宮を動かしたるか、前掲の勅答書が能く之を語りてゐる、兎に角石清水行幸に付ては、朝廷でも少からず掛念あらせられたることが判知る。

石清水行幸につき水無瀬宮神託

水無瀬宮神託之事は御祈禱一七日中日水無瀬侍從神前にてねむり催候處、何共御形は不_レ分候得共、あり_ノと此度之行幸格別之行幸ニ付、道ニて御滯等無_レ之様此幣を御持參可_レ有と被_レ仰候と被_レ存候て目覺候得ば、目前ニ小幣落有_レ之候由にて、廣幡實弟之事故、内々被_レ何候。右御幣を鳳輦へ被_レ入候儀に候。あしき御神託にては無_レ之候。全右邊御加護無_ニ御滯_一殊晴天恐悅存候事に候。あましまし如此候。大樹當日不參、扱々すまぬ事と存候。〔中山忠能日記、庭田重胤答書〕

〔七八〕 行幸以前の内情

行幸延期

石清水行幸は前記の如く種々の理由にて〔參照七七〕延期あらせられた。中山忠能日記に曰く、

三月十八日、爲攘夷御祈、來月上旬石清水社行幸之旨有觸。

とあれば、三月十八日には、既に此事が決定せられてゐたことが判知る。

廿九日(三月)來月(四月)、四日石清水社行幸御延引、日限追て可_レ被_レ仰出、旨有觸。

此れにて見れば、一旦四月四日に確定したるものが、更らに延期せられたるこ
とが判知る。

四月三日、石清水社行幸來十一日卯刻(午前六時)御治定之旨有觸示。

中山忠能
憤慨

此の如く愈よ四月十一日に決定せられた。此事に付き、中山忠能は、左の如く憤
慨してゐる。

五日、去四日行幸御延引、三日中川宮申留之事、有志之徒不服、又阿野相公羽林
を以て言上、此事不_レ語相役、無念之由、有志輩申述、引籠退役願差出之旨也、元來
不得_レ其意卿也、但朝登用夕棄捨、黜陟多端政、可_レ嘆世也。

とある。此れは議奏阿野公誠が、中川宮の意を承け、其の同僚に諮らず、直ちに行
幸延期の事を上奏し、其爲めに有志の爲めに指彈せられ、遂ひに辭表を提出す
るに至つた次第を云ふのだ。その消息は前記中川宮の勅答〔參照七七〕に就て見

れば、思ひ半ばに過ぎじ。

尙ほ四月十日附にて、左大臣一條忠香への書翰に、

簡
中山
一條忠香

來十一日石清水社行幸に付、定て御聞も有之候哉、世間色々風評悪しく候間、甚以御案じ申上候儘、三公（一條、二條、德大寺）左幕下（近衛忠房）實良（二條）等申談、御延引之儀相願候へ共、議奏中、殿下（鷹司關白）よりも返答には、矢張御警衛澤山に被仰付彌被爲、在候趣申來候。世間にては、不容易風説致候間、實以恐入居候。御内々申入候。風説計りにて取止め候儀無之候間、是非共、供奉之心得に候。一橋中納言よりも、御延引之旨申上候趣、是は如何様申上候哉。又參政寄人之内より、嚴敷何か一橋へ申入、中納言御受に相成候趣傳聞、是も内々御聞と存候。何卒内々爲御聞希入候。左候は、少は案心にて出仕致候。

中山答書

とある。如何にも人心恟々の模様が察せらるゝ。此れに就て中山忠能の答書は左の通りだ。

〔上略〕明日行幸に付、御内書何も承存候。如仰、不容易風聞も有之、中には如忠能

殊恐縮候風説も有之候へ共、凡例之虚妄と被存候。

此處に忠能の如き殊に恐縮云々とあるは、恐らくは中山忠光に關してのことであらう。

警衛充分

併全體大分之遠路に候間、聊御案申上候儀も有之、過日賀茂社行幸之如き、警衛も不嚴密儀に候はゞ、何にも御案申上候へ共、如御書過日一橋よりも色々風聞も承、何分御延引願立候由、參政寄人中申述候次第も有之、今度は警衛等も十分行届候様と之一橋より申立候を御聞届之上、御治定と承候間、先々聊は安心仕候事に候。

且大將三十人づゝ、中將二十人づゝ、少將十人づゝ、親兵に可相成、諸藩有志士を隨從守衛（素撰著用とやら）とも承候間、先格別御氣遣被遊間敷存候。

此の如く中山は寧ろ樂觀してゐる様だ。彼はやゝ有志輩の事情にも通じてゐたものであらう。

四日御治定之御事故、御延引之儘にては、敬願之御旨趣不被遊、御貫徹神慮も

不可
行幸延引

如何に候間、御守衛向も行届候上は、明日無御滞被爲濟候方、衆人感佩に存上候事に候。

此れは十一日行幸は、寧ろ實行の方然る可しとの意見だ。

既去廿九日中川宮より、以阿野相公羽林内々言上御延引被仰出候儀を、有志之徒、大に憤、彼是説を立候由も承候事に候。

此の如く中山忠能は、寧ろ此際は思ひ切りて行幸を斷行あらせらるゝ方然る可しとの意見を、回陳したれば、恐らくは一條忠香等も、聊か氣を降し、心を平にして、明日の行幸に供奉する覺悟をなしたであらう。

延引事情

尙ほ此の如く石清水行幸に付き、延引と相成りたる消息は、四月八日附、土州脱藩士那須信吾より、其姪濱田辰彌(田中光聖)への書中の一節が、能く之を語りてゐる。

石清水八幡社に行幸延引、其譯は何分幕府攘夷因循に付、中山之亡命侍從公(忠光)巨魁を以浪士を指揮し、行幸途中に於て、關白殿、大樹公、一橋公を討候計

略有之候異説紛紜之故也、是全虚説たる事を、土藩を始として學習院へ建白し、既に十一日に決定云々。

此れにて其の裏面の内情は看取せらるゝ。

【七九】 石清水行幸

行幸状況

文久三年四月十一日には、愈よ石清水八幡社へ行幸あらせ玉うた。然るに當然供奉す可き、その第一人たる將軍家茂は、病の爲めに不參した。今を「元治夢物語」の記する所によれば、

四月十一日、男山八幡宮へ行幸在らせられける。御行粧は加茂下上の如く、月卿雲客武林各供奉し給ふ。今日の行幸には、神前に於て大樹公に攘夷の節刀を給ふべきの處、今日に至り、俄に大樹公病氣差起り、供奉を辭し給ひける故、

先驅面々

供奉の任弛れけり。斯くて行幸の先驅には、仙臺の老臣片倉小十郎布衣騎馬、附武家小栗長門守、町奉行瀧川播磨守、諸侯の先驅安藝少將茂勳朝臣紀伊守、備前侍從對馬侍從長門少將米澤少將一橋黃門卿前驅の公卿殿上人には、坊城辨舟橋少納言康賢朝臣、葉室辨宰相長順朝臣、橋本宰相中將源中納言殿、冷泉中納言爲理卿飛鳥井中納言殿、新大納言殿、源大納言忠禮卿廣幡、大炊御門大納言家信卿、一條左大臣忠香公、御綱少將公述朝臣河越、同公允朝臣三條西、左大將忠房卿、右大將公純公、東園侍從正親町少將櫛笥中將、滋野井中將、以上は先驅である。

中央には御鳳輦、駕輿丁百餘人昇奉り、梅溪中將通善朝臣、松木中將宗有朝臣、姉小路少將東久世少將、六條宰相中將有容卿、中御門頭辨、四條侍從、錦小路右馬頭頼徳朝臣、關白輔熙公、等にして、

後供奉武家

後供奉の武家には、高松少將頼聰朝臣(讃岐守)水戸餘四郎丸前黃門齊昭朝臣十四

男、布衣騎馬後衛會津勢數百人、其外薩州、長州、備前、土州の兵士前後を警衛し、

御道筋には、諸侯之兵士警衛なす事加茂行幸の如し。

以上が行列の概観だ。

風評に有志憤激

此日大樹公へ神前に於て節刀を賜るべきの處、御病氣に付、一橋黃門殿御代として供奉し給ひ、節刀を給るべき旨叡慮在せられし所、一橋殿にも、俄に病氣起りて、社下して、還幸の砌、又供奉せられたり。是に依て誠義の有志等、憤激して罵りけるは、幕吏等には、逆も攘夷の念なく、一橋閣老等を始め、悉く天朝を欺き奉り、幕府を進め、東歸させんと頻りに奸曲を旋らす事、言語に絶たりと轟めき合、此上は幕府の指揮を待たず、御親征在せられん事を促しける。如上は固より坊間の風説に過ぎざるも、却て世論の真相を捕へ得たる趣きが無いでも無い。

行幸發議者

尙ほ石清水行幸は、過激派が穩健派を壓して、強ひて行はせ玉ふ様に仕向けたることは、隠れなき事實にして、其の行幸發議者が長藩であつた如く、其の厲行

者も亦た同様であつたことは、左記によつても分明だ。

於京都過二日(文久三年四月)鷹司殿下より御相對之趣申參、即刻御供揃にて、若殿様(長門守定廣)御出被成候處、殿下被仰聞候は、來十一日石清水へ行幸被仰出候處、草莽有志之者共、乍恐於御途中風輦を奉要候流言相聞候に付、將軍に於て御斷仕度、於刑部卿(橋慶喜)も同様奉存候段、進説に被及候由、此趣致御相談候との御事、若殿様御即答にも何とぞ御沙汰通被相行度事に候得共、尙熟按仕、早速御答可申上段被仰上、御歸之上、於瓦町(河原町)御屋敷掛り申被召出、評議被仰付、左之通御自簡を以御答清水清太郎へ村田次郎三郎被相添、殿下へ被差出候事。

而して長藩世子より差出したる答書は則ち左の通りだ。

毛利定廣
答書

今日參殿仕候節、委曲被仰聞候趣、退て熟考仕候處、從來攘夷之叡念、此節漸草莽間之者迄も奉敬承、右爲御祈願、石清水へ行幸之儀被仰出、於下も一統難有奉存候折柄、聊之流言故に、行幸御延引相成候ては、乍恐天威も不相立、次に幕

府之武威も、陷地候様奉考候流言之實否は如何可有之哉、難測儀に候得共、近古未曾有之御盛典を相妨候者は、決而有之間敷、萬一妄舉之者有之候共、即時天伐相加可申儀と奉存候、供奉之面々御警衛仕候儀に付、毛頭御氣遣有之間敷と奉存候、何分とも御沙汰之通、行幸被爲遊候様、奉懇願候儀に御座候。惟ふに此の一書が、鷹司關白の腰を固め、遂ひに行幸が十一日に御舉行あらせらるゝこととなつたものと信せらるゝ、されば何は兎もあれ京都に於ては、長州が自ら指導力として、凡有る勢力を引ずり廻したかの如く見受けられた。

【八〇】 石清水行幸補記 (一)

御觸書

尙ほ石清水行幸に就ては、四月二日附にて、左の觸書が達せられた。

今度石清水社行幸は、攘夷之御祈誓之思食にて、全萬民之憂を被爲救候御趣

意に被爲、在候間、通御之御途中、下々傷損に相成候ては、被惱、宸襟候間、精々質素に相心得可申候、無據儀は格別に候得共、決而取繕、費用相立候儀無之様可致候、自然嚴重虚飾に相成候ては、叡慮貫徹にも不相成、折角御仁愛之思食にも相背候間、此旨屹度相心得可申候、右之趣、通御筋は勿論、洛中洛外へ不洩様可相觸者也。

幕府の觸書

斯くて四月六日には、幕府側より左の觸書を達した。此れは行幸に付き、極めて詳細の取締方を示したるものにして、亦た以て當時の風氣を窺ふに足るものがある。

來十一日卯刻(午前六時)石清水社行幸、御道筋自堺町御門、同通右へ三條通左へ、油小路通、稻荷旅所御小休、自夫西へ鳥羽街道御順路、淀大橋堤通、神幸道八幡宿院へ入御、御小休之上、石清水社へ行幸、元之通還幸。此れが往反の御道筋だ。

一 御道筋掃除盛砂致し、家並手桶帚可差出事、但手掃帚有合を用可申事。

拜觀心得

一 御道筋之内、御行裝雜人拜見之男子十五歳以上、土間に罷在、女並小供は床之上拜見不苦候、格子之内、其外二階にて拜見不相成候間、二階窓並出格子之類、内よりしめ置き、堅く人上げ申間敷候。

此れは家の内にて拜觀の心得。

一 野間拜見之儀は、植付之作物等荒候ては、如何に付、其所之者、又は畑主心得之上、拜見致候は格別、勝手自儘拜見不相成、尤通御之節、一同平伏仕、不作法無之様急度相慎可申候、右に付拜見場所貸料等取候族於有之は、屹度可申付候條、所之者心を付可申候、但僧尼之輩、拜見無用之事。

以上は野外拜觀に關する心得方。

道筋取締

一 御道筋御目通之所に、不淨之品不差置、難取除分は、御目障に不相成様圍等可致候。

一 通御夜に入候は、町方行燈差出可申候。

一行幸御當日より還幸相濟候迄、御道筋近邊之寺々、撞鐘鉦等打申間敷事。

- 一 御道筋近邊之町在共、屋根等へ墜く人上げ申間敷事。
- 一 行幸前日より還幸相濟候迄、御道筋牛馬往來無用之事。
- 一 御道筋寺院之向は、不淨之石碑見え不透様、通御之節、門しめ切置可申事。
- 一 町在裏借屋に至る迄、火之元別而入念可申事。
- 一 御道筋近邊之町在にて、瓦焼茶碗焼、其外煙立候儀一切無之様可申付事。

右之通御道筋町在並洛中洛外へ不洩様可相觸者也。

長橋局の
記事

以上にて御道中の拜觀人心得方、并びに取締方が如何様であつたかが判知る。尙、長橋局記には、主上の行幸の御往復一切の記事が、簡略に誌されてある。

四月十一日、五つ過(午前八時過)御表くし御兒にて言上有、御清き御湯めさせられ、御下はかまにて朝餉へ出御成、行幸の御もよふし御ふく高くら殿へ、新内し殿わたさる。常御所下段にてわたさる、御するくくと、五つ過(午前八時過)南殿へ出御成、劍御内し殿、璽内侍御無人に付、權すけ殿なり、供奉伊豫殿、丹波殿なり、母屋御すそ大すけ殿、御すそ關白様なり、御するくくと御機嫌克く、五

豐藏坊入
御

つ過行幸成、いなりの社御小休、城南宮にて御中食、よど姫社の御旅所にて御小休、八幡下院にて、御そくたいめされ候て、馬場殿代豐藏坊へ著御、戌(午後八時)の刻過著御後、御機嫌よく、御するくとなり、御留主中、二條右府様、中務卿様御留主に御参り……丑の刻(午前二時)御拜御するくとの御事言上あり。十二日、今朝六つ過(午前六時過)豐藏坊へ入御のよし言上有……五つ過(午前八時過)八はた豐藏坊御立にてあらせられ候よし言上有、夫よりだんく御巡路に還幸の由にて、午の刻過(正午過)城南宮、未の刻過(午後二時)稻荷へ著御にてあらせられ候よし、三條堺町御先と申事言上にて、供奉の女房五つ衣にて南殿へ参り、御出むかひ申上、劍長はし璽新内し殿、下臈御無人に成、伊豫殿ばかりなり。七つ半過(午後五時過)御するくくと還御成……還幸後劍璽の御間清き御火上候なり。

此の如く至尊には八幡なる石清水の豐藏坊に、一夜を過させ玉うた。尙ほ野宮定功の所記によれば、

本社御拜

四〇八

亥半許出御乘御腰輿、經三鳥居入御南門、於樓門前階上廻廊内下御入御樓門、宰相中將、右宰相中將等、取劍置奉從、入御之後閉樓門、有御拜、本社御拜了、末社一々有御拜了、於樓門外乘御、經本路還御豐藏坊、于時天曙也、乃脫御束帶。

とある、されば十一日より十二日かけての一夜は、全く徹夜遊ばされたことが判明る、豐藏坊出御が、零時半であつた、而して還御が天曙であつた、如何に熱心に御祈願あらせられたか、恐察し奉るに餘りある。

〔八一〕 石清水行幸補記 (二)

將軍不參の不思議

抑も石清水行幸の眼目とも云ふ可き、主上親から征夷大將軍徳川家茂に、攘夷の節刀を賜ふ一事が、將軍の稱病不參の爲めに、遂ひに行はれなかつたことは、何人にも不思議千萬の感を與へたであらう、今中中山忠能の日記によれば、此

等の事に關して、左の通りの記事がある。

大樹昨夜(十日夜)俄稱所勞供奉不參云々、尾張前大納言(慶勝)兼日稱所勞不供奉、若有故歟、一橋中納言供奉於八幡稱所勞之由、城南宮迄御前引取、十二日於城南宮出頭供奉云々、自由之進退可糺彈事也。

慶喜所勞始末

とある、蓋し中山忠能も、頗る憤慨したものと見ゆ、尙ほ一橋慶喜の所勞と稱して、御前を退きたる始末に就ては、當時行幸に供奉したる伯爵東久世通禧の所説は、左の通りである。

八幡行幸之節、一橋慶喜に攘夷之爲、節刀被授之儀、當夜天皇御回廊時丑刻許召慶喜、慶喜夜半稱所勞退去之旨にて、空しく御起坐相成、節刀は鞘卷眞之御劍也、其節之奉行萬里小路辨博房拙者(東久世通禧)參政にて、其事件に關し周旋す、舊記無之候得共、事實顯然候事、(孝明天皇記)

とあれば、事實全く此の通りであつたものと察せらる。

將軍不參理由

尙ほ大將軍不參の理由に就ては、因州鳥取藩士安達清風の書翰が、やゝ其の消

息を漏らしてゐる。

(上略)御家(因州池田家)之御人數右大將様(内大臣德大寺公純)へ隨從罷出候而々も無障供奉相勤、殊に外々様御人數と違ひ、行儀甚整肅にて、右大將様にも深御満足思召候段、昨十三日河田左久馬迄御懇切之御沙汰有之……。

十一日大樹公にも御供奉被遊候御治定之處、十日夜四時(午後十時)俄に御病氣にて御斷被仰上候に付、十一日早朝典藥頭を二條御城へ被遣候て、御尋問被遊候處、素より眞之御病氣に無御座候故、御逢難被遊、就ては種々議論も御座候趣、甚御不都合之由に御座候、詰る處大樹公には、是非御供奉被遊候思食を、一橋公初左右之人々より強て御留め申上候事之由、尾州老公には、是非御供奉被遊候様、頻に被仰立候趣に御座候得共、何分一橋公最初流言御聞込被成候より、深く御危み被遊、既に去六日には關白(鷹司輔熙)殿下へ御出被成候て、御留め被成候處、三條公等御參集にて、大樹公以下、諸大名供奉被致候上は、浪人之竊發だも何程之事か可有之、且大樹公以下流言に恐怖して、行幸御留

め被成候ては、御職務にも關係可仕と、段々御議論御座候て、御聞入無御座、遂に行幸被遊候に付、大樹公御供奉之儀は、強て御留め被成候趣に御座候、右に付一橋公御名代に御出被成候處、御供多人數御召連に候哉、彼是と道路之物議も御座候様承り申候。

陰謀流説

先づ此れにて一通りの説明は出来るであらう、更らに所謂る風説なるものに就ては、守護職松平容保の要臣廣澤安任の所記がある。

一 十一日天皇八幡に行幸し玉ふ、時に天皇の將軍を待玉へる隆渥なるを以て、八幡の行幸を待ち、不軌を謀る者有りと宮中の流説盛に行はれ、私に之を幕府に報ずるあり、群有司も稍戒心を懐かれ、將軍には供奉し玉はざるの説あり、我公(松平容保)之を聞玉ひ、城中に於て若之を避け玉は、盛名愈摧け、再復すべからざるあらんと、強て争て供奉し玉はんことを請ひ玉ふ。

此れは會津藩主としては、尤の意見だ、此處にも會津氣質は能く現はれてゐる。又野村左兵衛をして、尾州前亞相(徳川慶勝、彼は松平容保の實兄である)に謀り

尾張慶勝
意見

玉ふ、時に亞相病に臥せられしが、此の如くの場合、苟も武家に於て避くべき處に非ず、若戒心あらんには、服忌の身、親しく従ふを得ずと雖、強めて出でこれが備を成べし。我公(松平容保)にも異意無ば、宜しく與に共にせらるべしと云はれ、起て出で之を争はる。

此の如く尾張慶勝も亦將軍の供奉を必須とする意見であり、此の兩者の意見によりて、一應は將軍供奉の事になつたものと察せらる。而して此れが更らに曲折がありて、遂ひに將軍の所勞不參となつた次第は、次に記する通りだ。

石清水行幸に就き慶喜談話

八幡の行幸の時に、あの節には御供といふのだけれども、何分固老始め心配して、どうしても御出でになつてはいかぬから、御出でにならぬやうにしろといふことで、其前日であつたか、私は參内した。その節に三條、東久世、豊岡、あゝいふ人が皆揃つて、何とかかとかやかましく言つたんだね。色々言つた處が、どうしても承知しない。と

うゝ、行く外ないので、私も病氣であつたが、御供をした。本などには、あの時私は假病を遣つたやうに書いてあるが、實はさうでない。眞に下痢をしたので、途中で休み御供をしたくらゐで、八幡へ御供をした處が、山の上までは何分にも登ることが出来ない。召されることは召されたけれども、……それからすつかり裝束を取つて臥て居た。處が書物などにあるのは、將軍に神前で、攘夷の節刀を賜はる所であつたけれども、將軍が病氣で出ない。一橋も假病を構へて登らぬといふやうに書いてある。實は假病どころではない。苦しくつて歩くことが出来なかつた。なに宜ければ出るよ。漸うのことで御供をして歸つたといふやうなことだ。處が本にはさういふことに書いてある。……實はけんんの話で、若い勢で遣つたんだ。唯今還幸になるといふ。それから衣冠を著けて御通路へ出て拜調をしなければならぬのだね。處が供の者は幾人居たか、何でも二百人か三百人だ。それが皆何か始まる覺悟であつたんだから、それから下へ來ると、何ぞあつたか、俄に騒ぎが始まつた。があと、いふ騒ぎだ。少し大きく咳拂ひをすればといふやうな意氣組だつた。向ふでも何か始まればといふ勢、こゝで何か出來ては大變だといふので、衣冠、中啓で先へ立つて漸う制したけれども、極危かつたんだ。……あちらは御親兵だの、それから附いて來る浪士のやうな者、こつちは供がずらりと列んで居る。其前を御通りになるといふ處で、何か始まつたら大變だ。それが濟んでから、どうもこれではといふので、残らず

引渡つて行つたのだ。それで早く言ふと、こつちもかの色々の註文の難題を持つて行つて先づ立消え、朝廷もどうなつてもそれは構はぬといふので、兩方でそんなことには注意しなかつた。一方には大和行幸といふことがあり、こつちにも今に何か始まるだらう。兩方に何か始まるだらうといふ考があつたのだ。『昔夢會筆記』

〔八二〕石清水行幸補記 (三)

問ぎはに
御断り

廣澤安任の所記は、上を承けて尙ほ左の如く續いてゐる。

議則決して供奉せられんとし、天皇及將軍を守護し奉るに、旗下の士を以てし、分數も亦定る。而して夜半に至り、頓に人をして、病を以朝に白し、供奉し玉はず。天皇には之を聞玉ひ、不平なり玉ひしが、眞情漸く見るに及で、又大に氷

解し玉ふ。

とある。即ち一橋慶喜等は、將軍の石清水行幸供奉は、御理り致す可しとの意見であつたのを、尾張慶勝、松平容保等の意見にて、供奉することとなつたが、更らに其の間際に至り、病氣と稱して、御理りに及んだと云ふ譯だ。

浮浪要途
の風説

時に中山忠光脱走して長州に依り、毛利眞齋と稱し、過激堂上の家に入出し、又浮浪の徒を糾合し、途に要するの説有りしより起れる也。時に又一橋卿を并せ圖るの説あり。卿も眼病に苦まれしが、之を聞て將軍は危に乗ずべからず。我は可なりと云うて、供奉せらる。

中山忠光は當時長州萩にあり、然るに彼は凡有る恐慌の標的となりて、斯く人心を危惧せしめた。

武家の供奉は、城南宮に止まるといふ命有を以て、卿には登山せられざりき、此れは一橋慶喜の爲めに、故らに申譯けを作りたる當時の説であらう。公家側では決して斯く認めなかつたことは、既記の中山日記〔參照八一〕に就ても知ら

宮中亦不安心

時に横山主税と仙臺片倉小十郎と、皆列外に供奉し、警衛するを命せられ、往還互に先後となつて、警衛し奉れり。先に此行幸の命ありしより、宮中の説安からず、既に四日と令し、又十一日となり、天皇にも必しも行幸を欲し玉はず、中川親王等も廢し玉はん事を欲せらる。然共令一度出るを以て、遂に止まざりき。將軍にも實に病に罹り玉へるを以て、朝廷に請ひ、典藥頭を賜り、診察せしめんことを請はれたり。安任曾て糟谷筑後守を訪ふ。筑州の話に將軍には實に暑邪に侵され玉ひ、熱氣頗る甚し。然共將軍には自ら奮ひ、頭を擧ぐるに至る迄、必供奉せんと玉へり。近臣兩三輩及び侍醫の姑息なるが故に罷む。遺憾なる事なりと云へり。然共當時知らざるもの、皆虛病なりとし、往々謂ふ、八幡は源氏の氏神なるに因て、此に於て節刀を賜り、攘夷を爲さしめらるゝを恐て、之を避け玉ふ也と。

將軍虛病ならず

斯る評判の出來たのも必然にして、現に前掲(參照八)因州安達清風の書翰も、

祐宮奉奪の飛語

全然虛病と認めてゐる。要するに當時は流言飛語の尤も行はれたる場合に於て、左記によりて、如何に其の勢力の凄まじかりしかを知るに足る。

一 二條右府には、宮中留守の命を蒙られしが、宮中時に夜半に親王(祐宮、後の明治天皇)を奪去り、事を擧んとするの飛語あり。右府之が爲に慮り、窃に其臣高島右衛門をして、我藩(會津藩)に就て、非常の警戒を備るを謀らしめらる。秋月悌次郎及安任等往て共に私に宮外を廻て、非常を察す。然共遂に無事也。右府は誠實寛宏の長者、一謁して人共長者たるに服す。腹心の臣二人あり、北小路治部權大輔、高島右衛門と云ふ、皆能く右府を輔く。右府も亦人に謂ふ、二臣を除くの外、敢て國事を謀る莫しと。此より先き右府國事參政等の害をなすを患へ、二臣をして、我公(松平容保)親密の臣と、私に其河原の閑殿に於て談せしむ。小室金吾、外島機兵衛及安任と共に行を談ず。其屢相往復するは、此より始る。堂上の臣、交る者多しと雖、其見所此間に立て、始終卓然動かざるものは此二臣也。

此の如く京都の人氣は、水禽の羽音を聞いても、スハ敵兵の來襲と騒ぎ立る形勢であつた。

第十六章 石清水行幸後の狀勢

【八三】 石清水行幸後に於ける長藩主父子の建白

長藩の行幸支持

惟ふに加茂行幸と云ひ、石清水行幸と云ひ、要するに長州側から出で來つた筋書にして、——其の發案者、起草者の何人たるは姑らく措き——特に石清水行幸の如きは、延期の上中止ともなりかねまじき形勢であつたが、毛利氏の支持したる爲めに、遂ひに決行せられたる程であつたから、此事に就ては、長藩が力瘤を入れたことは、決して尋常一様ではなかつた。

長藩の主張

中山侍從様の流言、先達て中川宮へ頻に入候様子風評仕候旨、政之助(周布)委細申上候。侍從様は大坂には御座なされず、先達て御國へ御下りにて候。且又幕府箇様の儀御懸念候て、行幸御留め何共不及落著、第一天威不立、幕威も不立、攘夷御決定中に、流言を以恐懼有之様にては、不相濟儀、自然非常の事有之

候は、即時誅罰被致こそ、幕威の被顯處に御座候。先日も御延引、又々御延引相成候ては、有志者の人心も離る事に付、御延引之儀は無之様、御返答被爲、在候様、孰も同腹にて申上候。今十一日、石清水へ行幸之處、公方様御風氣御熱氣被爲、在、御延引被仰出候。

此れは毛利家の重臣浦靱負の日記である。尙ほ毛利定廣が、鷹司關白の諮問に答へて、斷然延期せず、中止せず、實行を主張したることは、既記の通りだ。(參照七九)

長藩警備責任の大

斯る次第であれば、長藩警備の責任は、他に比して、一層の重大を加へ、淀橋以南は、専ら長藩の一手にて、之を擔當した。而して長門守定廣が、堂々と供奉の列に參加したのは、勿論だ。而して四月十六日に至りて、毛利定廣は、其の前日——文久三年四月十五日、

定廣勅旨を拜す

方今攘夷之策、海防之術、御國是見込廉々、存分に可申上旨被仰渡候間、不厭忌諱、無腹藏言上可有御沙汰之事。

定廣策議十條

との勅旨を拜したるに對し、早速左の策議十條を上つた。依、仰乍、恐言上仕候廉々。

大學校造建の議

- 一 神道興起、異端邪說消滅仕候様、御所置被爲、在度候。
- 一 文武之諸官、名實相稱候様被仰付度候。
- 一 貴賤を不論、天下之人才を御拔擢、朝廷輔贊被仰付度候。
- 一 近郊に於て、地形を好み、大學校御造建、古制を増し、大規模を御立被成、乍、恐上親王宮方より、下庶民之俊秀に至るまで、入學候て、天賦の才徳を成就仕候様被仰付度候。
- 一 兵庫港へ海軍局創建、環海戰守之策、吟味候様被仰付、造艦、製鐵等之諸場をも被設置度候。
- 一 沿海國々自國之兵食を以、戰守之備を相立、兵食不足之國は、海岸無之國國より補備候様被仰付度候。
- 一 乍、恐御親征被遊度候。

御親征希願

一 沿海之地、異艦渡來候はゞ、御國是之旨申渡、直に掃攘被仰付度候。

一 堂上方御人選にて、沿海巡見戰守之備、見分被仰付度候。

一 掃攘之要務は、進戰之氣勢を鼓動仕候儀、可爲肝要之旨、六十餘州へ遍布告被仰付度候。

右廉々御舉用奉願候以上。

四月十六日

臣大江定廣恐惶稽首

此れにて見れば、如何に毛利氏が攘夷一天張りであつたか、判知る。之を文久元年六月長井雅樂の開國遠航論を携へて、京都に出で、朝幕の間に奔走したる當時と對照すれば、實に昨非今是の感に勝へられぬものがある。

天皇嘉賞

定廣は更らに口頭にて、其の細目の如きは、御下問を俟つて之を上らんと陳じた。議奏廣幡忠禮は、之を叡覽に供した。叡旨之を嘉みし、其の細目は、追て御諮詢あらせらる可しとの御沙汰であつた。同日定廣は又た其の養父慶親より送致

攘夷期限
公布建白

したる攘夷期限公布の建白書を捧呈した。其文に曰く、

攘夷之期限、幕府御請之次第、先達て奉窺候處、御附紙を以被仰聞候趣も有之、尙此度宸斷を以、加茂石清水へ行幸被爲遊候程之儀に付、一日も因循に打過候ては、不相濟、向後外夷渡來之節は、掃攘之實驗勿論候。就ては期限御一定之處、列藩へ不被仰出ては、方向難相立輩も可有之候間、叡慮貫徹仕候様、斷然降勅被爲在度、伏て奉懇願候。

斯る建白は、正さに是れ薪に油を洒ぐもの。斯る攘夷促進運動に付ては、誰よりも當惑したるは幕府にして、誰よりも満足したのは、朝廷の急激派であつた。此の如く長藩は實に一藩の力を擧げて攘夷に熱中し、今や此れが藩是として、之を以て天下の大勢を誘導と云はんよりは、寧ろ鞭撻するの決心と意氣とを示し來つた。

【八四】石清水行幸後必然の結論 (一)

次いで來る者

石清水行幸に引き續いては、必然攘夷期限決定とその發令であらねばならぬ。更らに一步を進めて云へば、攘夷の實行であらねばならぬ。云ひ換ふれば、石清水行幸も、畢竟その前提に過ぎなかつたのだ。果然毛利慶親、定廣の建白も、それと連互してゐる(參照八三)。されば朝廷に於ても、其の必然の勢ひに従はせられ、それぞれ御舉行あらせられた。乃ち四月十八日には、將軍家茂、後見一橋慶喜を召して、御下問あらせられ、彼等も亦た勅問に對して、奉答する所があつた。非藏人日記に曰く、

將軍及後見に下問

四月十八日甲午晴、大樹家茂公依召參内、未斜(午後二時過)著麿香間、一橋中納言著、虎間、老中水野和泉守、板倉周防守、若年寄田沼玄蕃頭、有馬兵部大輔、其餘高家等著、鶴間。

此の如く彼等は參内した。

御前御尋之個條

大樹公入夜、於御學問所有御對面、一橋中納言於虎間、賜酒饌、傳奏衆有御挨拶。大樹公於麿香間御認、老中已下於鶴間、湯漬等被下、於小御所下段、兩役人衆、參政衆、一橋老中兩人等有御用談、子刻過(夜半過)相濟、各退出也。

尙ほ當日御前に於て御尋の個條は左の通りであつた。

四月十八日大樹へ於御前御尋之個條

- 一 拒絕之事、來廿三日期限之處、延引之次第、委細言上之事。
- 一 一橋東下拒絕期限、大樹公自筆以書取、屹度言上之事。
- 一 攝海防禦之事、砲臺築造、並土地之兵食便宜に隨、幕命を不待、持場々々之將帥隨意商量之事。

一 大樹公攝海巡見後、必歸京にて、模様逐一言上可有之事。

而して尙ほ當日一橋慶喜への御沙汰は左の通りであつた。

一 橋へ御沙汰

一 攘夷期限決定、天下布告之事。

慶喜への御沙汰

- 一 拾萬石以上大名へ交替勤番之儀布告之事。
- 一 拾萬石以下朝覲之事決定可有布告事。

當年中割付注進早々可有之事。

右之通明日中布告之事。

- 一 長崎、箱館等開港之場所受持之大名、決戰之覺悟布告之事。
- 一 攝海巡見後必歸京、委細言上可有之事。
- 一 一橋歸府拒絶應接如何哉之事。

以上家茂及び慶喜に對しての御下問、何れも具體的に深く突き込んだる題目であつた。

幕府奉答書

此れに就て、幕府からは、四月二十日附にて、左の奉答書を上つた。

拒絶之事來る廿三日期限之處、延引之次第、委細言上之事。

攘夷延引上の理由言

右の勅問に對しては、

大樹上洛前、滯京十日と被仰出、上洛參内仕候處、度々御使等被下、就中賀茂行

幸供奉之節は、蒙別段之寵遇、感戴之至情、速東下致し候に、不忍、勿論其頃英船渡來、不穩形勢には、候得共、攘夷之儀、大樹留守中にて、も可_レ行届存候間、旁今暫滯京致し、攘夷之儀は、水戸中納言被遣度奉_レ仰願候處、關東人心只管大樹之東歸を渴望いたし居、士氣一定難成、掃攘行届兼候段、老中より逐一申越、尾張大納言よりも、同様之儀、急飛を以申越候次第にて、關東之形勢、大樹東下不仕候はでは、内地之人心、渙散致し、攘夷難仕勢ひに相成居候故、不得已期限延引相成候事。

將軍東歸の伏線

此の如く攘夷期限延引の理由を言上した。此れは將軍の立場としては、一石二鳥にて、云はゞ此れを以て將軍東歸の伏線としたるものと察せらるゝ。即ち朝廷では速かに其の期限を定めて公布し、彌よ掃攘の實行に取り懸れと督促あらせられ、幕府の方では、將軍東歸せざれば士氣振はず、されば何よりも速かに將軍をして、東歸せしむる様願ひたし、所謂速かに掃攘の實を擧げんには、只だ速かに將軍をして、東歸せしむるに若かずとの結論となる譯合だ。

幕府進退
兩難

然も朝廷では容易に將軍の東歸を聽許し玉はず、さりとして幕府は幾度も手形を發行したる上旬なれば、今更ら彼是申譯しても、それが眞面目に受取らる可き筈もなく、今更らながら幕府は全く進退兩難に陥つてゐる次第だ。

【八五】 石清水行幸後必然の結論 (二)

昭和八年七月二十四日、富士山麓山中湖畔旭日丘の小寓に於て、炎塵を拂ひ落しつゝ書き續く。

攝海防禦
勅答

攝海防禦之事、砲臺築造、並土地之兵食便宜に隨、幕命を不待、持場持場之將帥隨意商量之事。
の勅問に對しては、

而して、
攝海防禦之儀に付、砲臺並土地兵食等之儀は、持場限之儀に付、其將帥之商量に任せ不苦候。

大樹攝海巡見後、歸京にて、模様逐一言上可有之事。

に就ては、

承知仕候。

一 攘夷期限決定、天下布告之事。

に就ては、

承知仕候。

一 拾萬石以上大名へ交替勤番之儀布告之事。

に就ては、

承知仕候。

一 拾萬石以下朝觀之事決定、可有布告之事。

十萬石以下
朝觀

當年中割付注進早々可有之事。

右之通明日中布告之事。

に就ては、

十介年目朝觀と相定可申候。布告之儀も、承知仕候と奉答し、

一 長崎、箱館等開港之場所受持之大名決戰之覺悟布告之事。
に就ては、

承知仕候。

一 攝海巡見後、必歸京委細言上可有之事。
に就ては、

承知仕候。

一 一橋歸府拒絶應接如何哉之事。
に就ては、

當時歸府之上、拒絶應接振之儀は、其期に臨み、言葉之順序も有之候得共、大意は一時和親交易取結候處、元來奏聞を不經、開港候事故、闔國人心不居合之廉を以、斷然拒絶之及應接候事。

慶喜申請書
此の如く言葉だけは、斷然、截然、決然たる奉答を致した。尙ほ一橋慶喜は、將軍京都淹留に付ては、其の代理として關東に立ち還り、攘夷談判折衝の任に膺る事となつたから、彼は左の申請書を上つた。

今度東下に付、奉願候は、攘夷之一舉、多年被爲惱宸襟候儀に付、應接戰爭之情實、親く奉入、叡聞度候間、三條中納言、姉小路少將儀、昨年爲勅使下向之事にも候間、一同東下實檢被仰付候様致度、此段奉願候、已上。

四月十八日

殿

下

慶

喜

右申請の理由

此れは一橋慶喜としては、餘程考慮した上の事であつたらうと察せらる賢明

なる一橋慶喜は、到底外人が神妙に攘夷の談判に應ず可きもので無きことを、百も承知してゐたに相違あるまい。さればその急先鋒たる三條、姉小路兩人を、關東に同行することは、是れ取りも直さず、彼等に實物教育を與ふる所以と觀定したる譯であつたと察せらるゝ。

毛利定廣
意見を徵す

果然慶喜の此の申請書は、即日豐岡隨資、東久世通禧兩卿により、毛利定廣に示され、その意見を封書として、翌朝まで武家傳奏野宮卿まで致さしむ、且つ曰く或は會議を禁中に開らさ、定廣を召させらるゝことある可しと、仍て定廣は四月十九日、其の意見書を作りて、其の重臣清水清太郎をして、之を野宮定功に致さしめた。

定廣意見書

今度一橋中納言東下に付、應接、戰守之情實爲實檢、三條中納言殿、姉小路少將殿御兩人中納言一同東下被仰付候様、同人より相願候付、如何可被仰付哉、氣付申出候様との御事奉謹承候。右兩人は當時要路へ御舉用、且御依頼被遊候由、兼々同居候實檢のみ之儀に御座候はば、御別人御選被爲在候て、前段願之

通被仰付攘夷之一舉、篤と見糺及寂開候様被仰付候て可然御事歟と奉存候
四月十九日

臣定廣誠惶敬白

慶喜への
勅答

之を長藩に諮る、既に一橋慶喜の裏を搔かん爲めであつた。されば毛利定廣の奉答書は、固より豫期の通りと云ふの外はあるまい。而して朝廷よりは、一橋慶喜に向つて、左の勅答を賜はつた。

四月廿日慶喜へ達書

拒絶談判爲實檢、勅使東下之事、從來御委任被遊期限決定、言上之上は、御疑念も不被爲、在候間決定之期限無相違拒絶、奉安寂慮に於ては、別段勅使東下之儀、不及御沙汰候事。

此の如くして慶喜の申請は、全く聽容せられなかつた。

【八六】 三條橋の張紙

四月十七日三條橋に左の張紙があつた。

將軍叡聞
を欺く

德川家茂、右者先達て上洛之趣、從天朝被仰下候儀、廉々有之候處、表向は勅命遵奉之姿にて、始終虚喝を以て、事を左右に寄せ、萬端因循に相過、外夷拒絶斷判之期限等に至迄、叡聞を欺き及延引、押て歸府之儀願出たる不而已、男山行幸之節、供奉相蒙乍罷在、俄に虚病を構、且一橋中納言儀、於八幡神前御用筋も有之場合に、其場を出奔致し、總て上を奉蔑如候次第、其餘板倉周防守、岡部駿河守等の奸吏共、數多有之、井伊前掃部頭、安藤對馬守等之遺志を繼、賄賂を以て、種々奸謀を行ひ、實以言語同斷、不届之至、仍右一々可加誅戮、筈に候へ共、於大樹公、未若年にて、諸事官吏共之胸中より出候趣、相聞格別寛大之沙汰、姑令宥免候條、速に姦徒罪狀を糺明し、可行嚴科、若於令遲緩は、不出數日、悉可加天誅者也。

幕閣奸謀

張紙の刺
戟

此の張紙は、恐らくは、當時に於て、多大の刺戟を幕府側に與へたものと察せらる。而して爾來一橋慶喜及び將軍家茂の行動が、此の張紙によりて、若干方向づけられたることは、殆んど疑を容れざる程であつた。則ち一橋の歸東、將軍の滯京の如き、何れもそれである。尙ほ此の張紙に就ては、會津側では——廣澤安任の所記によれば——左の如く推測してゐる。

會津側推
測

之を見るもの憤悶せざるなし。何人の所爲なるや、之を索求すと雖も、其證を得る能はず。長州侯（長州世子毛利長門守定廣）此間を以て歸らる。我公（松平容保）懇に之を留め玉へ共、聽れず。其臣も亦多く引去る。故に人或は謂ふ、其去る時之を張り、跡を滅するなりと。

惟ふに此の推測の中れる乎、中らざる乎は、姑らく措き、彼の張紙が、長州人は勿論、所謂る急進派の意中を道破したることは、疑を容るゝの餘地はあるまい。石清水八幡の行幸は、豫ねて攘夷派の一大事としたるところ、それに將軍は病と稱して不參、一橋慶喜は折角供奉しつゝ、愈よの間際に至れば、是亦た其場を外

一橋東歸
問題

る。されば、彼等が憤懣したるも、決して理由無きにあらずだ。
幕府側では將軍が東歸すればよし、然らざれば幼弱なる將軍を一人殘して、其の後見職たる一橋慶喜を東歸せしむるは、尤も不本意としたるに相違なし、されば此の問題には、幾許の經緯があつた様だ。今ま四月二十日附、庭田中納言より、中山忠能への返書によれば、

左候得ば、彌大樹下阪御承引、一橋彌御暇可給旨、昨日一橋御暇參内被仰出候。俄に昨日參内被仰出候御請にて、昨日八つにも(午後二時)參内無之、七つに(午後四時)相成候ても無沙汰、夕景に相成候ても、何之沙汰も無之、實各大不審仕居候處、暮頃板倉參内にて、武傳兩卿三條等面談にて、一橋儀俄に依所勞不參に相成候由。

とある。而して其の理由として、

何分一兩日前に、三條橋張紙有之候由に候。夫より之事歟と存候事にて、昨日之處、先々荒々左様に承候。

因循に非
ざるを示

とある。而して會津側の所記にも、

或謂ふ十七日の張紙に憤怒せられ、強て拒絶の談判をなし、其因循に非るを示さんとの意なりと。(廣澤安任秩掌録)

と云うてある。何れにしても此の張紙が、凡有る方面に若干の刺戟を與へたることは間違あるまい。而して是れ實に急進派に取りては、又た快心の一事であつたに相違あるまい。

親兵實施

當時幕府では御親兵を好まず、特に會津の如きは、會津藩主が守護職たる以上は、會津藩が即ち御親兵で、其上に別に御親兵を設置する必要なしと、頗る斷乎たる意見を建てたれども、長州の如きは、率先して、一萬石一人當にて、御親兵を獻じ、朝廷の思召もありて、やがて其事は實施せられた。而して更らに諸大名交代して、京都の守護を命せらるゝこととなつた。

幕府を殺
ぐの策

十八日(文久三年四月)此より十萬石以上の諸侯、三月に交番して、京都を守護すべきを被命、先に堂上の論に、諸侯の朝する者、江戸と分て、中半に京師に朝

せしむべしと云ふ有りて、以て幕權を殺がんとす。遂に此命あり、四月より六月に至迄、上杉、正、大、松、平、紀、伊、守、奥、平、大、膳、大、夫、此を交番の始とし、嗣で次序あり、三條中納言任じて其事を掌らる。先に守衛兵(御親兵のこと)の定る、亦中納言の任とす。是に於て門前の輿馬常に群を成す。其臣丹羽出雲守好で過激の言をなし、浮浪の士を引く。其出入する者筑後人真木和泉守、土佐人土方楠左衛門、長州人桂小五郎、久坂義助、佐佐木男也、熊本人轟武兵衛、津和野人福羽文三郎等、其魁にして、其餘枚舉に暇あらず。中川親王曾て中納言に語られしに、脱藩浮浪の士を集めて、其言を信用すと雖、其國には各主人あれば、之を奈何ともすること無きに非ずや、中納言乃ち主人共聞かざれば、違勅になる故に難事也べきなりと云はれたり。蓋し中納言には彼中川修理大夫の事を思ひ當られしならん。此より其必敗せらるべきを知られたり。又熊本の僧介石(佐田介石)といふ者、中納言に説く、一二過激の言を聞き、以て一藩の定論とせらるれば、必ず大なる誤を生せらるべしと、中納言遂に従ふ能はず。

此れは反對側から三條實美の立場を眺めたる説であるが、之を見ても急激派の鼻息の如何に荒かつたことは想ひやらるゝ。

【八七】 一橋慶喜東歸の事情 (一)

東嶽將軍
がす

將軍家茂下阪、一橋慶喜東歸の事情に就ては、前記三條橋張紙(參照 八六)以外に、種々の事情もあつた様だ。今ま幕府側の立場から見たる所を記すれば、左の通りだ。

一 廿一日(文久三年四月)攘夷の議既に決し、英吉利、佛蘭西等、攝海に來港するの説も亦起る。而して其戎備未だ整う者無し。將軍乃ち親しく巡覽し玉ひて、之が備を爲し玉はんとし、朝廷に請うて下阪し玉ふ。時に尾州大納言には、江戸に在て留守せられ、井上河内守等と謀り、屢書を贈られ、將軍の還御し玉

はん事を催され、麾下の人、内顧の情、愈々盛に興り、朝廷より下る所の命皆幕府に便ならざるを以て、皆以爲らく、徒らに留るは、將軍の威を減する也と、二條城中常に湧が如く、一人の深く慮り、遠く察し、坐を占めて共に談ずるなし。我公（松平容保）大に慨嘆し玉ふ。〔廣澤安任談掌録〕

當時幕府の吏僚が、將軍の東還を促がすの事情、以て知る可し、而して之を讀めば、如何に徳川氏の末路が急速度に近きつゝ、あるかを知る可しだ。

一 廿二日（文久三年四月）一橋卿も亦東下せらる。水府（黄門徳川慶篤）既に東下せられ、小笠原閣老（長行）も亦東下せられ、共に攘夷を任せられしが、未だ事に施し難く、而して其期限將さに促されんとす、於は一橋卿も亦下向せらるるの論起り、奏上せるに及で、朝廷之を許容せらる。我公（松平容保）之を論じ玉ふて、將軍年尙未だ長せさせ玉はず、過激の堂上等威勢を收め、難議を發せる時に於て、將軍親しく發し玉へるの一言、即ち説となり、不測の患を生じ、悔ゆる共及べからざるあらん、而るに後見を以て之を離れらるゝは宜にあら

容保慶喜
東歸に反
對

ず。

此れは正論だ、十八歳の將軍を置いてけぼりにして、後見職が江戸に還るは、如何にも心元なき仕打だ、如何に江戸に急用があればとて、將軍に取りては、京都は敵の真中だ、その重圍の中に、將軍を残し置くは、後見職たる役目に對しても申譯あるまじ。

且關東の事は、水戸卿之に任せらるれば則可なり、之に分るゝは宜しからずといひ玉ふ。一橋卿も以て然りとせらる。

左もある可き筈だ。

然共武田耕雲齋等謂ふ、攘夷の事重大、水戸一家の堪ゆる所に非ずと、一橋卿に勧め、必共に戮力せられん事を請ふ、實に水戸卿は大事を任せらるゝの器に非ずして、其臣も亦派黨あり、更に人物無きなり。

水戸側には亦た水戸側の思惑あり、武田耕雲齋等の心配も亦た諒とす可きものがある。

水戸江戸
守の任
に堪へず

慶喜心動

一橋卿も亦爲に心を動かされ、依違して醉迷せるが如く、猥に不平を發して人に乖き、之に説あれば、縦へ勅命といへ共、敢て受ずと人言一切耳に入れず。一橋卿の素意漸々に達せず、事々爲すべからざるに迫る。故に東下に決せられたるなり。或謂ふ十七日の張紙(參照八六)に憤怒せられ、強て拒絶の談判をなし、其因循に非るを示さんと意なりと。

以上は一橋慶喜の東歸の動機を忖度したるもの、蓋し中らざるも遠からざる可き歟。

岡部に對する非難

時に朝廷より亦將軍に促督ありて、五月十日拒絶期限、敢て違ふなく、奏聞せるに依て、猶列藩にも布告すべきとの命あり。又一橋卿東下せらるれば、拒絶する所の大意は、往事和親交易せるもの、奏聞を経ず、閩國人に相許さざるを以て、斷じて之を拒絶すべしとあり。一橋卿遂に發途せらる。岡部駿河守も亦從て東下せらる。曉方に土山驛を發せんとする時、賊數人あり、之を刺さんとして刺し得ず、其用人を傷け走る。時人皆謂へり、一橋卿の爲す能はざるは、此

單に岡部の爲なら

人を用ひられし故なりと。(同上)

一橋慶喜が興望に副ふ能はなかつた所以は、未だ必らずしも獨り岡部駿河守を用ひたるが爲めばかりではあるまい。何人をして其事に當らしむるも、此の難局に處して、機宜を制するは、容易の業ではあるまい。攘夷の問題では、幕府は第一著に誤つてゐる。それ以後は、その誤りを補繕せんが爲めに、更らに誤りを重ね、遂ひに拾收す可からざるに至つたのだ。

【八八】 一橋慶喜東歸の事情 (二)

慶喜當惑また當然

翻て此際に於ける一橋慶喜の立場を考ふれば、同情す可き點も少くない。彼と同心一體たる可き總裁職の松平春嶽は、既に命を待たずして歸藩した。山内容堂や、伊達宗城や、皆なそれく、歸藩した。島津久光の從士によりて出來したる

生麥事件は、今や幕府が其の責に任ず可く、英國側からは談判最中だ。然も亦た此際に鎖港攘夷の期限を定め、其の實行の責に任せねばならぬ。而して京都に於ける急激派の堂上は、其の背後のより急激なる士及び長藩士杯の後推しによりて、日に増し幕府に喰つて掛り、只管ら幕府を難局に陥れ、幕府の權勢を殺ぐに汲々たるが如き情態だ。斯る場合に於ては、一世の智勇を推倒する程の大人物でも、随分骨が折れるに、如何に聰明とは云へ、本來執袴の貴公子である一橋慶喜が、當惑したるも、強ち無理からぬ次第である。

八幡行幸
の際の慶喜

今ま慶喜側の語る所によれば、石清水八幡行幸の際に、慶喜が供奉しつゝ、山に上らなかつたのは、

丑の刻(十二日午前二時)ばかりに俄に公(慶喜)を社頭に召さる。これ三條中納言等が、天皇及關白に強請して、攘夷の節刀を授けんとする計畫なり。然るに公は今朝より腹痛甚しく、下痢をさへ催しければ、路次も休みくゞに、僅に八幡まで供奉せられしが、山にも登らず、苦しさに堪へかね給ひて、山下の寺院

に入り、衣冠を解きて打臥し居たる折しも、急に勅召を蒙りしかば、公は……參上す可き容態ならねば、其旨を申して辭し奉りぬ……尊攘派の人々は、いたく之を非難し……假病を構へたるなりと言ひ觸らし、語り傳へたれども、幕府にては固より節刀授與あるべしとは夢にも知らざる事なれば、病を詐るべき要もなかりしなり。(徳川慶喜公傳)

と辯じてゐる。而して彼が東歸に就ては、左の如く語つてゐる。

實行不可
期日

十九日(文久三年四月)は公東下の御暇として參内の豫定なりしに、俄に所勞と申して、參内を辭し、昨日勅問の條々について(參照八四一八五)、緊急會議を催されしが、公は到底行ふべからざる攘夷なれば、亦行はれざる程の期日に定むべしとて、僅に二十日を餘せる五月十日と内定し、二十日將軍の名を以て、五月十日相違なく拒絶すべき旨を奉答し。

餘りに無
責任

とある。此れは一應慶喜としては尤の様であるが、餘りに朝廷に對して不親切であり、自己の立場としては無責任である。到底行ふべからざる攘夷なれば、亦

行はれざる程の期日に定むべし」とは餘りに棄鉢であると云はねばならぬ。何故に行ふ可からざる攘夷の勅命を奉承したる乎。行はれざるを知りて之を奉承し、而して更らに故らに行ふ可からざる期日を定むるなどは、是れ二重に朝廷を欺くものと云はねばならぬ。彼の進退兩難の苦境は諒とするに餘りあるも、此れでは到底物にならない仕打だ。

慶喜等内
暇を

二十一日將軍は石清水八幡宮を拜して、攝海巡視の途に就き給ふ。公は石清水まで扈從し給ひ、引返して御暇の爲め參内あり。天皇小御所に於て謁を賜ひ、天盃を下され、眞の太刀以下の恩賜あり。親王准后よりも、數々の物賜はる。次の日公は大目附岡部駿河守、目付池田修理、水藩士武田耕雲齋等を率ゐて、東海道を下り給ふ。

との事實を敍して、更らに語りて曰く、

東下第一
義

公は固より攘夷の遂げ難きを熟知せらるゝ人なり……公は密に「幕府は騎虎の勢にて、攘夷の勅を奉せざるべからざる窮地に陥りたれば、寧ろ將軍の

罪責を重からしめんよりは、某躬ら將軍の身代りとなり、一切の委任を受け、て關東に下らば、以て一時の激勢を緩ぶることを得ん、事成らざる時は、力及ばずとて、責を引き、て辭職せんのみ」と考へ給へるなり。之を東下の第一義となす。

と云うてゐる。此れでは眼先の利きたる慶喜は、辭職せんが爲めに、東歸する譯合となる。乃ち春嶽の歸藩と、推し詰むれば、五十歩、百歩の論に過ぎざる譯となる。

東下第二
義

次に京都に於ては、朝威振興の勢に乗じて、種々なる干涉は日毎夜毎に下る。多くは尊攘派に便ならざる者の變更を強ふるもの、固より一々にして遵行すべからず。さりとして幕府は直言抗爭の力もなく、有司其處置に艱めり。公東下については、是等の事ども關東下向の後に、如何やうにも仕るべし」と稱し、幾多の懸案を一束し、齎し歸りて、悉く關東に致さば、さまで重要ならざる問題は、自然に消滅すべきこと言を俟たず、之を東下の第二義となしたるなり。

〔同上〕

此れでは諸懸案を握り潰す爲めの東歸と云はねばならぬ。されば慶喜當人としては、將軍に代りて一切の責任を負ふ爲めと云ふも、更らに一步を進めて云へば、將軍を京都に放置して、自から關東に逃走せりと斷ずる者あるも、その辯解は頗る困難であらう。

【八九】 將軍家茂の攝海巡視 (一)

家茂奉答文

將軍家茂は心ならずも滯京し、遂ひに四月二十日附にて、左の奉答文を差出した。

攘夷期限之事、來五月十日無相違拒絶決定仕候間、及奏聞候、猶列藩へも布告可致候事。

四月廿日

家茂

家茂下阪

而して二十一日には愈よ攝海視察の爲め、下阪することとなつた。

四月廿一日今七半時之御供揃にて、石清水社御參詣、夫より大阪表へ被爲成、蠻夷掃攘として、一橋中納言殿、明二十二日當地發途、關東下向被致候。此段向向へ可被相觸候。〔上洛日次記〕

急激派の壓迫

然も此處迄に幕府を漕付しむるに至つたのは、如何に急激派の壓迫が猛烈であつたか、想像せらるる。既記の如く將軍家茂は、勅諭の如何に拘らず、是非とも歸東せんとし、既に三月二十三日京都出發を公表し、榊原式部大輔政敬は、二十二日の朝先發した程であつた。然もいかでか急激派が、之を傍觀坐視す可き。而して其の形勢の容易ならざるを熟知したる公武合體者が、如何でか之を看過す可き。斯くて異論者は幕府反對者にも、幕府奉戴者の間にも出で來つて、遂ひに將軍家茂は、東歸を思ひ止まることとなつた次第は、既記の通りだ。〔參照七

會津守保
の將軍東
歸反對

然も此際尙ほ將軍が攝海巡視に至るまでの経緯を略敘せんに、將軍東歸の報傳はるや、會津藩主松平容保は、其の守護職の立場から、將軍の歸東に最も反對し、其の家臣を一橋慶喜、徳川慶勝、板倉、水野の兩閣老、及び水藩の重臣武田耕雲齋、大場一真齋に遣はし、遊説尤も努めた。一真齋は病を推して二條城に上り、一橋慶喜に謁して、萬一御歸東とあらば、徳川家の天下は此迄であらうと捨臺詞を残して退出し、それに引違へて成瀬隼人正正肥も亦た登城し、慶喜及び閣老等に對して、東歸の不可を論じたが、慶喜は頑乎として之を聽かず。然るに會藩士横山主税、田中土佐等亦た閣老に迫り、此際の東歸斷じて然る可からず、若し關東にて攘夷總督に、其人無しとせば、不肖なれども寡君肥後守、一藩を率ゐて其任に當らんと、然も閣老等之を肯はなかつたので、彼等は會藩士の黒谷、及び鞍馬に在營したる者を招集したから、會藩士數百人、何れも二條城に馳せ參じ、殺氣紛々、何れも死を決して、將軍東歸の駕を遮り止めんとし、而して新撰組の

新撰組
た反對

隊長芹澤鴨、近藤勇等亦た板倉閣老に上書して、其の不可なるを諫めた。此れは何れも將軍の味方側の東歸反對運動だ。

尊攘派
白

更らに此れよりも激甚なるは、尊攘派の運動だ。三月二十二日、長藩士は、將軍東歸の噂さを耳にし、攝海戰守御備と題して、左の建白書を學習院に提出した。而して其の要旨は、

一 將軍御歸府にては、神州腹心之京都空虚に相成、御備は決て相立不申候。是誠に神州安危存亡之境に付、今一應朝議爲、在候様、志士一統奉懇願候。尾紀水三家之内滯京候共、萬端之號令將軍家御同様には決て行届兼可申と奉考、神州之御爲獻言仕儀に御座候付、何卒被聞食可被下候。以上。

而して長藩士寺島忠三郎、瀧彌太郎、福原乙之進、玉木彦助、時山直八、杉山松助、堀真五郎、野村和作、有吉熊次郎、中村芳之助、杉山初之進、吉田榮太郎、田村育造、品川彌二郎、秋良雄太郎、白井小助、周田半藏、伊藤俊輔、及び當時浪人中なりし高杉晋作、肥後浪人安田善助等、何れも鷹司關白邸に詰掛けた連中であつたことは、既

將軍滯京
御沙汰

記の通りだ。

斯る次第で將軍家茂は、二十二日の戌の刻(午後八時)に至り、御召によりて參内、一橋慶喜及び水野、板倉、小笠原の諸閣老等之に従ひ、將軍は御學問所に於て拜謁仰せ付けられ、滯京す可き御沙汰あり、將軍は之を奉承した。やがて再び小御所に於て、將軍及び一橋慶喜、老中等に謁見を賜ひ、鷹司關白は滯京の御受ありし上は、攝海の防禦をも念入れて指揮す可しとの旨を傳へ、それより鷺の間代にて、將軍と一橋慶喜とは、鷹司關白、中川宮、及び兩役と出會、用談の後、丑の半刻(午前三時)に退出し、斯くて東歸の事は、愈よ斷念し、攝海防禦を親しく視察することとなつた。此際若し強ひて將軍が東歸することとなりたらば、長藩の壯士等は、決して生還せざる覺悟であり、前記の壯士は鷹司關白に伺候し、桂小五郎、佐佐木男也は、密に禁中に入りて動靜を伺ひ、彌よ東歸と決せば、彼等一同公卿門外に待ち受け、將軍に向つて一太刀報いんと申合はせてゐた程であつた。此の如く味方からも、敵からも、將軍は不本意ながら滯京を餘儀なくせられ、そ

長藩壯士の覺悟

命自然の運

れより石清水行幸や、其他の曲折を経て、更らに自から攝海視察に出掛くる順序となりたるは、宛も運命の綱にて、自然に操縦せられつゝあるが如く見受けられた。

家茂の石清水社參

文久三年四月廿一日

- 一 今七半時之御供揃にて石清水社、御參詣。夫より大坂表え被_レ爲_レ成。
- 一 但石清水社え御太刀一腰、黄金一枚御進納之。
- 一 六つ時御供揃。同刻過御挾箱出。無_レ程御供宜段申上。御召物(御野羽織、御紋付、御野袴)被_レ爲_レ召出。殿上間前にて御駕籠被_レ爲_レ召。御玄關より大手御門大宮通。夫より横大路村半助にて御小休有_レ之。無_レ程御出立。淡小橋御渡越。同所淀姫にて御晝休、御膳上り、城主稻葉長門守罷出御目見被_レ仰付。上意有_レ之。板倉周防守殿御取合申上之。相濟て四半時前同所御出立。御歩行にて被_レ爲_レ成。八幡一の鳥居際にて惣御供落。同所中程にて講武所方御供落。夫より御小性、御小納戸、劍槍奥詰御供にて、九時前瀧本坊え被_レ爲_レ入。即刻御衣冠被_レ爲_レ召。御丸辨當御用立、御歩行にて(御太刀、御抱込)八幡宮え御參詣。神

酒御頂戴等有之。相濟而澁本坊にて御召替。無程御運にて八幡山御下り、橋本町舟場より川船え御乗船、淀川通牧方前途被爲入候處、追々薄暮に及び、御座船手間取候に付、間老方船に被爲召替、六半時比備前島え御著、夫より御歩行にて京橋口御門より、大手御門通、御玄關より、五半時前大坂御著城。(御上洛日次記)

【九〇】 將軍家茂の攝海巡視 (二)

將軍攝海巡視の觸

將軍家茂の攝海防備視察に就ては、當時の軍艦奉行勝麟太郎の日記が、能く之を語りてゐる。

四月廿日

松勘(松平勘太郎)より如別紙御書付來る云、

攝海は樞要の地に付、形勢爲御覽置、公方様、明廿一日此地え被爲成候旨、被

仰出候。尤石清水社え御參詣、夫より此地え被爲成候事に候條、京地老衆より申來候。

右之趣、向々へ可被相達候。

即刻松勘方え到り、同所より順動昌光船、明日中天保山沖え可來旨相達す。此の如く海軍側では、將軍巡視の準備をした。

同廿一日

將軍著阪

當地(大阪)え著御に付、午後より登城、御座敷向拜見、夜に入津近、松勘(津田近江守、松平勘太郎)同道にて、京橋口御船著場まで爲御迎參上、夜五つ(午後八時)御船著、御入城、深夜退出。

此の如く將軍家茂は、石清水參拜を了へて、大阪城に著した。

同廿二日

登城、明日順動船にて、兵庫西宮邊を被爲成旨、被仰出、夜に入御治定。

遊覽開始

隨分彼是と評定もあつたものと察せらるゝ。

同廿三日

拂曉、御乗船場堂島川え出張、夫より天保山に到り、順動船に到る。端舟にて同所え御出迎、御先え漕返す。四ツ時(午前十時)頃御本船順動え御乗船、即刻出帆、船間悉く御巡覽、御満足の由、度々上意有之。當將軍家いまだ御若年(十八歳)といへども、眞に英主の御風あり、且御勇氣盛なるに恐服す。

流石に南龍公(紀州初代頼宣)や、有徳院(八代吉宗、紀州より入りて、宗家を嗣ぐ)の後たるを辱しめざるものと云ふ可しだ。

和田ヶ崎著船

九つ時前(正午前)和田ヶ崎え御著船、以思召端舟にて同所へ御登岸、御供に候する者、纔に五六輩、臣(懸)御後にあり、方向を示令す。和田明神の社え御休息、夫より再び端舟に御駕、神戸え被爲成旨命あり、御供同斷、同所にて操練局御開、且士著の者可置事を言上、直に英斷あり、於御前被仰出、議悉く成る。

此の如く將軍御前會議と云ふ程までもなく、即時即決にて、勝の意見は、直に採納せられた。

西の宮に向ふ

夫より西の宮え向き出帆、同所え御上岸、また端舟を被用、西風小強波を打込、上少も動じ給はず、快活の旨、度々上意。

青年の將軍、一切の拘束を脱し、眞に快活であつたと察せらる。

夕刻、天保山沖え御歸船、直に御登岸、御供にて登城、深夜退出。

此の如く將軍家茂の巡視は、天保山沖から西の宮、神戸、和田岬に止まり、手速く云へば、大阪、神戸間の海岸を瞥見したるに過ぎなかつた、然も當時に於ては、此れが如何に仰山の事であつたであらう。

同廿四日

警衛會議
悉く空論

登城、今朝來月十日攘夷御拒絶被仰出に付、當地御警衛之事、船用部屋にて議あり、悉く空論。

「悉く空論」の一句、群議紛々の情態、睹るが如し。

昨日御船え被爲召候に付、以御書付拜領物被仰付、夜に入り明朝姉ヶ小路少將殿方え罷出べく旨、御書付にて被仰渡、且御同人蒸氣船拜借、兵庫に參られ候旨、承知直に順動船え申遣す、御書付云。

勝 麟太郎

姉小路少將巡視

明廿五日朝五時(午前八時)頃より麻上下著用、西本願寺内姉小路少將旅館え、攝海繪圖持参いたし罷越候様、可被致候、尤右之趣、姉小路へは相達置候事。とある、將軍と殆んど差し違へにて、姉小路少將が、攝海巡視の事あり、勝が其の案内役を申し付られたのだ。

本日神戸村土著の士、御操練局、造艦所、御取掛被仰付。
攝州神戸村、海軍所、造艦所、御取建御用、並攝海防禦内御用被仰付之。

津田 近江守

勝 麟太郎

松平 勘太郎

攝州神戸村海軍所、其外御取建相成候に付、右御入用、並繪圖取調、可被差出候事。

此の如くしく將軍の攝海巡視は、一舉して神戸に於ける海軍所、造艦所等の設置實行となつた。

【九一】 姉小路公知の攝海巡見

昭和八年七月三十日早天、明治天皇崩御第二十二回の聖忌、山中湖旭日丘の双宜莊にて書き始む、大正七年七月一日以來、本日に至る迄、累積の功、實に五千五百五十回、本日は其の五十一回と爲す、前途實に望洋の嘆あり、偏へに皇天に向つて、本史の完成を祈る。

姉小路攝海
由來

扱も姉小路公知の攝海防備の巡見は、固より朝廷の御趣意であつたが、其の由來は毛利定廣の建白に原く、彼が四月十六日附の建白策議十條の中に、

一 堂上方御人選にて、沿海巡見各地戰守之備、見分被仰付度候。

而して其の人選は、實に年少氣銳にして、朝廷に於ける急激派の領袖の一人とも云ふ可き姉小路公知に中つた、此れは寧ろ當然の人選と云はねばならぬ、然も朝廷の舊宿故老などは、頗る之を怪事としたるもの、如くであつた。

天魔橫行

四月廿三日、攝海邊防禦爲見分公知朝臣今日午刻下坂乘馬云々、朝臣智勇之程、予雖不知之、誠是又天魔橫行之世也、可怪長州、土州、肥後藩士七八人づゝ、隨從加力之由也、可奇。

此れは中山忠能の日記の一節だ、其の眼中に天魔橫行と見えたるは、彼等の立場から見れば、必ずしも理由無しとはしなかつた、斯くて命を承けたる姉小路公知は、二十三日京都を發し、大阪に至り、西本願寺に館し、長藩の佐佐木男也、清水清太郎、桂小五郎、肥後の山田十郎、紀州の伊達五郎等、其他有志七十餘人隨

行した。

勝の意見
諮詢

而して彼は先づ幕臣軍艦奉行勝麟太郎を招き、其の意見を諮詢した、勝の日記に曰く、

四月廿五日

朝姉小路旅館に到り面會、攝海警衛之事を問はる、答云海軍にあらざれば、本邦の警備かたし云々、長談皆聞かる、即刻順動船に駕して、兵庫港に到らるべき旨なり。

胸襟を開
きて會談

此れにて見れば、如何に勝と姉小路とが、一見互ひに胸襟を披らきて語りたるか、判知る、而して勝も姉小路の人物の與に談ずるに足るあるを看取し、其の蒙を啓らくに餘力を剩さなかつたものと察せらる、而して姉小路の明敏なる、一言の下に、能く之を了解し、能く之を聽納したることが判知る。

勝と陪從
辯志と論

午後に乗船、直に出帆、從屬百廿餘人、船内猶前件之事を申、陪從の諸士と論辯す、大抵同意の旨あり、嗚呼我が邦家の御爲に、此説を主張するもの、殆七八年、

終に今日に到り、纔に延ぶる處あるが如し、然れども天下の形勢切迫、國財減耗、如何とも成すべからず、可嘆、其議を實事に行なふに暇なきことを、此夜兵庫御一泊。

とある。此れにて見れば、勝は姉小路隨行の諸有志と大いに其の意見を闘はしたるもの、如くであつた。勿論此の中には外國の事情や、世界の形勢には、尙ほ未だ慣々たる連中も少くなかつたから、此れは當然の事だ、但だ勝の意見は、頗る姉小路の聽納する所となつたことは、前記の文句にて、之を察するに餘りある。「姉小路公知傳」に曰く、

小野濱に至る

二十五日大阪川口より端艇に投じ、本艦順動丸に移る。此際風波大に烈し、先づ攝州海岸に沿うて兵庫小野濱に至る。麟太郎自から指點して説明を與へ、又艦中諸機關の運轉、速力の遲速、海路の遠近、砲彈の達否、海兵の操縱、號令等を詳細に説明す。二十六日、公知大阪に歸り、翌二十七日泉州堺港に至らんとして書を家に寄せて曰く、

御一統無御障哉、承度候。於此地一同無別條致、旅行候間、安心之様存候。二十五日より夫々巡見、今二十七日、堺にて泊に相成候。道中積通相成候て、五月一日夜船にて上京、二日に歸宅致し候積りに候間、左様可被有御承知候。委敷申遣度候得共、用事多、ひまなく候間、尙後之便り可申遣。此文三條様え早御上可被成候、早々以上。

四月廿七日

紀淡巡視

尙ほ同書の所記によれば、

公知堺に至り、砲臺に上り、備る所の大小銃を試發せんことを命ず。準備充分ならず、因て之を戒しむ。此夜堺港に泊し、翌二十八日紀州加田浦に至る。紀藩公知の一行を迎へ、休憩所へ導き、最も懇待を盡し、諸般の命を聽き、且旅情を慰す。次ぎに淡路の由良に渡り、砲臺を視る。大小砲の試發を行ひ、其他諸般の準備既に成るを告ぐ。茲に巡視を了り、大阪に歸航す。麟太郎曰く、卿の實見せらるゝ所を以て、朝に奏し、願くは過日來說明する所の卑見の一にても採用

せらるゝことあらば幸甚なりと、東西分袖して五月朔日、公知は大阪城に入り將軍と會見す、將軍大いに饗して、旅情を慰す、此夜淀川舟行、伏見に至る。…二日公知京師に歸り、直に參内して、詳細巡視の狀を叡聞に達し、且意見を上言す、聖上は海防の實況を審かにし、巡視の勞を稱せらる。とある、而して五月九日に至りて、

此度攝海巡見周旋等暑氣頃一入苦勞思召候、依之爲賞、御冠掛緒、於菊間、駿河被授之、

との言渡ありて、主上より其勞を賞し玉うた。

此の巡見は、姉小路其人に取りては、極めて重要なる事にして、此れが爲めに彼が其の新知識を吸集し、其の眼界を濶大ならしめたるもの、必らず將來に於て、大いに期す可きものがあつたと察せらる、然るに好事魔多く、彼はやがて刺客の手に其の英魂を奪ひ去られた、其の顛末は他の機會に於て、記するであらう。

姉小路最
好經驗

【九二】 至尊の御宸衷 (一)

主上御眞
意

恐れながら當時に於ける孝明天皇の御思召を忖度し參らすれば、幕吏の因循、苟且は固より聖意に副はざるは、勿論であるが、さりとて、三條、姉小路や、若しくは長州其他民間有志者の眼中殆んど幕府無く、一意専心、只管攘夷に驀進せんとするをも、殊更憚び玉はず、實を申せば主上は正しき意味に於ての公武合體を好ませ玉ひ、日本を戦亂の中に投ずるをも好ませ玉はず、さりとて開港和親は、尤も好ませ玉はず、出來得可くんば、平和的に、攘鎖の目的を果さんことを期し玉ひたるものと拜察せらるゝ、理由がある、即ち具體的に云へば、當初に於ける島津久光や、松平容保などの意見、若しくは態度、傾向が、聖意に幾きものであつたらしく拜察せらるゝ。

八幡行幸
御眞意

されば石清水八幡行幸の如きも、何れかと申せば餘りすゝませ玉はず、寧ろ從來の行掛り上、已むを得ず、自から彊めて御發軔遊ばされたるものと拜察せら

主上中川
宮宛御狀

る、

如上の消息を拜伺するには、主上から中川宮に賜はりたる宸翰が、最も能く其の機微を示してゐるかの様に思惟せらるゝ。

連日快霽、薄暑催候處、倍□□□□扱は神齋中□□□□今日一封差進候筈之處、及遲□□□□差越忝存候。如御申社參も先々無異に相濟、重々以安心候。實に深神助之處、誠に以奉謝に無限事に候。

此處に社參とあらせらるゝは、石清水神社御參拜のこと。

實は過日一封にて、密々申入候後、段々と心痛之廉相増候。余持病之眩暈相發、十日之云々、逆も遠路之乘輿、重大之儀、勤難大心痛にて、臨期延引之儀、十日之朝、關白云々之通候處、於關白も尤には存□□□□に候はゞ、發言成がたく候間、叡慮決□□□□被出様返事候。

此の如く至尊には御持病の爲め、十日の朝、石清水行幸御延期の聖意を鷹司關白に御傳へ遊ばされたが、關白は御尤とは存ずるも、自から責任を取るを敢て

延期御傳へ

しなかつた。

行幸強請

無間三條乞面會、即押て逢候處、同様關白に承候由にて、實病虛病尋候て、不承知之様子、乍御違例御決定なくはと申事故、其決定之趣意、兩役(議奏、傳奏)へ差出候處、急には無返事處へ、關白入來にて面會、萬々話合候處へ、參政國事寄人等云々にて、御違例たり共、是非行幸有之様、全虛病云々、少允を召寄尋御留申ぬやう申聞□□□□此上は□□□□御内儀へ踏込、其上共無御承引ば、直につれまし、鳳輦へ入るゝかのと、けしからん大強勢之由、恐々入候へ共、此上は御決心次第致方なくと、關白も大に心痛之次第に候。

關白困却

如何にも三條一派の運動が、猛烈であり、滿廷の諸老も手を束ねて形勢を觀望するの外なかつた事相が、宸翰の裡にありありと拜察せらるゝ。此れに就ても關白鷹司輔熙が、板挟みとなりて、困却したる模様が、亦た察せらるゝ。其大騒ぎ之漸濟候後、兩役返事にて、何卒御所勞押て行幸有之候様との、ぬらぐら返事に候。

血氣堂上
我意のみ

「ぬらくら返事」の一句如何にも兩役共が首鼠兩端、一定の見識もて、奉仕の忠貞を效さざる腑甲斐なかりし有様が活描せらるゝ。

其故誠に心痛乍、十一日行幸候處、全神助にて、少々之逆上は候へ共、予始下々無異に相濟候て、先以安心之事に候、實に是計に不限、血氣之堂上、此儘にては萬事に只々我意募候て、予關白失權、兩役は云□□□堂上之次第に相成、朝廷云□□□に付、此上云々□□□右之次第、荒々乍、御話申入候。

至尊御程
和

所謂「血氣之堂上、此儘にては萬事に只々我意募候て、予關白失權」の一句を拜讀すれば、至尊は決して過激派の行動を好み玉はなかつたことが判知る。我等は此の機會に於て一言するが、至尊は其の御治世二十一年間、未だ會て過激急進の論を御主張遊ばされたることは無かつた。但だ至尊の何處迄も執著遊ばされたるは、神州の國體を、外夷の爲めに毀傷せられ、皇室の尊嚴を、幕府が冒瀆するを復舊反正せしむるの一事であつた。されば其爲めには急激派の言動をも、餘儀なく寛假し玉うたが、それは決して至尊の御本志ではなかつた。血

氣に逸る連中を好み玉はなかつたのは、此回に限つたことではなかつた。

【九三】 至尊の御宸衷 (二)

主上
御困と
却

中川宮に賜はりし宸翰は、尙ほ下の如く續いてゐる(參照九二)。即ち上記の如く、堂上血氣の連中には、主上もほとく御困却あらせられ、此上は中川宮の仲介によりて、薩摩の勢力を假り、何とか適當の措置を取らんとする思召であつた。固より血氣堂上の背後には、長州の勢力あることは、至尊にも十二分に御承知のことであつた。

中川宮へ
の秘密御
依頼

何卒此上は一廉之御智謀にて、實々薩州を招寄、予始三郎と一致にて、暴論之堂上、きと目のあき候様いたさねば、連もどもならず、日々夜々心配候、何分參政國事寄人云□□□止に相成候て、一廉改革に不成候ては、連も連も國亂之

基に候。何卒此邊得と御密計有之度、内々其宮迄申入候間、決而不洩様、策を帷幕之内にめぐらし、成功を千里之外に御輝し頼置候。餘り心配之餘、又々申入候。決而關白へも誰へも先無御沙汰頼入候事、先は荒々御話申入候也。

四月廿二日

中川宮御
答書

固より至尊にも、血氣堂上や、其他の參政、國事寄人杯を、惡意あるものとは思召されざるも、彼等の言動は、世俗の所謂難有迷惑、最負の引倒しの類にて、若し彼等の爲す儘に一任せん乎、逆も逆も國亂之基と憂慮あらせられたのだ。此れに對して中川宮尊融親王は、翌四月二十三日附にて、左の如く奉答書を上られた。

(上略)昨日被仰下候條々誠に恐入候次第、何共何共絶言語、實に御他言不被爲有様、伏て從尊融も願置候。此頃之模様にては、朝威日々に衰、恐入候。併唯今之處にて、三條等へ彼是申候も無益と被存、唯唯時節御見合被爲有候様存上候。於尊融は、行末を奉助の外、謀略無之、實々此時は彼に惡を積しめ、天誅を御待

被爲有候様、伏て願置候。

讀んで此處に到れば、七卿の京部落も、將た元治甲子禁門の變も、決して偶然でないことが判知る。

三郎之儀は、篤勘考仕置候故、猶伺公之節言上可仕候。日夜之御苦心、恐入候。唯唯此上は、數々伺公も致兼候故、以勅書御沙汰被爲有候様願置候。御請荒々申上候。恐々謹言。

四月二十三日

血氣堂上
中川宮指
彈

當時中川宮は、所謂「血氣堂上等」の爲めに指彈せられ、三月二十日附にて、左の如き辭表を奉りてゐられた。然も至尊は中川宮を以て、無二の顧問と思召し、從て上記の如き最極機密の文書さへも、賜はることとなつたのだ。尙ほ中川宮の辭表は左の通りであつた。

尊 融

宮辭表

不肖之上、生魯鈍、然るを不存寄還俗、且叡慮扶助之蒙、御沙汰深不堪、恐懼次第、

精々盡力御用可相務所、既に因州(池田慶徳)、薩州(島津久光)歸國に付ては、天下人心瓦解之場にも可及、乍恐朝家之御不政之様相成候ては、彌列藩狐疑を生じ可申、其時に當り、不才不徳之尊融、其職を汚し居候ては、實に不忠之至り、不堪恐怖、仍速に叡慮扶助之任、奉辭候、右等之旨、早々披露可給者也、恐々謹言。

三月廿日

議奏傳奏御中

宮辭表聽許無し

此れは辭表と云はんよりは、一種の抗議書とも云ふ可きもの。然も兩役は其儘聞届け玉ふ可く奏請するを敢てせず、四月二十八日に至り、徳大寺中納言(實則)、三條中納言(實美)、中川宮邸に參候し、左の口達を齎らした。

去月御辭退被爲、在候國事御扶助之儀、切迫之御時節に付、不被聞食候旨被仰出。

至尊と薩州川宮と薩

而して中川宮にも、直様御請け申上げられた。此の如く一方には三條實美其他血氣の堂上、長州、及び民間の有志、期せずして

一團となりつゝ、あり、他方には至尊、中川宮、薩州と、自から隱密の間に、針線相ひ通ずるものあり、均しく尊皇主義者として、自から急漸兩派のあるあり、而して幕府側にも亦た一橋、會津、越前などの公武合體派、及び井伊の殘黨とも云ふ可き幕權恢復、若しくは幕權維持派と云ふ可きものあり、朝幕何れも急漸の兩派に分れ、此の如くしてやがては朝廷側の漸派と、幕府側の漸派とが、次第に一致する形勢を馴致するに至つたことは、今後事件の發展に従ひ、彌よ著明となり來つた。それは又た其の機會に語るであらう。

第十七章 攘夷問題に對する幕府の眞意

〔九四〕 攘夷に關する三奉行の意見書

幕府に於ける二派

朝廷側に三條等の急激派と、中川宮等の穩和派と對立したる如く、幕府側にも亦た斷然攘夷は不可と云ふ説と、不可ではあるが、勅諭なれば致し方無しと云ふ説とあり、而して云はゞ一橋慶喜なども、後説の一人にて、彼等は腹非口是にて、只だ其日暮らしに日一日を送り、時間をして其の問題を解決せんとする者即ち時勢を指導するでなく、時勢の指導に一任するの依違、不斷の徒であつた。されば五月十日攘夷の期限が決定せられたる以上は、兎も角も口上だけの攘夷は、致し方なしとして、それぞれの布令を、四月二十七日附にて出した。

攘夷布令

魯、佛、英、和、米、葡、宇之國々、先年より、和親交易願出、條約も取結候得共、右は其節之役人共、朝廷伺濟を不相待取計候義を、其儘仕來候處、昨年從朝廷、外國和親

交易拒絶之詔有之、是迄取計方不宜役人共、夫々嚴罰相加候間、其方共も、長崎、箱館、横濱三港商館、凡三十日迄に引拂、一人も不殘様、歸國可致候、若於違背は、可及一戰候條、得其意可申候事。

此れは表向きの朝廷の御趣意を奉戴したる文句だが、次節を見れば、それを殆んど打ち消してゐる。

和蘭の處置

右之通には候得共、第一御留守中と申、殊に和蘭も同様之御處置に相成候御主意柄、難相分候に付、右之御主意、此度尾張大納言殿、急々上京御伺相成候間、夫迄之處は、是迄之通、穩便に相心得可申事。

實行延期の口實

此れは徳川幕府初期以來、連續したる和蘭までも、諸外國同様拒絶と相成りては、條理立ち難く、仍つて其の主旨を尾張大納言、急々上京して御伺致すこととなつたから、其の模様に分るまでは、是迄通りにせよとの意味だ。

此れは畢竟攘夷の勅諭奉戴にも拘らず、彼是と文句をつけて、その實行を延期する口實に過ぎなかつたことは、五月二日附、左記三奉行——町奉行、勘定奉行

寺社奉行——から老中に差出したる意見書に徴しても分明だ。

三奉行意見書

今般攘夷之期限、尙又去る廿一日被仰出候鎖港之儀に付、篤と勘考仕候處、支那、和蘭兩國之交易は、往古より御許容に而、在留仕候崎陽も同時に御拒絶日數三十日を限、外夷一人も在留無之様可致旨被仰出候趣、詰り御難題之御儀と奉存候。皇土闔境之安危に拘り、覬覦之情を奮起し、無名之戰爭に及候而は、千萬之御失策、御挽回難相成候間、順序を以、追々被及應接事理を盡し、虚實寛猛の中に名分相立、攘夷之御運に相成候は、御名義も相貫、御策籌御設施可相成と奉存候得ば、旁三港一舉に相鎖候御趣意にては、時勢之安危に御構無之、不論是非御難題に相當り、彼を知り己を知る之御處置無之而は、覺端を開き、各國より御國地蠶食被致候而は、後年皇性之皇統無覺束、神祖以來之御武徳も御頽廢、實以何とも可申上様も無之、無御據御場合、前件之御次第被仰立、御職務御辭退被遊旨御願候而、江戸表は御本陣、殊に和宮様、天璋院様被爲、在且兼々御願立被遊候上は、御謹慎御大切之御事に御座候間、直に御歸城に而、

御恐縮に被爲在、寛大之御沙汰被爲待可然様に奉存候。乍恐神君以來征夷之御職掌、一時御廢申上候義奉勸候は、如何にも臣下之身分にて、重罪至極、難奉申上候得共、開闢以來之大患奉申上候迄も無御座候得ば、苦心之條、密々奉言上候、誠恐誠惶頓首。

五月二日

三奉行連名

三奉行底意

此れは將軍家茂が、上洛の當初、松平春嶽が、將軍職を辭退す可しと、家茂に向つて勸告したると、殆んど同一の意見だ。然も三奉行の意見では、征夷大將軍の職を抛ち、實力もて江戸城に龍蟠虎踞し、徐ろに天下の變を俟たんとするもの如く、云はゞ此方にて退一步の政策を取りて、攘夷派を危地に陥れ、自らは不敗の地を占めて、後圖を做さんとするの底意であるかの如く察せらる。

【九五】 小笠原閣老の意見書 (一)

小笠原老中回示

前記三奉行の意見書に付て、老中小笠原長行は、左の如き回示を與へ、彼等を説諭した。

右上書〔參照 九四〕及一覽候處、深切之次第に候、乍併外に論判も有之候間、左に認候、今一應勘考有之度候事。

一 支那、阿蘭共、同時に御拒絶は御難題との義、一應尤に候得共、天保度より和蘭之申立、度々多分虚喝も相聞候故、先一應は同時に相斷、追而右二ヶ國之義は、別段談判可有之哉、尤應接之模様にも寄可申哉。

此の如く説明して、先づ此の難題を排し去つた。

一 無名之戦争云々、右は今度改而追々及應接、内地人心之不伏且永久國力疲弊等之廉を以、申談相斷候上は、彼より兵端を開候はゞ無名とは難申哉、假令方今之處、一時外夷之危急を御道に相成候共、内地之人心を憤起し、御國內

國內土崩瓦解の恐

土崩瓦解之機顯然歟。東禪寺之一舉に倍々なる變事差起候はば、我より兵端を開候に相成、却て無名に可、陷歟。

小笠原本心

東禪寺の一舉とは、文久元年五月二十八日、水戸浪士等東禪寺英國公使館襲撃のことを云ふ。小笠原閣老の虞るゝ所は、外人よりも、内輪にあり、外人の來寇でなく、内地の土崩瓦解にあり。此れも一應尤の理窟だ、けれども彼は果して斯く確信したる乎、それは覺束ない。何れかと云へば、彼は一橋慶喜同様、本來の攘夷家ではない。若し其の本心を打明くれば、開港和親論者だ、されば彼も此際は只だ朝廷に諂隨し、天下の人心を瞞過し、所謂る外藩攘夷家の裏を搔かんとする底意であつたものと察せらるゝ。

内地治術の難

一 彼を知己を知之云々、彼を可知勿論に候得共、現今之姿に而は、己に暗候而、内地之治術無覺束候。

此れは三奉行に對する頂門の一針であらう。

一 御職務御辭退云々、右は至極平穩之御處置に候得共、征夷之御職掌に而、

將軍辭職の不可

可成丈け御貫被遊候様仕度事に候、方今外様之存慮多分攘夷一決之模様に付、萬一御辭退之通、御許容に相成、大藩へ掃攘之任、被仰下候節は、千萬不及歟。此れは勿論のことだ、辭退と決心すれば、全く辭退するの外はなし。若し辭退を以て、朝廷を窮地に陥れんとせん乎、朝廷は却て一步を進めて、他の外藩の勢力に依頼し、徳川氏をして、再び擡頭するの機會無からしめんも、未だ知る可からずだ。

小笠原の開國建議

然しながら彼が此の回示は、決して彼の本音ではない。彼は當年三月上方に於て、開國の已む可からざる所以を、當時上洛中の將軍に向つて建白した。此の建白は、彼としては一世一代の意見なれば、今ま之を掲載することとする。

今般被仰出候攘夷之義、五月十日を限り及、拒絶、各國之商館三十日中引拂、一人も不殘歸國可爲致、若承引不仕候は、可及一戰旨を以て、應接可致との御主意、一應奉、畏候。

和蘭斷交の不合理

乍去篤と勘考仕候處、以之外御失策と奉、存候得共右様にては、却て多少御不

都合を生じ可申奉存候。先其の一二を申候得ば、一體和蘭之義は、年來御和親にも相成居候義、別段之御主意も無之、只々先年不東之取計ひ仕候役人共、嚴罰に處せられ候に付(原注 其實未だ盡く御罰しには不相成)各國と同様、御拒絶と申候のみに而者、御主意難相立、徒に不直之名を、御取可被遊奉存候。是迄餘國とは御和親御通商等不被遊様相成候而も、和蘭計御和親被遊候者、全知彼之御深算と奉存候。知彼知己者固より兵家之奧秘、不可闕事に御座候處、和蘭まで御拒絶に相成候而者、知彼之道更に絶果、却て御不都合と奉存候。此の一節は正に是れ三奉行の意見を、より周到に説明したるもの。知らず三奉行は此の意見書を一讀したる乎、否乎、若し一讀したらんには、彼等は全く小笠原閣老の意見を踏襲したるものと云はれても、申譯はあるまい。然るにその意見の本家本元たる小笠原閣老が今更ら口を拭うて、上記の如き回示を與へたのは、果して彼も一時、此れも一時の作用に出でたる爲め乎、否乎、何れにしても小笠原自身の本意は、全く開國和親だ。

三奉行意見と同一

【九六】 小笠原閣老の意見書 (二)

貿易通商根本義

此れより小笠原長行は、一步を進め、堂々と和親開國、貿易通商の根本義に就て論出した。

抑交易之主意は、有無相通じ、富國利民之道にて、其大略者、右に申上候通り、御座候。然るを曲直是非をも不論、無體に打拂候而者、元より天地生々之心に反し、聖賢仁義之道に戻り、殘暴之御處置に付、右を名として各國より軍艦を差向け候に至り可申、左すれば永々皇國之御憂と相成、百萬之生靈、是が爲に塗炭に苦可申、民之父母たる御方、是を御憐と被思召候哉。

斯く論じ來れば、前掲三奉行の意見書(參照九四)に輪を掛けたる非攘夷、非鎖國説と云はねばならぬ。

無謀拒絶の不可

且皇國之勇武を以、一時勝利を得候とも、義名を失ひ候而者、遂に滅國之基と可相成前にも申上候通り、今般攘夷被仰出候も、全く御國之永久安全を被爲

計候御主意に可有之、其段者難有思召に候得共、其御處置至當に出不申候時者、永安之御主意却而生靈を死地に陥らしめ、滅國之基と相成候義故、先頃勅諭に、攘夷之策略は、關東へ爲任被遊候と申は、全其邊を被思召候而之事と奉恐察候處、只今無謀に鎖港拒絶と被仰出候而者、乍恐永安之御主意に相戻り可申、且自然御威名にも拘り、恐入候義に奉存候。

有無相通
自然の理

無謀の拒絶に付、一棒を下す御威名とあるは、勿論將軍家に關しての事だ。一體交易之義は、天地生濟之意に基き、有無相通じ、生民各其處を得せしむる之道にして、既に於本邦も、往昔より海外諸州に通じ、御國益も不少、典例制度等悉く御折衷被遊、不知々々是が爲に國力相開け、生民其益を受居候事、得と古今を御卓觀相成候得ば、明瞭分り候義に而、決して鎖拒不通を以て、我國體と致候義には無之候。

徳川初代
策の對外國

日本の進歩は、萬國交通の爲めだ。鎖國は決して我國本來の面目では無かつた。近く者御當代(徳川家)に至り候而も、神祖(家康)を奉始、三代様(家光)に至る迄、諸

邦と御交際被爲在、且交易之爲御往復被遊候御書牘等悉く秘府に御藏し相成居、外蕃貿易相往來する船々、日本洋に陸續不絶、商館地所等、彼之望に任せ、遊覽之場所迄も、夫々御世話被爲遊候處、慶長元和之餘兎、洋中に出沒、蕃船を劫し候に付、節々嘆願等申出、夫が爲に瀬海之候伯に命せられ、海賊を御誅鋤被遊、交通之害を被爲除候趣、其外貿易は公濟之道にして、不可廢、各國相互に其國民を保濟し、國政之得失を相忠告し、各其國を治安し、相殘害せざるを以、人君之職掌とすれば、互に此道を守り、永く和親交易之道を被爲重候御事、凡慮之不及處と奉驚服候。

且國々望之品者、武器其他共、彼之乞に任せ、御給與被遊候程に而、其節に當り、誰一人異論等申者も曾て承り及不申、已に奈良、堺邊迄も、外蕃之人跡不絶有之候事に御座候。

以上は徳川氏三代迄の對外國策に付ての事實を開陳したるもの。

然處三代様時權により此道を御變革被遊、僅二百年之間に、習俗悉く變じ、外

鎖國舊法
に非ず

國を仇視仕候に至申候、依之是を視れば、鎖國者原吾國之舊法に無之、却而新令と可申奉存候。

此れが彼の云はんと欲する要點だ、日本本來の面目は、鎖國にあらずして開國にあり、鎖國は一時の權道にして、開國は恒久の國是だ。

鎖國急變の難

乍去只今此習俗を一時に變せんと致し候へ者、人心固結之情に戻り、大有力之者といへ共、不能爲、左れば逆、千萬年も鎖港拒絶を守らんと存候得者、天地生濟之理に違ひ、必苦民滅國に至可申、是を譬候得者、牡丹之花之將に開かんとすると同一理にて、其少く開きたる時、是をもとの蓄にする事者、造花之妙と云へども不能、又是を燦然と快く開かしむる事者、天子之威といへども不能、此理を得と相考候得者、當時天地之形勢、開閉兩ら失宜候、是則無限不折合を生じ候基に御座候。

三代將軍以來、鎖國の舊習は牢として破りがたく、強ひて之を一時に破らんとすれば、必らず變亂を醸さねばならぬ、されば今日の情勢は、開鎖兩ながら、困難

にして、人心の紛紜、混沌として、一致和合を缺く所以も、亦た此れに由るとの意味だ。

【九七】 小笠原閣老の意見書 (三)

三四開港當然

彼は此れより進んで現時の政策に付て、論出してゐる。

第一諸邦貿易之道も、往昔と相變り候をも、彼我國制之異なるをも不顧、一概に彼に泥候者、素より誤に而、其元彼に不在して、我處置之得失緩急に有之事と奉存候、然らば今之時勢、三四港位者御開相成候方、當然之事と奉存候。

一般的に開國はせざるとも、せめて三四港を開くは當然の事だ。

抑開港以來物價騰踊、上下究迫に及び候より、年來鎖國に馴候人情、度々切害等有之、御國政に差響候事不少、當節之振合に而者、更に交易之利なきのみな

物價騰踊の局

らず、遂には親睦を破り、大害を生じ可申勢有之處より、被惱叡慮候者、御尤之御義、深奉恐入候。然處物價之騰踊者、元々金銀之制作惡敷より起り候事にて、交易之故計には無之、只今之金銀にては、縱令交易相止候ても、物價は次第翔貴可仕奉存候。

此れは勿論のことだ。貨幣の質を惡化すればする程、物價の騰貴は、必然の結果だ。

朝幕共に不可

然るを御國內制度之惡敷者御構ひ無之、一概に外蕃を被爲惡て、無謂攘夷拒絶被遊、前段申上候通り、生靈を塗炭に御苦しめ被遊候様之御處置は、是を仁者之術と可申歟。朝廷も關東も、乍恐御職掌を被爲失候に相當り可申、況や薪水食料關乏品御給與、破沒覆溺無告之者御憐恤等に至り而者、猶更之事に御座候。

堂々たる大議論、朝廷も、幕府も兩ながら爲政者たる職掌を失ふ所以を説破し、轉た痛快を極む。

朝廷諫争の要

就ては能々其輕重得失を御計り、前段之御主意を以、至當之御處置被遊度趣、再三再四御誠實に御諫争可被遊御義と奉存候。乍恐天朝御一念之御誤より、萬民を御苦しめ被遊候を、被遊御覽候而者、實に御不忠無此上、御尊崇を被爲失候第一と奉存候。

諫争出來難き理由

若し此の議論をして、安政大獄以前に在らしめば、幕府も男らしく朝廷に向つて、諫争も出來、若し聽かれざれば、所謂る政權返上の策をも行ふを得たであらう。されど井伊、間部以來、安藤、久世其他凡有る幕府の大僚要人共は、朝廷に向つて、空ら手形を出し、將軍の宣下、安政の大獄、和宮の御降嫁等、悉く皆な鎖國攘夷を抵當として、申し受けたことであれば、今更らその口を拭うて、鎖國攘夷の不得策を諫争することの出來得可き様も無かつた。此れが松平春嶽の勅允を俟たずして、總裁職を辭し、歸藩したる所以。此れが一橋慶喜が、首鼠兩端、自から出來ぬ相談と知りつゝ、餘儀なく攘夷の勅旨を奉承し、而して體ては身を以て退かんとしたる所以。小笠原長行の意見も、實を云へば、證文の出し後れだけれど

證文の出し後れ

も當時の幕閣吏僚の中に於て、此程まで踏み入りて無謀攘夷を指摘したるものはあるまじ。

勅命にさへ候得者、利害得失をも不被爲計、只管御遵奉相成候而者、所謂婦女子之處爲にして、御職掌に被爲叶候御處置とは、決して不奉存候。此理能々御究速に御勇斷御諫争被爲在候様、千々萬々奉懇祈候。萬々一是が爲に却而御不首尾之義等出來仕候御場合に被爲至候共、此機會に臨候而者、夫等之邊に者、更に御頓著不被爲在、只民命を被爲存、國脈を被爲存候大義え御著眼を被爲据斷然と御處置を被爲施、天朝御尊崇之御眞意、御事業上に相顯れ候様有之度奉存候。雖然決して攘夷者不被爲出來と申義に者無之、其御策略輕重緩急得宜候事、尤緊要と奉存候。此味者何分紙上に難認候間、無據文略仕候。只々不堪痛哭悲泣之至、不願恐此段奉申上候。猶御直に御尋御座候は、委細口上にて可奉申上候。

小笠原東
島

彼は此の如き意見書を上りたるが、それが行はれず、三月二十三日、一橋慶喜に

先ちて開港拒絶の應接、生麥償金の談判をなす可しとの命を承け、尾州慶勝、松平容保によりて辭退したが、聽かれずして、已むを得ず三月二十五日京都を發し、四月六日著府、専ら其衝に當つた。彼が心ならずも三奉行の意見書に對して回示をなしたるも、畢竟彼が使命の然らしむる所であつた。若し彼にして其の當初の所見を貫徹せしめたらんには、彼も亦た一個の見識家であつたらう。然も彼は政治家の通患として、意見は意見、實行は實行、遂ひに兩者を合一する能はなかつた。

幕閣の心事

幕閣は初よりして攘夷の論に非ず。戦て勝べきの見込も無ければ、攘夷は攘夷、償金は償金、兩條自から別なり、生麥の事たる其曲我に在れば、彼が請求通りに先づ償金を與へて一旦事局を了し、然る上にて攘夷は改めて之を舉行すべし。兩條を混同して請求を拒み以て戦端を開くに至らば、彼直にして我曲となり、軍に名なかるべし。

と云へる説は、幕閣の中に在て、隠然其勢力ありしが如しと雖ども、之を發言するを憚りたり。而して英國公使の慧眼なるや、早く此情勢を看破したるを以て、敢て事を急速に決せず、日延を請へば、輒ち應じて、其際幕吏に説くに和戦の利害を以てし、徐に時機の熟するを俟たりき。(幕府衰亡論)

【九八】 一橋慶喜の攘夷に關する書翰 (一)

慶喜責任回避態度

當時幕府に於て焦眉の問題は、生麥償金問題と、鎮港拒絶問題とであつた。前者は彼より我に差し迫まり、後者は我より彼に談判す。而して兩者共に幕府内に於て、物論沸騰しつゝ、あつたことは、前掲三奉行の意見書を見ても分明だ。(參照九四)斯る場合に、小笠原長行は、其の難題を解決す可く、一橋慶喜に先ちて歸府したるは、是亦た既記の通りだ。(參照九五—九七)實を云へば若し一橋慶喜にして、

慶喜心情

眞に其の解決に、自信力があつたならば、彼は當然自から速かに歸府して、其事に當る可き筈だ。然るに彼が之を小笠原長行に一任し、其身は悠々として、難を避け、艱を譲り、重大なる責任の地に立ちながら、只管ら其の責任より遠ざからんとするの態度あつたのは、何の爲め乎。

その事情若しくは理由としては、一橋慶喜當人をして語らしむるの他はあるまい。今更四月二十六日附にて、歸府途中發(因に云ふ一橋慶喜は、四月廿二日京都を出發してゐる)同人より、在府閣老に與へたる書翰は、若干其用に立つ可きものであらう。

攘夷期限
延引事情

追日薄暮に相成候處、先以公方様益々御機嫌克被爲渡奉恐悅候。次に各方無障被致精勤候義と大賀無量に候。然者攘夷之期限兼而者四月廿二日御治定之處、素より還御之上に無之而者、御届きに相成兼候に付、御暇之義御願も被思召之處、行幸等被爲在候に付、御供奉も被遊候上に而、御願可被遊御積之處、期限既に及切迫、譬御暇被仰出候とも、御日取間に合不申候に付、段々右之趣

御申立に相成、來月十日と御治定に相成候得共、猶夫に而も御間に合不申、其上攝海御警衛向御見置被遊候方可然旨、諸藩一同申居、於御所も右様之思召に被爲、在候由、上にも其邊御不安心に被爲、在候に付、廿一日御出立、攝海御巡見被遊、御自身御世話も被遊、猶御立戻に而、具に被仰上、其上に而御暇御願之御積被爲、在候。

以上は將軍在京と攘夷期限とに就て、兩ながら延引の事情を語りたるもの、事實全く其通りであつたことは、既記の通りだ。

武田急歸の理由

就而者期限も既に切迫に付、先小子義早々歸府の上、十日より拒絶之應接に取掛り可申旨被仰付候に付、廿二日致出立、來月八日、九日頃歸府之積、乍去河留に而も有之候而者、延日に可相成、左候而者、十日之間に合不申候に付、兼而諸藩一同人望歸し居候事故、武田耕雲齋を先へ下し、應接振等之義各方と談可申旨申遣候、多分來月朔日、二日頃に者歸著と存候間、著之上は、能々御相談被成候様存候。

攘夷の必須

以上は自身將軍に代りて、其の任務を果す可く、東歸の途に就いたが、道中延引の虞れあるから、先づ武田耕雲齋を先著せしむることとした旨を云ふ、此れが果して道中延引の申譯となり得可き乎、否乎は、姑らく別問題として。

昨今の形勢、攘夷不被遊候而者、將軍職をも御召放しに相成候模様、有之候、實に昨年攘夷御請之上者、遲速有之候共、攘夷不被遊候而者、被對御職掌不被爲、濟御義勿論に候得者、一同必死之力を盡し不申候而者、不相成義と存候。

昨年攘夷御請とは、三條、姉小路勅使として東下したる際のことだ、將軍職をも御召放しに相成候模様、の一句、如何にも朝廷側の意氣込がありありと眼中に映じ來る。

唐蘭亦拒絶

右拒絶之義者、江戸、神奈川は勿論、長崎、箱館迄、同時御閉ぢに相成候義、御所向に而者、唐蘭迄も拒絶に相成候様申居候。

如何に朝廷側の意氣込が、一掃的總體的であつたか、判知る。

此兩國者前々より通信も致居候義、候得者、今更拒絶に相成候は、實に不義理

と存、猶勘考候處、此兩國のみ殘候ては、外國に而承知致間敷に付、右迄も拒絶之積り御治定に相成候。

此れは一橋慶喜の申す通り、實に不義理と存とある通り、二百幾十年繼續したる關係を、一朝理由なく断絶することは、決して條理の立つ可き筋ではない、但だ唐蘭兩國は、他國拒絶の捲き添へとなつたものと云はねばならぬ、即ち他國をして拒絶反對の口實無からしむる爲めの方便に過ぎないのだ、他國が不承知だからとて、此の兩國をも拒絶すると云ふ道理は、萬々是れ無し、その無きを平氣で行はんとするは、如何にも無理もて始終するものと云はねばならぬ。

【九九】 一橋慶喜の攘夷に關する書翰 (二)

拒絶理由

斯くて一橋慶喜は、拒絶の理由として、左の如く陳説してゐる。

右應接之大意は、先年條約取結候者、政府限之存寄に而、不經奏聞候に付、人心甚不折合に有之、此度改而天朝より拒絶之義、嚴命を蒙候に付、是迄和親通商致候得共、以來差止め候に付、此後日本之土地に不近寄様との趣意を以、及應接、如何様申諭候ても承知不致候は、直様戰爭に可及事に候得ば、右之覺悟にて、御旗本一同必死を極め、早々防戦之術相立候様可被成候。

白々しき申聞け

以上は固より朝廷の御旨趣として客觀的にその儘傳達したるばかりでなく、一橋慶喜當人も、正しく此の通りとして、朝旨奉承の上であることは、其の文句の上にて明明白白に看取せらるゝ、それにしても當人の聰明にして、斯る道理の存在す可き乎、否乎、特に幕府側の一大柱石として、斯る無責任の言辭を外人に向つて弄ぶ可きを得る乎、否乎、其邊の事は、百も承知の事であつたと思はるるに、ざりとて斯る白々敷文句を並べ立て、閣老共に申聞けたるは、果して如何なる心底であつた乎、彼は一切の自我を放抛して、只だ長き物には捲かれよとの訓言通りに行うたるが爲め乎、何れにしても、彼ほどの利發の人としては、意外

防戰手段
急要

千萬と云はねばならぬ。

乍然太平之弊風、御役人を初、彼是異論生じ可申候得共、斷然御頓著無之、只々即日より防戰之御手段可被成候、何にも神速に無之候而者、とても間に合不申候、無益之空論に時日を費候様之義、無之様致度候。

此程迄神速を尊ぶ譯合ならば、彼自身は何故に神速に歸府して、自から其の衝に當らなかつたのである乎、彼はその爲め將軍代理としての歸東を、朝廷よりも命せられたのではなかつた乎。

拒絶應接
開始命令

小子義歸著之遲速難計候得共、若十日後著に相成候共、十日には必拒絶之應接に御取掛可被成候。

此程必須の事であれば、彼自身十日以前に歸著す可きは當然でなかつた乎、普通の行程を辿りても、四月二十二日京都を發すれば、五月十日以前に著府するは、當時に於て尋常の事であつた。

期日確守
の要

出立前も御所向始十日之期限相延候義、深く御懸念にて、段々御沙汰も被爲

在、期限十日御治定之旨、上(將軍家茂)にて御請書御認、御所に御差出に相成、猶小子出立之節も、精々力を盡し、十日には無相違可及拒絶旨、更而御所より御沙汰被爲在候。此上遅々致候様之義有之候而者、小子一分之義者、兎も角も、則上之御身にも相懸り候義候得者、譬御役人何様之義申立候とも、能々教諭被成、其上にて承知不致候は、如何にも御所置可被成、小子著之上、因循之説申唱候者有之候得者、篤と教諭之上、猶不服之者は、甚心苦候得共、直様切捨可申旨、上(將軍家茂)にも伺候處、右等之義者素より如何様にも所置可致、且御役人進退之義も別段伺候に不及、見込之通存分取計可申旨、御沙汰被爲在候に付、先小子歸著之前、右等之御心得迄に申進候。

責任轉嫁
の卑怯

此程斷然、決然たる文句と、彼が故らに途中悠々緩々、一日も速かに歸府せんが爲めではなく、却て一日も遅く歸府せんとするが如き態度とは、殆んど相ひ容れざる如きものがある。若し眞に上記の如き譯合であつたとすれば、彼は萬障を排しても、快馬一鞭歸府す可きではなかつた乎。如何に辯解しても、彼が自か

ら全責任を負ひつつも、その難題を、他の下僚に譲りたる事實は、之を掩はんと欲するも、掩ふ可からざるものがある。

海岸防備
急要の命

斷然御決著にて、士氣相振候様御指揮可被成候、海岸其外防禦手配之義、小子著之上に而者、間に合不申候に付、早々御取掛可被成候、申進度義者海嶽に候得共、旅中認候間合無之に付、荒増申進候、小子義も可成丈け差急ぎ著之心得に候、此段極秘申進度如斯候、不備。

四月廿六日

一橋中納言 印

松平豊前守殿

井上河内守殿

小笠原圖書頭殿

再白、過日老中（此れは在京の）より相廻候書面之内に、日數三十日之内不殘引拂候様云々認有之候處、右は最初より三十日と定、此方より申出候には無之、

拒絶之義、彼方にて承知いたし、其上引拂日數之處、無餘儀譯を以、延日之義申出候はゞ、其節三十日相待可申候間、三十日之内、必引拂候様談候事に候、不行違様爲御含申進候、以上。

猶々最初此方より申出候者、直に引拂可申旨談候事に候。

如何にも用意周到の訓示だ、然も、小子義も可成丈け差急ぎ著之心得に候」と白地明言特筆したるは、何處迄が當人の本音である乎、それが第一見當が附かなら。

【100】板倉勝靜の書翰

表面だけ
朝旨奉承

江戸の閣老や、三奉行、其他幕吏一人として眞面目に、攘夷などの行はる可きものでないことを知り、誰一人として心から攘夷の勅諭を奉承し、之を實行せん

とする者は無かつた。然らば在上方の閣老、即ち將軍に扈從したる者共の意見は如何、彼等も心には在江戸の幕吏同様の考へを持つてゐたが、但だ事情已むを得ざる爲め、表面だけ奉承してゐたばかりであつた。その消息は、前掲一橋慶喜の東海道熱田驛より發したる書翰と（參照九八、九九）前後し、四月廿五日大阪發板倉勝靜の在江戸同僚に與へたる書翰が、之を語つてゐる。

板倉備々

一翰拜呈、薄暑之候、先以公方様益御機嫌克被遊御座、恐悅奉存候。二に各様彌御安康御勤仕、珍重奉存候。扱御同前に日夜心痛而已に御座候。此節大坂へ被爲入、海岸御巡覽被遊候。御備場之處、何分場廣之儀にて、御實備之處、深く心痛仕候（參照九〇）。姉小路攝海邊防禦筋爲檢分下坂被仰出、一昨夜著に相成候。何歟御備向之儀等、彼是可申出哉と心痛仕候。今日蒸氣船拜借に而、兵庫に參り申候。狩衣に而蒸氣船に乗候などは、實に珍事に御座候。（參照九一）如何にも閣老の重なる一人板倉周防守が、惴々惶々たる心理情態が、紙表に躍出してゐる。以上は將軍及び姉小路、攝海巡見に關してのこと。彼は戦々兢々と

暴なる攘夷決定

して、只管ら姉小路の一喝を博せんことを虞れてゐる。何たる光景ぞ、曾て寛政四年には老中松平定信は、大納言中山愛親、正親町公明を東下せしめ、前者に閉門、後者に逼塞を命じた。然るに今や一の渺たる公家姉小路公知の海防に關する容喙の出で來らんことを、心配してゐる。眞に是れ變れば變る世の中だ。

攘夷之儀、過日委細申上候通、誠に六ヶ敷相成、遂に五月十日期限と相定、一橋殿御委任に而、御歸府に相成申候。彼是御心痛と御察申候。誠に暴なる御處置に相成候得共、何分力に不及次第に御座候。

攘夷を以て、暴なる御所置と云ふ、此れにて彼等の心底は分明だ。

斯御治定に相成候上は、致方無之、斷然三港（横濱、長崎、箱館）共に拒絶相成候より外は無之候。還御之處、何分御模様相分り兼申候。御供之面々も一統心痛、實以不平人氣立候様之儀、無之様にと心配仕候。

乃ち其不可を知りて、之を争ふこと能はず、餘儀なく之を行はんとす。何たる附甲斐なきことだ。

尾張殿補翼を悦ぶ

委細之事情は、一橋殿御歸府にて御伺可被成候、尾張前大納言(慶勝)殿、御政事補翼被仰出、大に御都合も宜敷、左も無之候、而は、何分心配仕候。一昨日堺奉行之儀、御地にて御人撰にて被仰付候様、及御懸合候處、右にては何分手間取計り、當所町奉行より少しも早く被仰付候様にと、達而申出候間、御供目付松平甲次郎へ被仰付候間、御地にて被仰付候に不及候。

尾張慶勝の政事補翼も、要するに有名無實であることは、今更ら云ふ迄もあるまゝ。

攝海防備の手簿

一 浪士之儀は至極御手際御召取に相成、御都合可宜と奉存候、兎角寄人參政等いまだ依然と致、勢も届不申こまり申候。長州は出立致候。(長門守定廣歸國)何分諸藩攘夷を恐れ候事哉、何れも歸國と相成、萬一攝海へ異船渡來候得者、御固人數等、格別骨折候へば宜敷候得共、何分備充實之向無之、いまだ國元より人數著無之向も有之、實に心配仕候。和泉殿(水野忠精)京都へ被殘候得共、何分大坂之處壹人に而心配仕候間、今朝和泉殿下坂候様申遣候。早ふ下坂を

相待居候。明朝も御巡覽(將軍家茂)被仰出、別而御用多故、餘は後音縷々可申上候。先者此節之御模様荒増申上候。勿々頓首。

四月廿五日(文久三年)

周防守(板倉)

豊前守様(松平)

河内守様(井上)

圖書頭様(小笠原)

心痛心配のみ

此の一書は、實に心痛と心配とによりて組立てられたるもの。心痛の字が五回、心配の字が四回、全く心痛と心配とが經となり緯となりて、出で來りたるもの。如何に當時の幕吏が意氣銷沈、何等解難釋紛の度胸無かつたか、判知る。要するに此の一書は實に衰朝亡國の音を帯びたるものと云はねばならぬ。

第十八章 一橋慶喜の辭表提出問題

【101】 一橋慶喜の著府

慶喜滯留の因

抑も一橋慶喜が、最も急須の用件を控へながら、却て故らに滯滞したるは、何故であつた乎。その解釋は乃ち左の通りだ。

公は思ふ仔細あれば、東下の行程を急ぎ給はず、京江戸間百二十里の旅行に、十六七日を費し給へり。二十三日(文久三年四月)近江土山驛に著せられし夜、刺客數人岡部駿河守の旅館を襲ふ事あり。駿河守は奇禍を免れたれども、公は其の前途を慮り給ひ、行列には空駕を残して、駿河守を先發せしめらる。これ尊攘派が駿河守を以て、井伊、安藤の遺志を繼ぐ者と信じたるが爲なりといふ。〔徳川慶喜公傳〕

生麥賠償金問題

その思ふ仔細とは、果して何事であつた乎。そは生麥事件に付て、英國代理公使

と幕府との間に、即今償金十萬磅の問題あり、一橋慶喜は、到底其の辨償を廻避す可からざるを熟知したるも、自から其の責に膺ることを廻避したのだ。

公は夙に償金をば仕拂はざるべからずと覺悟し給ひ、在京中鷹司關白、近衛前關白、中川宮にも申して、内密承認を得てはあれども、表には破約攘夷を斷行せんと聲言して東下せることなれば、著府の後に、償金を支拂ひては、盡すべき手段をも盡さずとの非難は免るまじ、歸府以前に償金交付を終了せしめんとて、わざと旅程を緩にせられしも、尙胸中の秘をば公言し給はず。

〔同上〕

一種の欺

斯る理由ありとせば、彼が四月二十六日、熱田驛より江戸の幕府閣老當の長文の書翰は〔參照九八、九九〕、正しく一種の欺騙と云はずんば、少くとも腹黒き一片の方便と云はねばならぬ。

斯くて耕雲齋(武田修理)を急行せしめ、且、償金交付は、余が歸著まで待たるべしと傳へしめ給ふ、濱松驛よりも、親書を圖書頭に贈り、償金を遣はさず、速に

小笠原虛

拒絶の談判を開始すべしと諭されたる由、公が關白への書中に記されたり、孰れも表面の宣言なるべし、〔同上〕

果して此の通りであつたとすれば、一橋慶喜の態度は、此の一點に於ては、ただ公明を缺くの譏を免かるゝことは出来まい。

生麥事件の顛末に就ては、別に改めて記する所ある可ければ、此處には單に一橋慶喜に關する丈の事を誌さんに、償金交付の期限は五月三日にて、其の期限の切迫せる日に彼の書翰は到着し、次で彼の命を承けたる武田耕雲齋は歸著し、償金一條は予が下著の後に待つべしとあつたから、其の衝に當りたる小笠原長行は、五月三日の朝に至りて、急に虛病を拵へ、その旨を英國代理公使に通じた。然も英國代理公使が、斯る小策に乗る可くもなく、彼の權幕は倍々激しくなつて來た。

話代りて、一橋慶喜は、

慶喜小田原宿泊

東下の途中なる公(慶喜)は、神奈川奉行に命じて曰く、余は五月七日を以て、小

田原に著せん、老練なる組頭一人を旅館へ出頭せしむべし、且神奈川驛宿泊の次を以て、横濱居留地をも巡覽すべし」と。

松村の慶喜訪問

此れに對して神奈川奉行淺野伊賀守(氏祐)は、直ちに組頭松村忠四郎をして、小田原なる慶喜の旅館に候せしめた。

公命して曰く、「居留地の巡見は止むべし、奉行兩人は八日の夕、神奈川の旅館に候すべし」と。……公は伊賀守の先づ口を開かんとするを見て、遽に手を左右に振りて制し給ひつゝ、「四壁皆攘夷黨なり、注意せよ」と仰せられ、やがて聲色を勵まされ、今般東下の命は、専ら拒絶鎖港に在り、必ず朝命を遵奉せざるべからず、關東の議、償金に決せんとすと聞く、果して然らば最も不可なり、宜しく此意を體認して強硬に談判すべし」と。

急遽入京

斯くて奉行淺野氏祐は、侃々諤々として、兩ながら其の不可なるを陳じたが、慶喜は固より之を聽く可き様もなかつた。

起ちて厠に到られ、やがて縁側に立ちながら、圖書はまだ來ぬかと言ひ捨て

て、座に復られ、卒然として曰く、「思ふ仔細あれば、今夜江戸に入らんとす、當驛に馬なきや」と、伊賀守は領承して、奉行所備附の駿馬數頭を牽かせければ、公は近習四五騎を從へ、一鞭疾馳して、急ぎ江戸に歸り給へり、(同上) 何處迄が本音乎、何處迄が聲色乎、そは兎も角も、彼も愈よ江戸に歸著した。

【1011】 歸府後の一橋慶喜

辭職せんが爲の東歸か

濃厚猛烈なる攘夷の雰圍氣なる上方から歸府したる一橋慶喜は、江戸に於ける否攘夷の雰圍氣の甚だ濃厚猛烈なるに駭かざるを得なかつた。彼は固より攘夷の成算あるではなかつた。彼は固より其の心中は攘夷反對論者であつた。さりとして彼は勅諭なるが故に、心ならずも、攘夷の爲めに錦旗の前に討死する程の決心もなければ、熱心も無かつた。然らば彼は何の爲めに歸府したる乎、江

戸に還りて、其の時機を見濟まし、辭職せんが爲めではなかつた乎。恐らくは彼として、一日も速かに京都の惡氣流を翔破して、安全地帯に出んとしたのではなかつた乎。何れにしても彼の行動に就ては、端倪に苦しむものが無いでも無し。

攘夷家に扮装

兎にも角にも一橋慶喜は全く役者であつた。而して彼は開國家でありながら攘夷家の扮装をした。

奇なる拒絶命應接の

公は八日の夜を以て、江戸に著き給ひ、九日登城あり、諸有司を召して、東歸の趣旨を告げ、攘夷決行を諭し給ふ。次で井上信濃守(清直、町奉行)杉浦正一郎(勝靜、目付)を鎖港談判の委員となし、拒絶應接の事、御委任に相成りたる上は、存分に取り計らふべし」と訓令し、明十日を以て、談判を開始せしむ。……此日幕府が横濱市民に達したる布令に、今日英國へ洋銀(資金)を渡したれば、軍艦差向の虞なく、交易も是れまで通り差許されたれば、安堵して家業を勵むべし」とあり、幕府は初より談判開始の意なかりしなり。(徳川慶喜公傳)

攘夷談判
港避口實

とある。幕府はその通りであつたが、慶喜彼自身は、果して極力その談判を開始し、徹底せしむ可き覺悟あつた乎、それが疑問だ。生麥償金の一件は、小笠原長行の獨斷專決と云ふ名義にて、其の責任を當人が全く負ひたれば、一橋慶喜としては、幾許か其の肩は輕かつたが、然も攘夷談判に就ては、如何に口實を設けても、彼は其の責任を免かるゝことは出来ない。此れに就ては、彼は京都出發より後見職を辭するの一事をもて、その遁路と豫定してゐた様だ。

慶喜辭表
奉呈

果然彼は歸府以來、未だ一週間に充たざるに、五月十四日もて辭表を奉呈した。然るに孝明天皇記には、松室禮重の手録により、四月二十六日附、既に關白鷹司輔熙に向け、辭表を發送したる旨を記してゐる。其の文面は左の通りだ。

昨年蒙大任候以來、日夜苦心仕、乍不及叡慮貫徹仕候様心掛罷在候處、素より不肖短才之儀、此上叡慮貫徹不仕候のみならず、却て皇國之御不爲を醜候様之儀出來仕候ては、深奉恐入候に付、速に當職御免被成下候様、伏て奉願候、尤

攘夷之儀は、厚き蒙、鳳詔居候得ば、歸府之上無相違可及拒絶儀に御座候。此段
幾重にも御聞届被成下候様奉希候。誠惶謹言。

四月廿六日

慶喜

殿下

右に對す
る後日の
否定

果して此れが事實とせば、四月二十六日は熱田驛宿泊にて、同處よりは江戸へ
向け攘夷實行の長文の書翰を、在府閣老に與へたると同時日であつた。此れに
就ては慶喜自身は、之を否定して曰く、

「熱田より辭表を出したることなし、事理に於ても、京都を離れて纔に四日、未
だ關東の情況を詳にせざるに、一目付（堀宮内、當時上京の途次、熱田驛にて一橋慶
喜と出會す）の言を聞きて、直に重職の辭表を呈出せんことは、片手落の處置
にて、餘りに輕卒なり。いかでかざる事あるべき」と、（徳川慶喜公傳）

此れは當人が久しき年代を隔てたる後に於ての話なれば、果して精確に當時

の事實を記憶したる乎、否乎、それは明白でない。假りに之を事實とするも、將た
之を事實とせざるも、大體に於ては、何れとも差支なし。即ち彼が第一の辭表が、
四月二十六日に發送せられたるにせよ、五月十四日に出で來りたるにせよ、そ
れは問題ではない。問題は彼が出京當時の心事だ。彼は恐らくは歸府の上は、辭
表提出が結論たる可く、豫期したのであらう。

生麥償金交付に關する杉浦梅潭談話

文久三年四月、生麥償金一件に付、議論の末、井上信濃守と予とに横濱へ赴くべしと
の命あり。井上は外國奉行、予は御目付なり。此程一橋公御下著に相成候間、御用被仰
付候へば、罷出候様、奥右筆組頭樋口喜左衛門達し有之候故、兩人一橋殿御前へ罷出、
種々御申聞もありたれど、要之に、餘り過激の取扱は致す間敷とのこと、殊に兩人、佛
蘭西船にや、亞米利加船なりしにや、しかとは覺えざれども、兩人參り乘組候様との
御沙汰なり。此事は至て深き御旨意被爲、在候事にて、委細は何ひ兼候得共、是非參り
候様との仰せなり。其時兩人何を申も、一人は御目付役、壹人は外國奉行にて、其御役

の者が、いつか何處へか出奔せしと被_レ申候も如何故、唯外國船へ乗込との御沙汰にては參り兼候旨言上したれば、何んでも宜しき故、兎に角參れとの強ての御沙汰なり。就てはいづれ此儀は、水戸様へも一トまづ言上、兎も角も可_レ仕とて、夫より兩人小石川水戸様御屋形へ罷出、兩人意見、何のあてなしに外國船へ乗込候事は、相成兼候旨申上たれば、水戸公には、大きに尤也とて御受取被_レ下候故に參らず仕舞、其節我々不快申立、兩三日引込みたりと覺へたり。外船乗込の義は、其節一切他言致す間敷との御意故、今迄も誰れにも申聞たる事もなし。其深き御思慮と申は、實に、當時委細に御内意も不_レ候へば、必らずケ様と今日斷言も致し兼候へ共、まづ臆測ながらも是時公然達しに外國拒絶の儀、御委任相成候間、存分取計候様との事あり。して見ると右拒絶談判として、我々兩人、即ち外國奉行、御日付を被_レ遣たりとの御辭柄にて、何方漂航候とて不_レ構、其日間とれ候内には、何か被_レ遊方も可_レ有_レ之、且其内には世の中も何となく、變遷も可_レ有_レ之、其間一ト御計略被_レ爲_レ在候一つの種子かも知れず、然し此等は全く、我々淺智者の臆測不_レ足_レ取。此外何か深き御思慮被_レ爲_レ在たるかも知れず。一體橋公御智慧深沈にて何分窺測し難き所あり。當時橋公、水戸公へも、數々意見言上したれど、水戸公には至て御正直にて、可_レ用ものは直に御用ひ、不_レ可_レ用ものは、直に用ひ兼ると被_レ仰、判然事柄相分り候へ共、橋公へ申上候へば、何事でも御用ひ被_レ下ぬ事は無_レ之様なれども、退て熟々御所用を拜見すれば、一向に御用ひ不_レ被_レ遊事もあり、一向

御旨意不_レ可_レ調所ありき、(此香堂雜纂)

【1011】 一橋慶喜の辭表と其の理由書 (一)

關白への辭表提出

果然五月十四日附にて、一橋慶喜は、在府幕閣の何人にも、又た諸官僚にも諮らず、突然關白鷹司輔熙に向つて辭表を提出した。

此度愚臣攘夷之聖旨を奉じ、東歸仕候は、全勝算有之譯に而無_レ御座候、綸言如汗、幕意不可_レ背故に而、只々關東有司と討死可_レ仕心底に御座候處、閣老并大小之有司同心仕候者壹人も無_レ之、却て臣を疑ひ、衆心不服にて、臣之胸中禍心を包藏仕候由、横議を生じ、衆心不服にて、嫌疑に相艱み、勅旨貫徹仕候事、中々以不相成候。抑關東有司之情實并宇内之形勢不相察、短才淺智之身を以て、重大

之攘夷奉命仕候段、不堪恐懼之至、奉對天朝誠以奉恐入候、且幕意に背候段、重
重不_レ相濟儀に御座候、依_レ之謹而罪を闕下に奉待候、出格之御垂憐を以、當職御
免に相成候様、天邊之御内奏伏て奉願候、誠惶誠恐、頓首々々。

五月十四日

慶喜

殿 下

幕閣への
心事披瀝

而して彼は更らに五月十七日附にて、將軍に隨うて上方に在る老中水野忠精、
板倉勝靜に向つて、左の如く辭表提出の已む可からざる事情を縷述して、その
心事を披瀝してゐる。

本文全く風聞に而承知致候儀も有之候間、爲御心得申進候也。

尺書致啓達候、先以公方様益御機嫌克被爲渡、恐悅奉存候、隨而各方彌無障被
致精勤居候段、欣賀之至に候、然ば去月廿二日京都出立、同廿六日熱田宿え著、
同刻堀宮内事同所え著、江戸之様子承、償金之儀如何と相尋候處、彌被遣候由

償金問題

申聞候、小子大に驚、右者兼々御所え被仰立に相成、天下えも布告相成居候儀、
定而御差圖に者有之問敷と存、償金者決而遣申問敷旨、江戸表え申遣様、其後
家來を以て、圖書頭(小笠原長行)迄、償金者決而遣し申問敷、拒絶之應接者十日
より早き方者可然との趣申遣候處、何之返事も無之、八日八時前(午前二時前)
金川え著、其より同所奉行を呼出、英夷之様子承候處、奉行兩人申聞候者、先日
償金可遣、金子之儀者、當月三日に相渡可申旨、證書迄差遣置候處、小子旅中よ
り決而遣申問敷旨申遣候に付、三日當朝に至、俄に償金は遣申問敷旨、金川奉
行に、圖書頭より一書差遣候に付、其趣及談判候處、英人殊之外怒、最早閣老に
ても誰にても面會不致と申居候故、佛人を頼、佛人と及應接候由に候、英人は
日本人之不信義を殊之外怒候由に候。

此れは償金一件のこと。

猶又拒絶之儀、兩人え申聞候處、兩人大に怒氣を含、如何成譯にて攘夷之御請
致し歸府いたし候哉と種々及議論候故、京師之御模様、委細に相話、此度者是

拒絶問題

非共攘夷不被遊而者、御請之證も難相立、御職掌え被爲對、御濟不被遊候旨、及説得候處、たとへ上(將軍)之御身者如何様被爲成候とも、皇國之御爲にはかへられずと、更に取敢不申、猶及議論候處、此上強而攘夷被遊候に於ては、小子を差殺候もの必出來可申旨申聞候。

以上は神奈川兩奉行と、一橋慶喜との間の論判だ。之を見れば如何に幕吏等が、攘夷に不服であつたか判知る。

小笠原面談始末

小子も餘りに不審に存じ考居候處、奉行兩人申聞候者、今日圖書頭事上京いたし候由にて、既に出帆、只今此邊に居可申と申聞候間、不審に存、何故に上京候哉と相尋候處、子細者不存、償金之事にも可有之哉と申聞候。歸著後(即ち慶喜江戸歸著後)風聞承候へば、極秘之談故、上京之積に申觸置、實者横濱に滯留之由故、圖書頭を呼戻、委細之儀相尋候處、委き事者相咄不申候。其後償金の儀承候得ば、九日に候哉、十日に候哉、彌相渡候由に候。此れが小笠原長行と面談の始末。

一回攘夷不同意

扱奉行之談も餘りに長く、最早七つ過(午後四時過)にも相成候間、其儘に差置候。奉行之口上にて相考候に、江戸表は如何様之模様候哉、深く心配に付、兼ては九日著之處、川崎より乗切にて同日四つ時(午後十時)著、翌日登城之上、京師之御模様、委細に相咄、拒絶之儀申聞候上、猶御直書をも一同に拜見爲致候處、一同不同意にて、皇國之御爲めに不相成故、御請難致、是非共攘夷被遊候に於ては、夫は別段之事と申聞候。

此れより愈よ一橋慶喜一個の身邊の事に、問題が繰繞し來る。

【一〇四】一橋慶喜の辭表と其の理由書(二)

慶喜に對する惡風説

一橋慶喜の書翰は、尙ほ以下に續いてゐる。
小子も彼是様子相考、右様申候者、必子細可有之と存、段々摸索致候處、誠に意

外之事にて、右は旅中より圖書頭(小笠原長行)迄申遣候一書、急使に付、營中之評議に、右様之償金遣し申問敷、應接者速にいたせと申者、攘夷は名にて、其實大望有之儀、今上(將軍家茂)には、御滯京中、右様申者不得其意と、不一方小子を疑、小子歸府候とも、いづれも同意不致、若強而攘夷いたすに於ては、先其ものを討取申候、種々之雜説にて、先年之嫌疑相生候。

此れは一橋慶喜に、辭職の尤も適當なる口實を與へたるもの、けれどもそは全く虚構でなく、事實幕吏の中には、一橋慶喜が、機會さへあらば、現將軍に取つて代らんとの野心があるものと猜定し、彼を快からず思ふたる者が、少くなかつたものと察せらるゝ。

慶喜苦衷

一體上京以來も、右様之説有之候處、今日に至り候ては、不可救儀に御座候。右に付攘夷之説に者、同意不致、其説唱候ものは、不殘かり盡可申迄に、評決之趣も及承申候。小子は素々先年以來嫌疑を不免次第之處、今度右様之儀承候ては、實以恐入候。

是れ彼の苦衷禁じ難き所以。

京都逆襲風説

此上如何様之變事出來も難計、又昨今承候得ば、御役人一同拂地て上京いたし、國事掛等御廢に相成候様建白いたし、御用無之時者、兵威を以取除候との話有之、於水戸(中納言慶篤)も深く心配之由、内々噂も有之候。右之魁首者酒井飛驒(若年寄酒井飛驒守忠咄)之由、諸御役人にも、大に差支候由。右者何故と存候處、速に拒絶之應接に取懸候様、旅中より申遣候故、著迄に皆々引居、小子著之上者、勝手に致すべしとの見込之由。

此の京都に逆襲の一件は、恐らくは酒井飛驒よりも、老中の小笠原圖書頭であるかも知れない。

慶喜野望打破の風聞

扱又於横濱之談判、先日以來人拂之由、如何之談判に相成居候哉、不相知。風聞承候へ者、金川奉行との談に、此度一橋中納言儀歸府之上者、攘夷之談判相始可申候へ共、右者逆も出來候事に無之、畢竟大望有之事故、先其者を取ひしぎ候て、いづれにも開國の見込を及談判候由、虚實屹度は難定候得共、無相違由

承申候。

斯く猜定するも、幕吏の立場としては、やゝ尤と云はねばならぬ。一橋慶喜の對外意見の梗概は、既に能く知れ渡つてゐる。今更ら行ふ可からざる攘夷論を絶叫するには、何か其の裏面には、不純の秘策があるに相違なしと睨んだのも、無理はあるまい。

一身相窮

此儀は所々にて存居候様子にて、右様之模様故、攘夷之儀者差置、人心鎮定之處、深く心配に候。其上小子一身之儀者、甚危く承候へ者、小子を目指候ものも有之由、京都にては因循成と人に目ざされ、關東にては無謀なりと人に目ざされ、是非を辨せず、只々一身相窮、如何にもいたし方無之候。如何にも此れは實情だ。京都での姑息家は、關東では過激家となる。一橋慶喜も、洵とに割の悪しき役目を勤むる譯となつた。

辭職止を
由得ざる理を

是全く先年以來之嫌疑に寄候儀故、此儘に被成置候ては、誠以當惑至極に候。何卒出格之御垂憐を以、早々當職御免被成下候様奉願候。此段吳々も御盡力

可被下候。

前掲は辭表の止む可からざる理由とも事情とも見る可きもの。

扱又圖書頭儀應接之模様、秘密之事而已有之由、所々にて申唱候。虚實難計候へ共、全く虚とも不被存候。先づ昨今關東之形勢如斯、爲御心得、大略申進候。御一覽後、必丙丁え御披可被下候、不備。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿

板倉周防守殿

以上は彼が辭表の止む可からざる次第を、關東の形勢と織り雜へて、縷述に及びたる次第だ。

〔105〕 一橋慶喜の辭表と其の理由書 (三)

辭表追書

一橋慶喜は、同時に水野、板倉の兩閣老に當て、左の追書を送つた。

極密

別啓追々申進候通、只々當分嫌疑に相艱み、行先之程、深く心配致居候。一身之上者兎も角も、不苦候得ども、又々先年之如き儀、出來候時は、一身之上より天下之混事を引出し、遂に形勢も一變致候程之事にて、考候得ば、實以奉恐入候次第に候。昨今之模様、其崩漸顯れ、深く心痛致居候。又先年之如き儀、出來候時者、此度者最早天下之大亂者眼前にて、畢竟御不爲に相成候儀と、深く奉恐入候。

此れは再び安政戊午の將軍候補者問題の混亂を再演するの虞あるを云ふのだ。

實家復歸願

依之相願候者、甚以恐入候得共、當職御免被仰付候上、何卒實家え御戻候様偏

奉願候。

實家とは水戸家へ復歸の意味であらう。それは兎も角も、彼は京都出立の際から、其中間の措置は何れにもせよ、結論は辭職と覺悟してゐた様であるから、此の將軍に取て代らんとするとの、幕吏の邪推は、慶喜其人に於ては、勿怪の仕合にて、辭職の爲めに、恰當の口實を得たものとも認めらるゝ。

其上にて御用之儀者、如何様にも可奉伺、吳々も心中御諒察之上、早早被仰出候様、伏而奉願候。此段可然御取計之程、伏而頼入候。此段極密申進度、如此候。不具。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿

板倉周防守殿

又

別啓別紙一封、御前(將軍)に御差上げ可被下候、御覽後、御兩人とも御一覽可被下候、已上。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿
板倉周防守殿

而して彼が將軍家茂に呈したる辭表は、左の通りだ。

拙書奉欽呈候、向暑之砌御座候得共、益御機嫌克被遊御座候段、誠以恐悅至極奉存候。江戸表方々様御機嫌克、是又恐悅奉申上候。扱私儀東歸之節、上様にも一日も御早々御歸城被遊度思召之段、御内意之趣相伺、御尤千萬、乍恐御心中奉恐察、且者方々様御案思可被遊と、重々痛心仕候義に御座候。方々様とは天璋院や、和宮内親王のこと。

攘夷實行
覺悟

將又其砌御約定奉申上候通、横濱之夷人、自國え引取不申候はゞ、可及一戰、素

將軍に呈
する辭表

幕吏攘夷
の命を背
んぜず

より御留守にては、衆心一致不仕、指揮不行届候に付、引續御歸城相成候様殿下(齋司關白)え申上置候事御座候。乍然鎖港攘夷之事件者、必成勝算有之譯にては無御座候。綸言如汗、台命不可動、故を以關東え罷下り、閣老竝諸役人と相議し、御趣意相貫候様、手強く及應接、承引不仕節者、武臣之職を盡し、閣老竝諸有司之輩と共に討死可仕と一筋に存詰候儀にて、夫故償金決して差遣し申間敷、拒絶之應接早々取掛可申旨、旅中より一書急使を差立、圖書頭(小笠原長行)迄申遣し置、去る八日(文久三年五月)江戸於金川、同所奉行淺野伊賀守、山口信濃守呼寄、是迄應接之模様等相尋、此度鎖港之儀、竝償金遣間敷旨、御趣意之趣具に爲申聞候處、伊賀守申聞候者、此義に於ては、天勅、台命候共、相成兼候義にて、私より強て及差圖候はゞ、私儀を誰歟差殺者必出來可申、抔申拂、一向取敢不申候。

淺野伊賀
守拒命

其後老中若年寄其外諸役人と面議候處、何れも不同意に付、左候はゞ、長崎、箱館之義者、先づ差置、横濱鎖港可及掛合旨爲申聞候處、伊賀守(淺野氏監)申聞候

には、鎖港之應接は仕兼候義にて、拒命之怒にて、手打に候共、此義者承知不仕候と申聞候。右者如何成趣意柄に候哉、不相辨候得共、右様之形勢にて者諸御役人中誰一人も、同意仕候者無之候間、致方無之候。以上は將軍に向つて、幕吏が命を奉せざるを云ふ。

【一〇六】 一橋慶喜の辭表と其の理由書 (四)

慶喜禍心の事

一橋慶喜の將軍家茂に呈したる辭職の申請書は、尙ほ下の如く續いてゐる。風聞承候得ば、攘夷之義者、素々不可行事に候處、私奉畏候者、御爲を不存、不忠之心底と申説、甚敷に至り候ては、私事禍心を包藏仕候もの故、此度之義御請仕候杯、種々之取沙汰申觸候由も承及申候。斯る風説の出で來るも、強ち不思議ではあるまい。慶喜ほどの人物が、斯る場合

攘夷など、眞面目に主張し、若しくは贊同す可きものではない。それには何か其の心底に、測り知り難き秘機を藏するであらうと推猜するは、寧ろ必然と云はんよりは、自然であつたかも知れない。

慶喜眞意

抑私儀先年意外之御答奉、蒙候身分、是迄當職罷在候も、恐入候意味御座候得共、御前(將軍家茂を斥す)には、乍、恐天性之御聰明、寛仁大度被爲渡、毛頭御疑念不被爲在、水魚之御洪恩、身に餘り候故、嫌疑之地位も相忘れ、一身之利害者度外に差置、愚忠を盡し候心底之處、此度東下仕候得ば、前書之次第にて、衆心一致不仕、無是非次第に御座候。

責任上辭表呈出

此れは慶喜其人の本音であらう。將軍家茂は、年少の割りには、聰明にて、比較的臣僚の能否、賢不肖を洞察するの眼あつたことは、隠れなき事實であつた。御役人共御建議仕候趣、一理無之とも難申、畢竟者上様御留守にては、萬事行届不申候間、夫に付ても、只々御威光奉仰候事に御座候。閣老竝諸御役人之状態竝攘夷至難之形勢等も、熟慮不仕、重大之事件、御請仕候段、無智淺識之至、誠

に以恥入奉、恐入候義に御座候依之私儀當職御免奉願候間、不惡御賢察奉願候。尤御免願之義者、和泉守(水野忠精)、周防守(板倉勝靜)兩人を以可申上候間、左様御承知被成下、當職御免幾重にも奉願候。

慶喜としては辭職が尤も賢明の策であつたかも知れない。然も將軍家茂としては、前には總裁職松平春嶽に去られ、今復た後見職一橋慶喜に去らる。未だ丁年にも達せざる將軍として、此の難局に處す、其の心細きこと如何ぞや。

此義奉申上候者、一身安逸を工夫仕候譯には無御座、全重任之身分、不念之御詫申上、且者不肖之身分、向後可成事も無御座候間、旁以御免奉願候事に御座候。

一身安逸
の爲なら
ず

如何に一身の安逸を工夫する譯でない」と辯疏しても、恐らくはその申譯は立つまい。

又水戸中納言義も、同斷恐入候に付、引込可申と内話も御座候。然る上は、鎖港之義者、暫時差置、關東之人心、鎮定之程も如何可有之哉と、深痛心仕候間、右之

水戸慶篤
また引退
を欲す

趣内裏え被仰立、急速還御相成候様仕度奉存候。

慶喜の兄、水戸慶篤は、當時將軍目代として江戸に在り、彼も慶喜同様退身の積りとあれば、將軍は人心鎮撫の爲め、一日も速に歸府相成りたしとの意見。

此意味能々和泉守、周防守相辨へ、丹精仕候て、早々御歸城被爲、在候様、取計方急度御沙汰奉願候。書者不盡言、愚心微忠之段、御賢察奉願候。臨紙落涙數行心思相亂、前後紛亂、御推覽之程、伏而奉願候。誠惶誠恐、頓首百拜。

五月十七日

慶

喜

拜呈

以上の文字は、慶喜其人の立場から見れば、如何にも情を盡し、理を盡してゐる。而して慶喜は上方に向け、鷹司關白、將軍家茂及び水野、板倉兩閣老に當て、上掲の如く(參照一〇三—一〇五)、それぞれ辭表及び其の理由書を發送したが、それと同時に、在府の閣老等には、左の一書を與へた。

在府閣老
への一書

尺書致啓達候。然者今般小子義、外夷掃攘御請申上、東下致鎖港之義、手強之及、
應接、叡慮之趣、相貫候様取計可申存候處、諸有司建議之趣、篤と勘辨致候得者、
畢竟皇國御不爲之儀、熟慮不致、宇内之形勢も不相察、容易に御請致候段、淺智
無識之至、誠以恐入候。依之辭職之一書和泉守、周防守兩人え向、昨日京都え差
立申候。依之此段申進候。不備。

五月十七日

一橋中納言

松平豊前守殿

井上河内守殿

小笠原圖書頭殿

慶喜の缺
點

慶喜自らは「淺智無識」と云ふも、誰も彼を斯く認むるものはあるまい。彼は決して淺智ではない、寧ろ多智だ。無識ではない。寧ろ多識だ。但だ彼に缺くる所は、大體の方針を定めて、それを推行するの經世的大度だ。人各々能あり、不能あり。之

を以て彼に責むるは、或は無理かも知れない。左はあれ彼が心に攘夷の行ふ可からざるを知りつゝ、其の大任を引き受けて京都を去り、著府未だ一週間を出でずして、此の如く辭表沙汰となりたるは、決して彼の信用を増大する所以ではなかつた。

【一〇七】 大場、武田の書翰 (一)

慶喜の二
重態度

若し一橋慶喜を二重人格者と云はずんば、彼の態度は、正しく二重態度と云はねばならぬ。攘夷問題と云はず、償金問題に付ても、彼は京都に於ては鷹司關白や、中川宮などと打合せ、其の辨償の已む可からざるを承認せしめ（徳川慶喜公傳）、且つ江戸に於ては、小笠原長行と默契する所あつたに拘らず（明山公遺跡）、世間に向つては、口を拭ひ、徹上徹下償金反對、即刻攘夷を聲言してゐた。而して一

切の結論は、辭表奉呈もて之を了せんと欲した彼の難局に處する心事は諒とす可きも、彼の態度は直截、公明を缺くものと云はねばならぬ。今や彼の實家たる水戸家の重臣、武田耕雲齋、大場一眞齋が在京の水戸家老鈴木縫殿に答へたる五月十四日附の書狀を見れば、當時所謂硬派と稱す可きものゝ立場を詳にすることが出来るから、煩を憚らず、之を掲載することとする。

中川宮水戸家内達

御書附致拜見候(中略)償金之儀、去る五日(文久三年五月)尾張様(德川茂徳)中納言様(德川慶篤)御兩名御書翰、殿下(鷹司關白)へ相達、右之趣及奏聞候處、天朝御憤不一方、第一水戸家に於て、重き勅命を奉じ罷下候身分、今更微力不行届杯と、申譯にては相濟不申事に候間、屹度相糺可申との朝議も有之、不容易御模様、中川宮様深く御配慮被爲在、水戸家之瑕瑾に不相成候様、種々御工夫も被成下置候得共、此上は愈叡慮徹底、外夷掃攘之功を奏候様、周旋有之候外無之、尙又一眞齋耕雲齋へも篤と申遣、實地之形勢、早々奏聞有之候様、因州中野治

硬派より見たる江戸勢

兵衛を以、右宮様より御内達有之趣、實以難有思召、千萬恐懼之至奉存候。此れは江戸から償金支拂の已む可からざる次第を、水戸、尾張兩藩主から、鷹司關白へ申し達したる結果、朝廷に於て物論蜂起、その爲めに中川宮が善後措置に付て、彼是配慮の次第を云うたのだ。而して以下に大場、武田兩人から、江戸の形勢を縷述してゐる。固より彼等の立場から觀察したるもの。

償金一件に付ては、中納言(德川慶喜)様にも、再應御議論も被爲在候得共、生麥一件は、事柄も相違致候事故、償金相渡し、曲直を正し候上ならでは、拒絕之應接に難被及との満營有司之申立にて、不得已右様之次第に至り候段、追々御運申べく、然る處五月十日拒絕期限御決定にて、右御所置方、一橋様御引受、東下被遊候旨申來候に付、満營之有司、殊之外恐怖致し、隨て形勢も自然相變じ、殊に償金相渡候様、御内決相成候由、一橋様御承知被遊、殊之外御配慮、償金聊たり共、決て渡申間敷旨、以早便被申越、旁御同所様(德川慶喜)御下向前、拒絕之施設可被遊との中納言様御決斷にて、償金渡方も日延被申遣、只管拒絕取計

償金支拂延期